

家畜衛生をめぐる情勢について

令和7年10月10日時点

農林水産省

消費・安全局 動物衛生課

消費・安全局動物衛生課の体制

組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括及び総務班
- ・保健衛生班

家畜防疫対策室

- ・防疫企画班
- ・防疫業務班
- ・防疫対応班
- ・防疫指導班
- ・野生動物対策班
- ・調査分析班
- ・病原体管理班

国際衛生対策室

- ・国際衛生企画班
- ・多国間調整班
- ・リスク分析班
- ・輸出検疫環境整備班
- ・輸入検疫企画班
- ・査察調整班
- ・検疫業務班

関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法（BSE特措法） (平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。

目 次

I. 家畜衛生対策

1. 家畜伝染病予防法の概要	3
2. 水際対策	10
3. 発生予防対策	20
4. まん延防止対策	28

II. 主な家畜疾病

1. 高病原性鳥インフルエンザ	38
2. 豚熱	60
3. アフリカ豚熱	70
4. 口蹄疫	78
5. BSE（牛海綿状脳症）	82
6. ランピースキン病	87
7. ヨーネ病	92
8. その他疾病	96

III. 畜産物の輸出入検疫	100
----------------	-----

IV. 家畜衛生に関する国際連携	106
------------------	-----

家畜伝染病予防法の概要

- 我が国の**畜産業の振興**を図り、もって**畜産経営の安定**と**国民食生活の安定**を図るためには、**家畜の伝染性疾病的発生を予防し、及びそのまん延を防止**することが極めて重要。
- このため、農林水産省及び都道府県の家畜衛生当局は、**家畜伝染病予防法（昭和26年制定）**に基づき、**各種の伝染性疾病的撲滅・清浄化、水際の検疫措置の実施等**に努めている。

●家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）抄

目次

第一章 総則（第一条—第三条の二）

第二章 家畜の伝染性疾病的**発生の予防**（第四条—第十二条の七）

第三章 家畜の伝染性疾病的**まん延の防止**（第十三条—第三十五条の二）

第四章 **輸出入検疫等**（第三十六条—第四十六条の四）

第五章 病原体の所持に関する措置（第四十六条の五—第四十六条の二十二）

第六章 雑則（第四十七条—第六十二条の五）

第七章 罰則（第六十三条—第七十二条）

附則

【対応する主な施策】

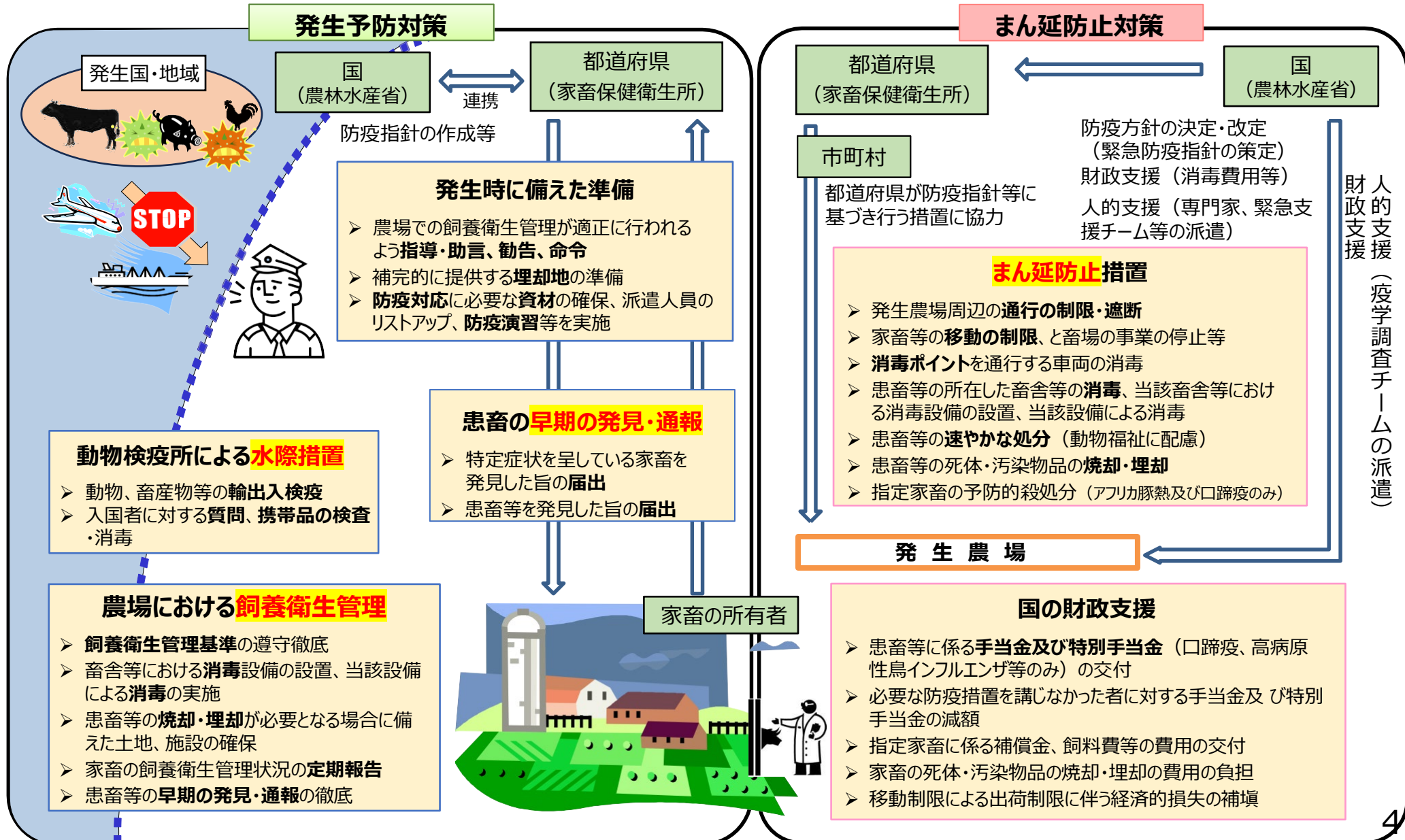
- ➡ **飼養衛生管理基準**の遵守義務等
- ➡ 発生の**届出**、**殺処分**、**移動制限**等
- ➡ **水際措置**（国内外への伝播防止）
- ➡ 国による財政支援（**手当金の交付**等）

（目的）

第一条 この法律は、**家畜の伝染性疾病的**（寄生虫病を含む。以下同じ。）の**発生を予防し、及びまん延を防止**することにより、**畜産の振興を図ることを目的**とする。

発生予防・まん延防止対策

○ 家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を実施。



我が国における家畜防疫体制

- 国は、**都道府県、動物衛生研究部門等と連携**し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、**国際機関とも連携**して輸出入検疫を実施。
- 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として**家畜保健衛生所を設置**し、防疫対策を実施。
国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の**自衛防疫団体**が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	365百戸	267万頭
乳用牛	119百戸	131万頭
養豚	31百戸	880万頭
採卵鶏	17百戸	1億7千万羽
ブロイラー	21百戸	1億4千万羽

令和6年2月公表 畜産統計より

自衛防疫団体

動物検疫所



本所

8支所、18出張所
家畜防疫官 541名
(令和7年4月現在)

農林水産省
消費・安全局

動物医薬品検査所
農研機構動物衛生研究部門

都道府県
家畜保健衛生所

167か所

(病性鑑定施設を含む)

職員数 2,377名

(令和7年4月1日現在)

(厚) 保健所 462か所

(令和7年4月1日現在)

輸出入相手先国・地域

国際獣疫事務局 (WOAH) 等の国際機関



家畜伝染病予防法上の対象疾病

- 家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病のうち、28種類を「**家畜伝染病**」、70種類を「**届出伝染病**」としており、これらを合わせた98種類を「**監視伝染病**」と総称。

監視伝染病（98疾病）

家畜伝染病（28疾病）

【例】

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、
高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥イン
フルエンザ、伝達性海綿状脳症（TSE）、
結核、ヨーネ病 等

伝播力が特に強い左記 8 疾病※
を**特定家畜伝染病**という。

発生の予防、発生時の初動措置
等について具体的かつ技術的な指
針（**特定家畜伝染病防疫指針**）
が定められている。

※TSEのうち特定家畜伝染病と
なっているのは牛に関するもの
（牛海綿状脳症（BSE））のみ。

届出伝染病（70疾病）

【例】

牛伝染性リンパ腫（EBL）、牛ウイルス性下痢
（BVD）、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害
症候群（PRRS） 等

その他の伝染性疾病

監視伝染病以外で、家畜の生産や健康に重大な影響を及ぼすおそれのある疾病

【例】乳房炎、コクシジウム症、新疾病 等

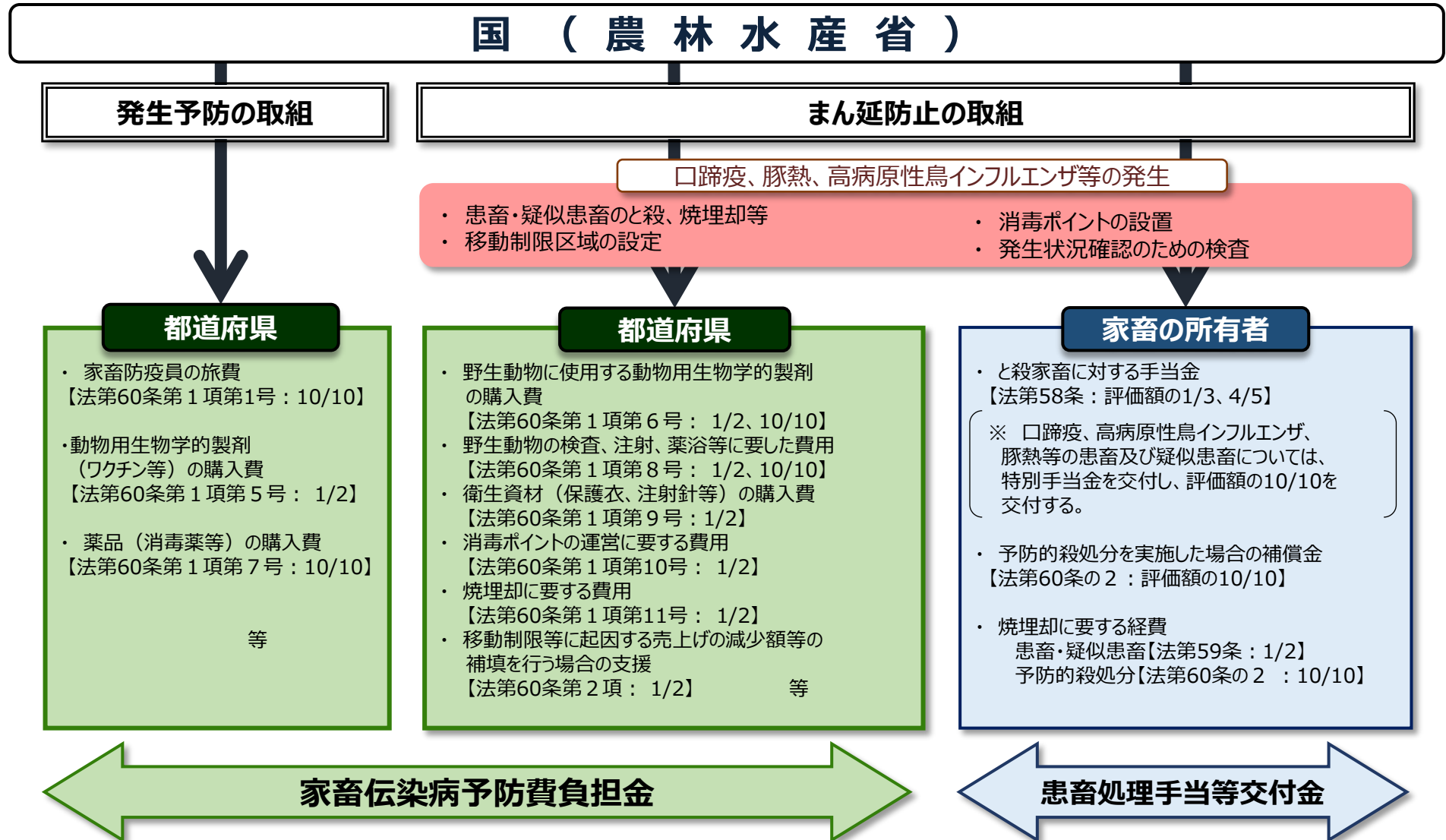
「家畜伝染病」と「届出伝染病」

- 「家畜伝染病」とは、家畜の伝染性疾病のうち、病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものを指す。
- 「届出伝染病」とは、家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、行政機関が早期に疾病の発生を把握し、被害を防止することが必要な家畜伝染病に準じる重要なものを指す。

家伝法上の 類型	対象疾病	発生予防 発生を予防するための 届出、検査等	まん延防止 まん延を防止するための 届出、殺処分、移動制限等	輸出入検疫 国内外への伝播防止のための 輸出入検疫検査等
家畜伝染病 (28種類)	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、 高病原性鳥インフルエンザ 等 【法第16条】	○	○	○
	ヨーネ病 等 【法第17条第 1 項第 1 号】			
	伝達性海綿状脳症 等 【法第17条第 1 項第 2 号】			
届出伝染病 (70種類)	牛伝染性リンパ腫（EBL）、 牛ウイルス性下痢（BVD） 等	○	×	○
監視伝染病 以外の 伝染性疾病	乳房炎、コクシジウム症、新疾 病等	×	×	×

家畜伝染病予防費

○ 家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用を交付。



目 次

I. 家畜衛生対策

1. 家畜伝染病予防法の概要	3
2. 水際対策	10
3. 発生予防対策	20
4. まん延防止対策	28

II. 主な家畜疾病

1. 高病原性鳥インフルエンザ	38
2. 豚熱	60
3. アフリカ豚熱	70
4. 口蹄疫	78
5. BSE（牛海綿状脳症）	82
6. ランピースキン病	87
7. ヨーネ病	92
8. その他疾病	96

III. 畜産物の輸出入検疫	100
----------------	-----

IV. 家畜衛生に関する国際連携	106
------------------	-----

発生予防における水際対策

○ 家畜の伝染性疾病の発生予防においては、病原体を我が国国内に侵入させないための水際対策が極めて重要。

発生予防の全体像（アフリカ豚熱対策を例に）

海外対策

＜旅行者＆船舶・航空機＞

出国前から日本に持ち込ませない

- ・旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



水際対策

＜空港＆海港＞

国内に侵入させない

- ・家畜防疫官、検疫探知犬による検査
- ・旅客の靴底や車両、自転車等の消毒



動物検疫所

国内対策

＜農場＆野生イノシシ＞

農場に侵入させない

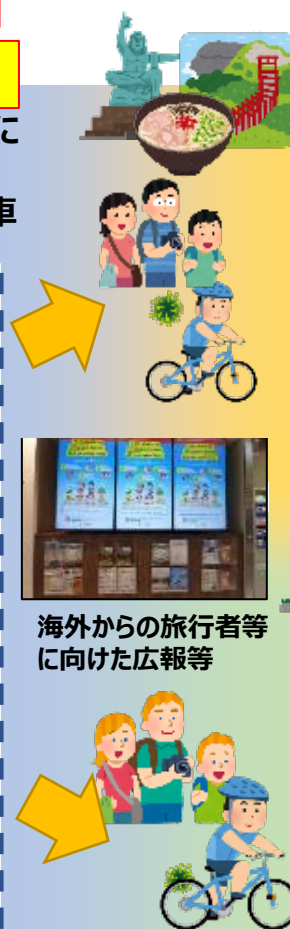
- ・飼養衛生管理の徹底



都道府県

野生イノシシの感染を防止する

- ・旅行者等への周知徹底
- ＜ゴミ放置禁止、消毒等＞
- ・消毒・洗浄ポイントの設置等



都府県

水際対策の体制

- 水際対策の実施に当たっては、**動物検疫所**において、家畜伝染病予防法等に基づき**指定された空海港における輸出入動物や畜産物等の検査**、当該検査に基づく措置を実施し、家畜の伝染性疾病の侵入防止に取り組んでいる。

動物検疫所の配置と指定港

(令和7年4月現在)

- 1本所、8支所、18出張所、6分室体制

● 動物検疫所を配置している場所 (36箇所)

(1本所、8支所、18出張所、6分室に加え3事務所)
※胆振分室は指定港と一致しない

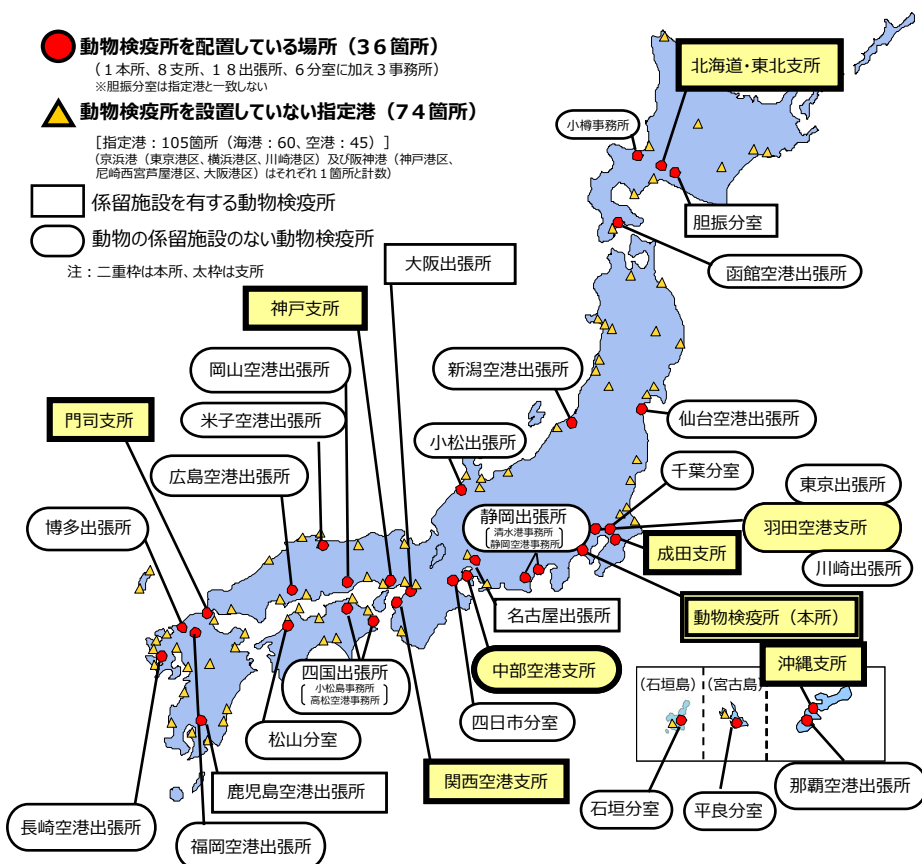
▲ 動物検疫所を設置していない指定港 (74箇所)

[指定港: 105箇所 (海港: 60、空港: 45)]
(京浜港(東京港区、横浜港区、川崎港区)及び阪神港(神戸港区、
尼崎西宮芦屋港区、大阪港区)はそれぞれ1箇所と計数)

□ 係留施設を有する動物検疫所

○ 動物の係留施設のない動物検疫所

注: 二重枠は本所、太枠は支所



家畜防疫官数の推移

R1年度

481名



R7年度

541名

コロナ禍前 (2019年)
から60名増員

◆ 動物の係留検査



◆ 保税倉庫等での畜産物の検査



◆ 空海港カウンターでの手荷物検査



◆ 犬・猫等の検査



空海港における水際検疫

- 海外から口蹄疫やアフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、**空港及び海港**において、**入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査**などの動物検疫措置を徹底。
- **令和2年3月に家畜伝染病予防法が改正され、令和2年7月1日から、出入国者に対する質問、携帯品の検査、違法畜産物の廃棄が可能**となり、病原体侵入防止措置を一層強化。

空海港における旅客に対する水際対策

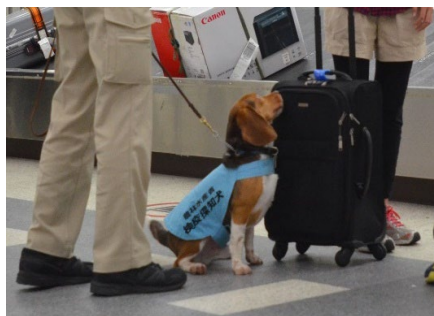
◆ 動物検疫に関する注意喚起 ◆



◆ 発生国からの入国者への質問 ◆



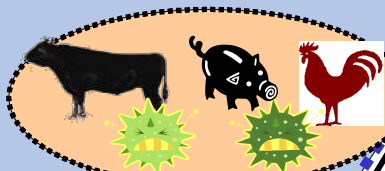
◆ 動植物検疫探知犬による手荷物検査 ◆



◆ 消毒マットを用いた靴底消毒 ◆



疾病の
発生国・地域



STOP



動植物検疫探知犬の活用

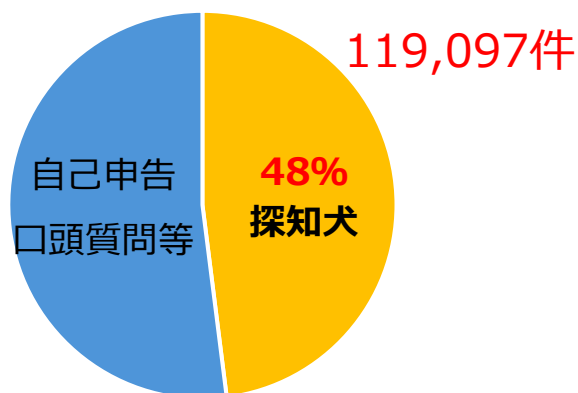
- **検疫探知犬**とは、手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする**肉製品**や**農産物**を嗅ぎ分けて**発見する訓練を受けた犬**であり、日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。
- アフリカ豚熱発生国など**高リスク国からの便の旅客等の検査**に対応するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和2年度末には、**全国で140頭体制を構築**。

検疫探知犬の増頭

H17年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2.7	R3.3～
2頭	18頭	33頭	53頭	105頭	140頭

禁止品の探知実績

動植物検疫探知犬の禁止品探知実績
(R6速報値)



携帯品及び郵便として持ち込まれた
禁止品等（248,080 件）の48%

探知業務



対象物を発見すると、
座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた
家畜防疫官（動物検疫所職員）が
手荷物検査を実施。

検疫対象物

肉類



ハム、ソーセージ類



餃子等の肉製品



果物



令和2年家畜伝染病予防法改正による対策強化

水際
対策

- 令和2年7月に改正家畜伝染病予防法施行。水際検疫における家畜防疫官の権限を強化（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。
- 平成31年4月から、有識者、警察等に相談の上、携帯品検査の対応を厳格化。
- 令和7年7月31日までに、携帯品検査においては7件11名、郵便物検査においては2件4名の逮捕事例。

輸入禁止品の持込みによる逮捕事例（家伝法違反）

○携帯品検査（令和7年7月31日時点）

	逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品	警告書交付日
1	令和元年7月21日	ベトナム人1名	令和元年6月13日 (羽田空港、かも目の卵約25kgと偶蹄類の肉約10kg)	警告書1回目： R元.6.13
2	①令和元年8月6日、 ②令和5年8月27日	①日本人2名、 ②フィリピン人1名	令和元年5月17日 (福岡空港、ソーセージ等91.9kg)	警告書1回目： R元.5.10
			令和元年5月31日 (中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg)	警告書2回目： R元.5.17 警告書3回目： R元.5.31
3	同9月3日	タイ人1名	令和元年9月3日 (羽田空港、ソーセージ1.0kg)	警告書1回目： R元.6.1 警告書2回目： R元.8.24 警告書3回目： R元.9.3
4	同10月15日	ベトナム人3名	令和元年6月下旬から8月中旬にかけて複数回 (関西空港、豚肉・犬肉等 計24.9kg)	(略)
5	令和2年1月21日	タイ人1名	令和元年11月25日 (成田空港、ソーセージ10.5kg)	警告書1回目： R元.11.10 警告書2回目： R元.11.25
6	同3月6日	台湾人1名	令和元年11月14日 (中部空港、血餅 計50kg)	警告書1回目： R元.11.2 警告書2回目： R元.11.14
7	令和6年2月12日	ミャンマー人1名	令和5年1月から令和6年1月にかけて複数回 (成田空港及び羽田空港、ソーセージ等 計22.45kg)	(略)

○郵便物検査（令和7年7月31日時点）

	逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品
1	令和4年2月28日 3月1日	中国人3名	令和3年5月～6月 (関西空港、肉製品 計395.5kg)
2	令和5年1月25日	中国人1名	令和4年10月～11月 (関西空港、肉製品 計11.5kg)

摘発上位国の状況

○携帯品（令和6年（速報値））

	国名	件数（件）※2	重量（kg）※2
1	中国	52,348（25.9%）	25,617（26.9%）
2	韓国	35,008（17.3%）	12,108（12.7%）
3	フィリピン	12,039（6.0%）	6,498（6.8%）
4	ベトナム	10,289（5.1%）	8,485（8.9%）
5	タイ	8,689（4.3%）	3,176（3.3%）
6	インドネシア	6,480（3.2%）	4,259（4.5%）
総件数、総重量		201,903（100%）	95,223（100%）

○郵便物（令和6年（速報値））

	国名	件数（件）※2	重量（kg）※2
1	中国	35,119（76.1%）	45,078（73.1%）
2	ベトナム	5,646（12.2%）	10,710（17.4%）
3	モンゴル	943（2.0%）	725（1.2%）
4	タイ	853（1.8%）	975（1.6%）
5	アメリカ	793（1.7%）	346（0.6%）
6	インドネシア	762（1.7%）	1207（2.0%）
総件数、総重量		46,177（100%）	61,638（100%）

【罰則規定】

家畜伝染病予防法違反：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人の場合5,000万円以下）
（第36条第1号第1項（輸入禁止）違反）

水際対策に関する旅客等への周知・注意喚起

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行者が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、**広報用ポスター**を多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるよう、各ポスターにはQRコードを添付。




NO

BRINGING MEAT PRODUCTS INTO JAPAN IS PROHIBITED.

JUST DECLARE IT OR FINES AND IMPRISONMENT.






STOP!

肉製品包括煮熟的，真空包装以及在免税店購買的物品即使是飛機餐也不例外！

肉製品 禁止帶入日本

如果未經許可 違法攜帶肉類製品進入日本，將被判處3年以下的有期徒刑或最高300萬日圓的罰款










Thông báo quan trọng từ Cơ quan Kiểm dịch động vật của Chính phủ Nhật Bản

Do phát sinh bệnh dịch tả lợn châu Phi v.v. tại Việt Nam v.v. từ ngày 22 tháng 4 năm 2019

Nhật Bản sẽ kiểm soát chặt chẽ việc đem các sản phẩm thịt một cách bất hợp pháp vào trong nước

 Dù có tự nguyện bỏ sản phẩm hay không thì Cơ quan chức năng cũng sẽ xử lý nghiêm khắc việc mang sản phẩm thịt trái phép vào Nhật Bản

- ◆ Thịt bò, thịt lợn, trứng gà v.v. và các thực phẩm chứa những sản phẩm này (sản phẩm thịt) dù đã qua chế biến như nấu chín v.v. cũng không được phép nhập khẩu từ Việt Nam vào Nhật Bản. **Xin vui lòng không đem các sản phẩm này vào Nhật Bản.**
- ◆ Trường hợp mang các sản phẩm thịt vào Nhật Bản bằng hành lý xách tay sẽ là đối tượng bị xử phạt, **trường hợp không khai báo khi nhập khẩu sẽ bị xử lý nghiêm khắc hơn.**

Theo luật của Nhật Bản (Luật phòng chống bệnh truyền nhiễm ở gia súc), **Trường hợp đem sản phẩm thịt vào Nhật Bản không qua kiểm tra nhập khẩu sẽ bị phạt tù dưới 3 năm hoặc bị phạt tiền dưới 3 triệu Yên**

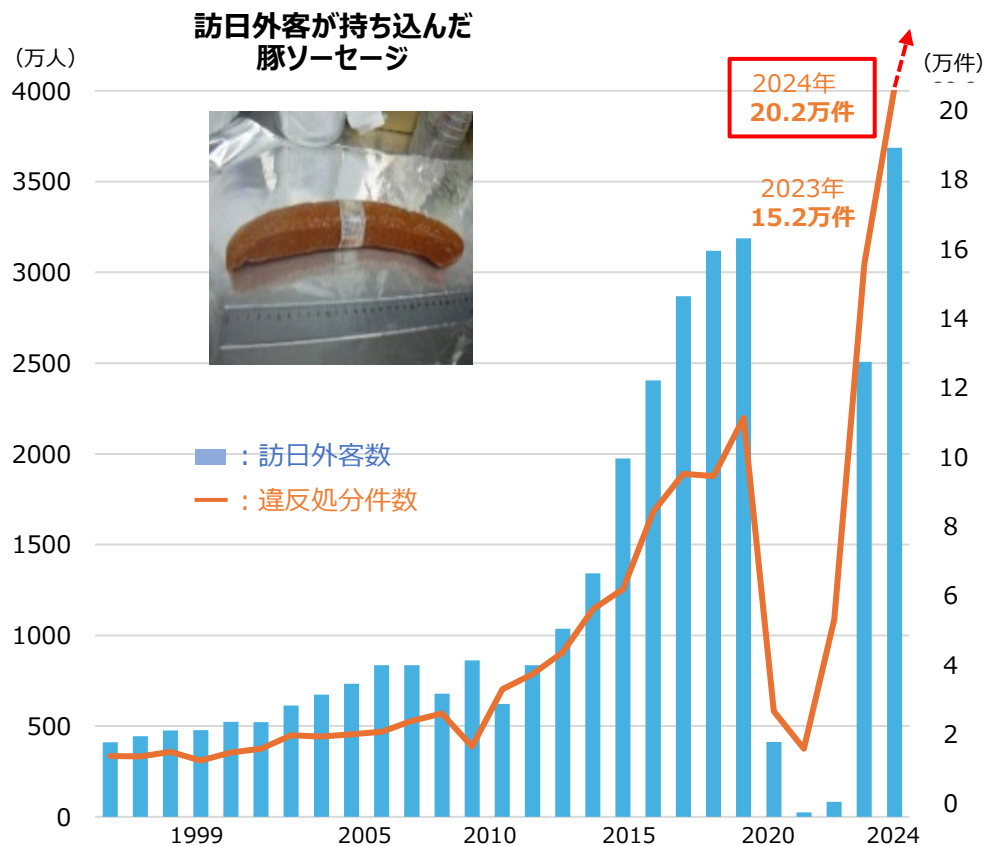
Cơ quan kiểm dịch động vật,
Bộ Nông Lâm Ngư nghiệp Nhật Bản



水際における更なる侵入防止対策の強化

- 訪日外客数の増加により、違反品の持込みが著しく増加。組織的かつ反復した、悪質と思われる事例も顕在化。
- 動植物検疫の強化に向け、「水際検疫の強化に向けた検討会」において、水際強化策の具体化・関係行政機関との連携強化を議論。
- 検討会の議論を踏まえ、法制度面も含め、強化策の具体化に着手。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数



資料：(訪日外客数) 日本政府観光局
(禁止品摘発件数) 農林水産省「動物検疫統計」※2024年は速報値

外国食材店における違法輸入豚肉製品緊急調査

- 購入した豚肉製品66品について、
①外装の確認及び②アフリカ豚熱ウイルス遺伝子の検査を実施。

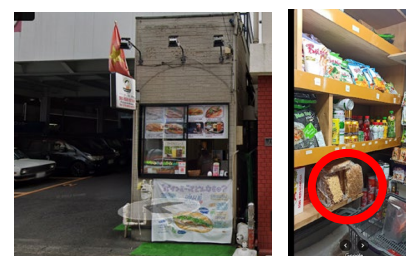
- ① 外装確認の結果、違法輸入疑い品：12品（うちベトナム産9品）
② ①のうちアフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出：2品

* 感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスは発見されていない。

◆外国食材店◆



◆アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出の2品◆



出典：Google Map

- 我が国農林水産業の生産基盤を破壊し、食料の安定供給を脅かす、家畜伝染病や病害虫の侵入リスクが、かつてないほどに増大する中、訪日・在留外国人の増加等の新たな課題に対処するため、動植物検疫の体制の見直しに向け、以下の検討が必要。

1 日本に持ち込ませないための水際検疫体制の強化

(1) CIQ関係行政機関や航空会社等との連携強化

- ① 反復・組織的な持込みの阻止に向けた、CIQ関係行政機関との緊密な連携の下での、事前旅客情報等を活用した、違反常習者を確実に検査できる体制の整備。
- ② 航空会社や在外公館等との連携による、出国前広報も含めた水際検疫制度のより効果的な周知広報の実施。

(2) 先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築

- ① 国際郵便におけるAIを活用したX線画像解析等の新たな検査技術の導入。
- ② 空港の24時間化に伴い、より機動的に動植物検疫を行うための、動植物検疫探知犬の育成・運用方法の見直し。

(3) 動植物検疫制度の周知徹底

- ① 関係行政機関と連携した、在留外国人の地域コミュニティに対する注意喚起。
- ② 動植物検疫の食料安全保障上の重要性への理解醸成を通じた、一般旅客の渡航先からの輸入禁止品の持込防止。

2 輸入禁止品に係る国内対応の取締強化

家畜防疫官への、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品が確認された場合の廃棄に係る権限の付与等、警察との連携を含む実効性のある対応を可能とする、家畜伝染病予防法の改正。

アフリカ豚熱（ASF）の対応強化に係る関係省庁申合せ

水際
対策

- 検討会の中間とりまとめも踏まえ、政府一体となってアフリカ豚熱（ASF）侵入防止に向けた対応を進めるため、令和7年6月26日に「ASFの侵入防止に向けた水際検疫等の強化について」関係省庁申合せを行った。

課題・経緯

- ・平成31年、中国から持ち込まれた肉製品からアフリカ豚熱（ASF）ウイルスを検出。「ASF侵入防止策の強化について（平成31年4月関係省庁申合せ）」に基づき、関係省庁一体となって、水際対策を実施。
- ・昨年、違法に持ち込まれた疑いのある、外国食材店の肉製品から、ASFウイルス遺伝子（感染力なし）を検出。
- ・これを受け、農林水産省では、令和7年3月から、専門家からなる「水際検疫の強化に向けた検討会」を開催。
同年6月4日に、①関係行政機関や航空会社等との連携強化、②制度の周知徹底、③効果的な検査体制の構築、④輸入禁止品に係る取締り強化等の提言を公表。

提言を受けた農水省の対応

- ・家畜伝染病予防法を改正し、外国食材店等への立入検査権限や、違反畜産物が確認された場合の廃棄に係る権限を家畜防疫官に付与し、違反畜産物の流通を阻止。
- ・対象者の属性を踏まえた、違法持込みに対する抑止効果の高い広報の推進。

各省の協力を得て実施することが必要な事項

○水際での摘発強化

- ・違反者のデータベースや事前旅客情報等を積極的に活用した、反復して違反品を持込む者の携帯品の確実な検査の実施【出入国在留管理庁、財務省】
- ・AIを活用したX線画像解析技術の開発など、先端技術の実証・検討【総務省、財務省】

○広報活動の強化

- ・航空会社等を通じた旅客への周知徹底【国土交通省】
- ・在留外国人及びそのコミュニティ等に対する広報の充実【総務省、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、文部科学省】



◆ASFに感染した豚



◆ASFウイルス遺伝子が検出された品

ASFの侵入防止を図るため、関係省庁申合せを行い、政府一体となって対応を進める

目 次

I. 家畜衛生対策

- 1. 家畜伝染病予防法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2. 水際対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3. 発生予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20**
- 4. まん延防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

II. 主な家畜疾病

- 1. 高病原性鳥インフルエンザ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 2. 豚熱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- 3. アフリカ豚熱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
- 4. 口蹄疫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
- 5. BSE（牛海綿状脳症）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
- 6. ランピースキン病・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
- 7. ヨーネ病・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
- 8. その他疾病・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96

III. 畜産物の輸出入検疫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100

IV. 家畜衛生に関する国際連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106

飼養衛生管理基準

- **飼養衛生管理基準**とは、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関して家畜の所有者が**遵守すべき基準**のこと。農林水産大臣が基準を定め、家畜の所有者に対し、遵守を義務付け。
- **家畜の所有者**は、毎年、飼養衛生管理の遵守状況を都道府県知事に**報告**。
- **都道府県**は、**立入検査等**により遵守状況を**確認**。

飼養衛生管理基準とは

●家畜伝染病予防法（抄）

（例）

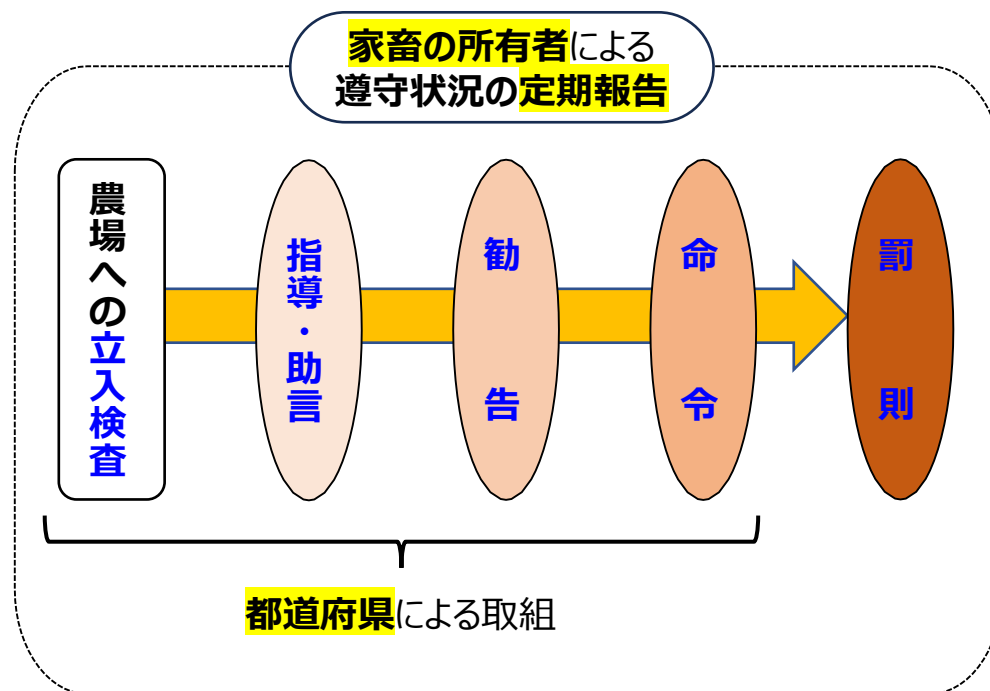
- ✓ 農場関係者向け**マニュアル**の作成
- ✓ **衣服・靴の交換・消毒**
- ✓ **野生動物**の侵入防止対策
- ✓ 異状発見の際の**早期通報**

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該**家畜の飼養に係る衛生管理**（第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の**方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準**（以下「**飼養衛生管理基準**」という。）を定めなければならない。

- 飼養衛生管理基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 当該**家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基本的な事項**
 - 衛生管理区域への家畜の伝染性疾病的病原体の侵入の防止の方法に関する事項**
 - 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病的病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項**
 - 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病的病原体の拡散の防止の方法に関する事項**
 - （略）
- 飼養衛生管理基準が定められた**家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。**
- 4・5 （略）

遵守徹底を図る仕組み



※命令に従わない場合は**公表**。

※飼養衛生管理基準を**不遵守の場合**、家畜伝染病の発生時には、**手当金等が減額**される可能性。

都道府県による指導の高位平準化

- 都道府県による指導のばらつき解消・高位平準化を図るため、令和2年の法改正により、国が飼養衛生管理指導等指針を、県が同指針に即して飼養衛生管理指導等計画をそれぞれ作成し、計画的な指導を行う制度を措置。
- 合わせて、衛生管理に係る責任の所在を明確にし、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、家畜の所有者が、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任することを義務付け。

農林水産省

指導等指針の作成

- ①基本的な方向
- ②重点事項
- ③指導実施体制に関する事項
- ④協議会の活用に関する事項

家畜衛生情報の発信

- ①わかりやすいリーフレットやガイドブック等の作成
- ②HPを使った周知
- ③家畜衛生情報の調査・研究



都道府県

指導等計画の作成

- ①指導等計画に基づく指導
- ②市町村との役割分担、地域協議会の設置・運営
- ③飼養衛生管理者に対する研修

家畜衛生情報の提供

FAX・メーリングリストの活用

飼養衛生管理状況の分析・指導

- ①電話、写真等での確認、立入検査
- ②法に基づく指導・助言、勧告、命令

情報提供・助言

〔 施策情報、科学的知見
他の地域での取組事例 〕

意見・要望

〔 地域の課題やその対策
を取りまとめ 〕

家畜の所有者

飼養衛生管理者（選任）

- ①必要な衛生対策の見える化
・飼養衛生管理マニュアル、看板
- ②飼養衛生管理者によるチェック
・自己点検→衛生管理の徹底
- ③指導を踏まえた改善

自己点検結果
の報告等

研修等の実施

協議会

〇〇地区家畜衛生協議会
地方公共団体 ↔ 生産者団体

- ・情報共有
- ・共同での取組
- ・意見集約

関係事業者

※都道府県・市町村の地域単位等で開催

家さんの飼養衛生管理基準

- 家さんの飼養衛生管理基準では、①人・物・車両によるウイルスの持込防止や②野生動物対策がポイント。
- 特に**大規模農場**については、その家畜の管理に多数の従事者が関わる中、**必要な衛生水準を確保**するため、令和3年の基準改正により、**畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置**や**事前の発生対応計画の策定**等を上乘せで規定。

家さんの飼養衛生管理基準の主なポイント

人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ✓ 衛生管理区域、家さん舎への出入りの際の**洗浄・消毒の徹底**
- ✓ 衛生管理区域**専用の衣服、靴**、家さん舎ごとの**専用の靴の使用**
- ✓ 上記措置の**記録** 等



家さん舎専用の靴の使用



家さん舎ごとの消毒



出入りの最小限化

野生動物対策

- ✓ **防鳥ネット**の設置・修繕、**壁の破損・隙間の修繕**
- ✓ 家さん舎周囲の**清掃、整理・整頓**
- ✓ 上記措置の**定期点検** 等



壁等の破損の修繕



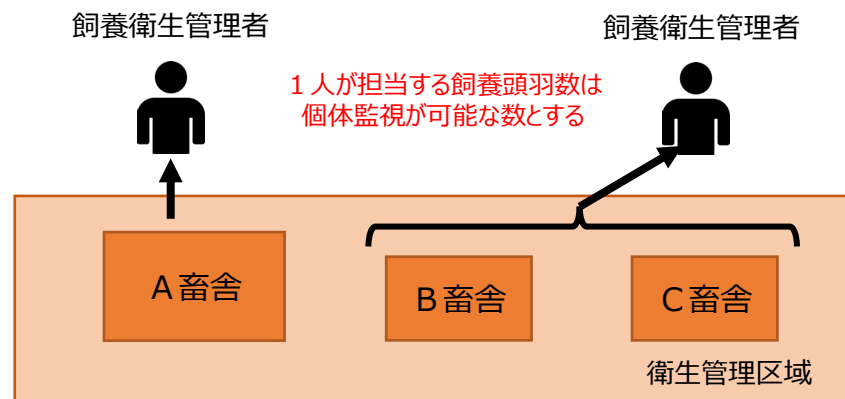
家さん舎周辺の整理整頓



周辺の樹木の剪定

畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

- 畜舎ごとに担当の**飼養衛生管理者**を選任することを義務付け
- 同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、1人が担当する飼養頭羽数に上限を設定（鶏は10万羽、豚は3千頭（ただし、肥育豚は1万頭））



事前の発生対応計画の策定

- 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜所有者（概ね20万羽以上飼養）は、**発生に備えた対応計画を策定**することを義務付け

【発生に備えた対応計画における記載事項】

- ・農場概要・農場内の動線図
- ・農場内で防疫作業に必要な人員
- ・農場内で使用する資材・機材
- ・防疫作業手順（埋却・焼却及び消毒の具体的な方法等）

ウイルスが侵入し得る「隙」

- 飼養衛生管理の基本は、農場に病原体を持ち込まないこと。農場の「隙」を埋める不断の取組が重要。
- 野鳥・野生動物の侵入・誘引防止など従来の対策に加え、直近の発生事例を踏まえた対策強化も必要。

金網や防鳥ネット等の
破損



×小動物が開けたと考えられる穴

集卵ベルトや鶏糞排出口の
隙間



○防鳥ネット・カバーの設置

堆肥舎での卵や廃鶏の
放置による野鳥の誘引



×廃棄卵の放置

鶏舎周辺の野鳥の
住处等の存在



×農場周辺から飛来するカラス

外部作業者の
消毒の不徹底



○タイヤ周りを含めた消毒の徹底

令和7年飼養衛生管理基準改正の主な改正項目

- **全畜種において類似の項目と統合**するなど、整理。
- あわせてペット等として飼養されている小規模農場を対象として、**新たに非商用農場向けの基準を設定**。
- 疫学調査等を踏まえた**侵入防止対策や地域的なまん延防止対策**を家さんの基準に追加。
- 令和7年9月29日に公布し、一部項目を除き10月1日付けで施行。

全畜種共通（重複・類似する項目について統廃合）

- 飼養衛生管理マニュアルに規定する事項の整理
 - ・ 「農場の平面図」を農場内の消毒の実施方法とあわせてマニュアルに含めるよう整理
 - ・ 「愛玩動物の区域内での飼養禁止」について、既に別項目で規定があるためマニュアル内から削除
 - ・ 「洗浄及び消毒等の具体的な方法等」の中に「農場における更衣」の記載を統合
- 家畜の健康観察について、導入時・毎日・出荷時の記載を一つの項目に統合
- 「衛生管理区域に物品を持ち込む際の措置」と、「海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込まない」旨の措置を統合
- 「給与する水の消毒」について、「給餌施設及び給水施設に関する項目」内に統合
- 「衛生管理区域内の整理整頓に関する項目」と、「畜舎等施設の清掃及び消毒に関する項目」と統合

新たに設定する基準（非商用家畜）

- **全ての家畜種の生産物の出荷を行わない小規模飼養農場について、飼養する家畜の感染予防及び周辺へのまん延防止のための基本的な項目を中心とした新たな基準を設定（R8年10月1日施行）**

家さんの基準

- 対象とする家さんにエミュを追加
- **対応計画の策定対象となる大規模所有者が講ずる措置**
 - ・ 入気口へのフィルター、細霧装置等の設置、消毒薬や水の散布等の**塵埃対策（R8年10月1日施行）**
 - ・ **分割管理の導入の検討**
 - ・ 対応計画に農場による人員、資機材等の防疫措置の実施体制を追記
- **再発・密集等高リスク地域対策（R8年1月1日施行予定）**
高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっている地域を予め指定（**大臣指定地域**）し、地域内の農場は以下の取組を実施
 - ・ 地域内の農場は地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、農場内での消毒薬散布、塵埃対策が行えるよう備えておく。
 - ・ 農場周辺における野鳥の生息状況を確認し、農場への侵入リスクについて把握
- **分割管理**に取組む場合、**家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う**よう対応を記載
- 調整池等の**農場敷地内の水場への野鳥飛来防止対策** 等

牛及び豚の基準

- **分割管理**に取組む場合、**家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う**よう対応を記載

- 家畜保健衛生所：117か所
- 病性鑑定家畜保健衛生所等：50か所
(各都道府県の中核を担う病性鑑定家畜保健衛生所等のみ)

序：50か所
 定家畜保健衛生所等のみ
 ,377名

農場HACCP認証に向けた取組

- 家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師など、**地域一体となった生産段階のHACCP手法導入**を推進。
- **農場指導員**（家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員）を**養成**するとともに（H20年度～）、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施（H21年度～）。
- HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の**認証基準を公表**（H21年度）するとともに、**認証制度の構築**を推進。
- **民間での農場HACCPの認証手続きが開始**（H23年度～）。※民間認証機関は2団体（令和7年4月現在）。

農場HACCP認証に向けた取組

農場指導員※

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

衛生管理システムの構築

- ・方針、目標の明確化
- ・組織、役割の明確化
- ・生産工程の明確化、マニュアルの作成
- ・危害因子調査（サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等）
- ・危害要因分析（HA）
- ・必須管理点（CCP）の設定

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

農場HACCP認証を取得した畜産農家の声

- ・経営者や従業員の安全な畜産物を生産するという意識・責任感が高まった
- ・作業の平準化が図られ、生産性が向上した

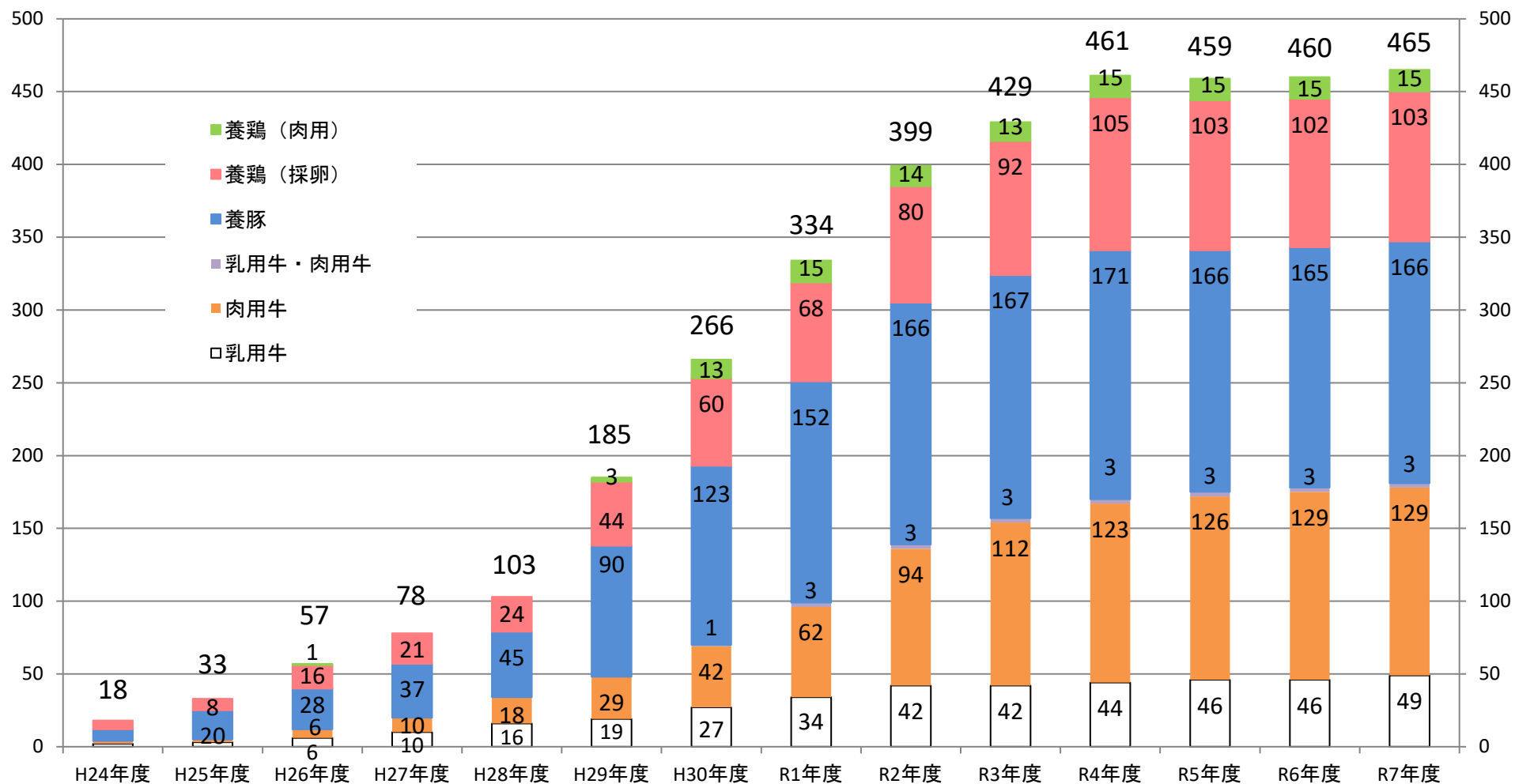


消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

農場HACCP認証取得の推移

○ 農場HACCP認証を取得した農場数は、令和7年5月時点で465戸。



目 次

I. 家畜衛生対策

1. 家畜伝染病予防法の概要	3
2. 水際対策	10
3. 発生予防対策	20
4. まん延防止対策	28

II. 主な家畜疾病

1. 高病原性鳥インフルエンザ	38
2. 豚熱	60
3. アフリカ豚熱	70
4. 口蹄疫	78
5. BSE（牛海綿状脳症）	82
6. ランピースキン病	87
7. ヨーネ病	92
8. その他疾病	96

III. 畜産物の輸出入検疫	100
----------------	-----

IV. 家畜衛生に関する国際連携	106
------------------	-----

特定家畜伝染病の発生状況

- **口蹄疫**は、平成22（2010）年4月に宮崎県で10年ぶり発生。翌平成23（2011）年2月にはWOAHの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。他方、**海外では継続的に発生しており、令和7（2025）年3月には韓国で発生。**
- **豚熱**は、平成30（2018）年9月に岐阜県で26年ぶり発生、以降24都県で99事例発生。令和元（2019）年10月のワクチン接種後発生は散発的となるも、**ワクチン接種県における発生もお見られる状況。**
- **アフリカ豚熱**は、我が国では未発生なるも、平成30（2018）年に中国で発生して以降、アジア全域に感染拡大。**韓国では、令和5（2023）年12月に釜山広域市の野生イノシシで感染を確認し、我が国への侵入リスクは高い。**
- **牛海綿状脳症（BSE）**は、平成13（2001）年9月に国内で初めて発生して以降、36事例発生。平成25（2013）年5月のWOAH総会で「無視できるBSEリスク」国に認定（**平成14（2002）年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない**）。
- **高病原性鳥インフルエンザ**は、令和2年シーズン以降、毎年、秋から春にかけて発生。**今シーズン（令和6年シーズン）は、トップシーズンである1月に発生が急増し、累計14道県51事例発生、約932万羽を殺処分。**
- **牛痘**は、大正11（1922）年以降我が国での発生は確認されておらず、国際的にも、平成23（2011）年5月のWOAH総会において撲滅が宣言。
- **牛肺疫**は、昭和15（1940）年以降我が国での発生は確認されていないが、国際的にはアフリカ中心に発生継続。

発生事例数

年（西暦）	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	9	4	5	5
牛海綿状脳症（BSE）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	28	66	38	23	35

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（疑似患畜を含む）。注2：データは2025年6月末時点の集計結果。

早期通報の徹底

- 鳥インフルエンザ等のまん延防止のためには、発生農場からのウイルス拡散を防止することが重要であり、農場内でウイルスを増殖させず、速やかに封じ込めることが必要。
- 農場内でのウイルス増殖を防ぐためには、いかに早期に異状を発見し、防疫措置を開始できるかにかかっている。
- 異状の早期発見・早期通報が行われなかった場合は、いわゆる「通報遅れ」によってまん延の可能性を高めたとして、手当金が減額される事由となり得ることに留意。

手当金減額事例数（鳥インフルエンザの場合）

	発生事例	手当金減額事例	うち「通報遅れ」による減額事例
R2シーズン	52事例	27事例	4事例
R3シーズン	25事例	14事例	2事例
R4シーズン	84事例	43事例	10事例
R5シーズン	11事例	8事例	1事例

※減額事例は、[農水省ホームページ](#)にも掲載

◆具体例

【減額割合】 手当金及び特別手当金：**2.35割減額（23.5%減額）**

【減額理由】

農場の管理者は飼養衛生管理基準に従い、来場者の消毒実施状況の記録、衛生管理区域に立ち入る際の手指消毒、衛生管理区域に入る車両の消毒及び車内における交差汚染防止対策、衛生管理区域専用の衣服の着用及び更衣する際の交差汚染防止対策、家きん舎に立ち入る際の靴の交換、防鳥ネットの設置及び修繕、衛生管理区域の除草や資材の整理整頓等を行う必要がありますが、当該農場ではこれらが適切に行われていませんでした。**また、家きんに異状が認められていたにもかかわらず、7日間家畜保健衛生所への通報がなされませんでした。**

早期通報の呼び掛け（江藤農林水産大臣メッセージ）

◆令和7年1月7日（農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部）

早期通報が出来なかった農場が残念ながら見られます。

「違うのではないか、鳥インフルエンザではないのではないか。」

そう思いたい気持ちも分からないでもない。自分のところで発生すれば、移動制限が敷かれて周りの農場にも御迷惑をかける。躊躇する気持ちも分かりますが、しかし、**早期に通報することが、最終的には被害の拡大を防ぐ一番の方法であります。**何度も申し上げますが、どんなに努力をしても人間の努力には限界があり、（ウイルスが）入ってしまうときは入ってしまう。しかしそれは、自分を責める気持ちもあるかもしれませんが、**そういう気持ちをお持ちになるよりも、怪しいと思ったら、間違いでもいいから通報し、検査を受けていただく。これがこの養鶏業界を守る一番の道だと思っております。**

◆令和7年1月14日（農林水産大臣メッセージ）

第二に、**早期通報**です。

残念ながら、相変わらず、通報が遅い事例が多いです。

私の出身・宮崎県では、**「空振り」の通報が増えました。**

それで良いのです。

「怪しい」「もしかしたら」と少しでも感じたら、とにかく通報してください。

地域を守るため、早期通報の徹底を、お願いします。

迅速な防疫措置のための初動対応

まん延
防止

- 特に鳥インフルエンザの場合、迅速な防疫措置（殺処分・埋却等）を実施するためには、**初動対応**が最重要。
- 初動の約12時間に行うべき、①検査の迅速かつ確実な実施②防疫措置開始に向けた諸準備③農林水産省はじめ関係機関との適時適切な情報共有、の3点について、各都道府県における体制の整備・点検が重要。

【防疫措置関連】

防疫措置準備

- ・防疫計画の策定、庁内体制の構築
- ・農場の下見（先遣隊派遣）
- ・焼埋却手法決定→事業者と調整



① 資機材関係

- ・防疫資機材の在庫確認→不足時は追加調達
- ・防疫作業基地の選定・設営
- ・防疫資機材の基地への搬入

② 動員関係

- ・必要動員規模の把握→不足時は応援要請
- ・動員組織と調整、関係団体・民間業者と契約
- ・作業員の輸送手段確保

③ その他

- ・消毒ポイント設置準備
- ・通行遮断に係る警察との調整
- ・疫学調査隊準備

防疫措置開始

疑い事例確認
(異状鶏通報)

簡易検査
陽性

家畜防疫員の立入
・稟告、疫学聴取
・臨床検査
・簡易検査

通報

報告

病鑑家保持ち込み

遺伝子
検査

検査結果

共有

確定

農
林
水
産
省

共有

判定

動
衛
研
31

【約10時間】

【約2時間】

疑似患畜確定

分割管理の推進

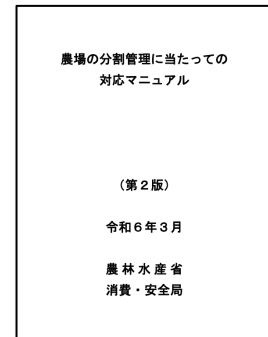
- 患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分となるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人・物・家畜等の動線を分けることで農場を分割し、殺処分の範囲を限定することが可能（分割管理）**。
- 分割管理の導入に向けた検討は都道府県により偏りがある状況だが、**先行事例を紹介しつつ、大規模農場における分割管理の導入を推進**。

分割管理の取組の際の課題と解決の「タネ」

取組の際の課題	解決に向けた「タネ」
施設整備が必要な取組という認識	作業動線の見直しなど、 ソフト対策のみで検討している事例あり 。
大規模農場向けの取組という認識	中小規模であっても検討している事例あり 。
施設整備のための 資金が不足	衛生管理区域を別に設定し一時的に既存施設を使用する、仮設柵を設置するなど、 段階的な分割管理の導入が可能 。
従業員を分けられない	シャワーインによる対応が可能 。
農場内の 施設の配置上対応困難	経営規模拡大に取り組む際に合わせて検討が可能 。

分割管理の導入支援

- 「農場の分割管理に当たっての**対応マニュアル**」において、分割管理の取組についての**基本的な考え方**や**取り組む際のポイント**について記載



農林水産省ホームページ
ホーム

→消費・安全

→家畜の病気を防ぐために

→農場の分割管理について

https://www.maff.go.jp/j/syouan/doiuei/katiku_yobo/bunkatukanri.html

- **消費・安全対策交付金（家畜衛生の推進（ハード））**で支援可能

3. 農場の分割管理の導入

高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、**農場の分割管理**に取り組む場合に追加で必要となる**更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、堆肥舎等の設備・機器等**の整備を支援します。

【お問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

分割管理に取り組んでいる事例

○ 各農場の現状・課題に応じて、要すれば予算事業を活用しつつ、分割管理に取り組む事例あり。

事例 1（令和 5 年 11 月～分割管理開始）

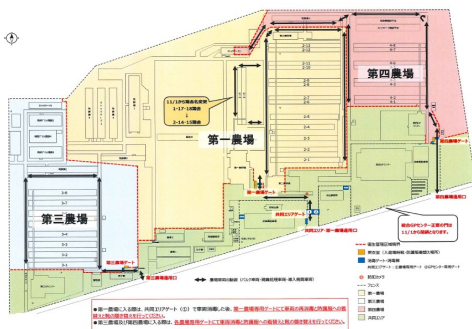
【分割前】



課題・現状

- 次シーズンまでに分割管理を開始したい意向
- 消毒ゲート、更衣室、堆肥舎が一部共通
- 従業員が共通
- GPセンターは 3 箇所

【分割後】



対応

- ✓ 既存施設を元に、3 農場に分割。農場間に境界柵を設置（消費・安全対策交付金を活用）し、区域毎に消毒ゲートを整備
- ✓ 早期に分割管理を開始するため、仮設柵・仮設更衣室を設置し、既存の堆肥舎を活用して分割管理を開始（堆肥舎整備後、衛生管理区域を再設定予定）
- ✓ 従業員を専属化し、分割後の運用の変更点、疾病発生時の農場毎の対応等について定期的に研修会を実施

事例 2（令和 6 年 4 月～分割管理開始）

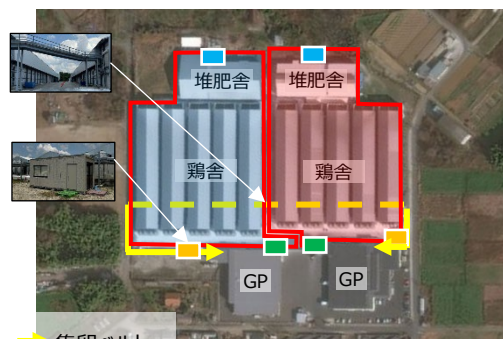
【分割前】



課題・現状

- 区画の境界が不明確
- 中央部分で集卵ベルトが共用
- 消毒ゲート、更衣室、死体保管庫は共用
- 堆肥舎、GPセンターは区画毎
- 従業員は鶏舎毎に配置

【分割後】



対応

- ✓ 一時的な対応として三角コーンを設置、境界を明確化（境界柵を整備予定）
- ✓ 集卵ベルトの共用停止
- ✓ 車両用の入場ルート of 仮設定（消毒ゲートを整備予定）
- ✓ 更衣室を整備
- ✓ 死体保管庫を独立した衛生管理区域に設定（区画毎の保管庫を整備予定）
- ✓ 従業員教育の実施

埋却・焼却

- 家畜伝染病予防法上、まん延防止のための**埋却地等の確保は、家畜の所有者の責務。**
- **確実に活用できる埋却地の確保状況の確認**とともに、**焼却の活用**も推進。鳥インフルエンザの発生事例では、令和4年シーズンは約3割、令和5年シーズンは約5割、**令和6年シーズンは約4割で焼却を活用。**
- 焼却の活用にあたっては、**焼却施設が対応可能かの確認・事前の取り決め**のほか、**焼却施設までの運搬ルート**を決める等の**事前調整が重要**であり、先行事例の共有等により、更に取組を推進。

●家畜伝染病予防法（抄）

（家畜の所有者の責務）

第二条の二 **家畜の所有者は**、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該**家畜に起因する家畜の伝染性疾病的まん延を防止することについて第一義的責任を有している**ことを自覚し、家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努めなければならない。

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第二十一条第一項の規定による**焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保**その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2～5 （略）

死体の処理方法（鳥インフルエンザの場合）

	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン
埋却	56事例 (66.7%)	6事例 (54.5%)	31事例 (60.8%)
焼却	21事例 (25.0%)	3事例 (27.3%)	5事例 (9.8%)
埋却・焼却の併用	7事例 (8.3%)	2事例 (18.2%)	15事例 (29.4%)
合計	84事例	11事例	51事例

◆移動式焼却炉の活用◆

- R6シーズンでは、**移動式焼却炉**を動物検疫所から**発生県に貸与し、焼却作業に活用**した事例あり。



- **令和6年シーズン**における**発生51農場のうち46農場**（採卵鶏農場では40農場のうち36農場）が、令和7年9月1日時点で**経営再開済み**。
- **発生農場**に対しては、**家畜伝染病予防法**に基づき、原則として、**殺処分した家さんの評価額の全額**が**手当金**として交付。**迅速な手当金の交付に向け、県とも連携**。

経営再開状況（令和7年9月1日時点）

経営再開支援メニュー

◆発生農場における再開状況◆

	発生農場数	再開済み	未再開	再開予定なし
R2シーズン	52	48	0	4
R3シーズン	23	18	1	4
R4シーズン	81	74	0	7
R5シーズン	11	8	0	3
R6シーズン	51	46	1	4

【家畜伝染病予防費】

- 家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した家さんに対する手当金**について、原則として**評価額の全額**を交付【**全額国費**】。

【評価額の算定方法】

- ・ヒナ導入価格に、エサ代等、飼養に要した費用（生産費）を積上げ。
- ・採卵鶏は、産卵最盛期以降、飼養日数に応じ、廃鶏時の価格まで減損。

- 迅速な交付に向け、農家に対する**必要書類の事前周知・申請フォロー**、家保・県庁における**進捗管理**、**審査の進捗状況**の農家へのフィードバック等について、**発生県と連携して対応**。

◆採卵鶏農場における再開状況◆

	発生農場数	再開済み	未再開	再開予定なし
R2シーズン	31	28	0	3
R3シーズン	14	12	1	1
R4シーズン	61	56	0	5
R5シーズン	7	4	0	3
R6シーズン	40	36	0	4

【家畜防疫互助基金支援事業】

- 発生農場の**空舎期間の固定経費**（雇用労賃、地代等）**相当分**を支援。

【家畜疾病経営維持資金・農林漁業セーフティネット資金】

- 経営再開に必要な**家さんの導入**、**飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金や農林漁業セーフティネット資金の活用が可能。

（注1）「発生農場数」は、公的機関や展示施設など畜産業以外の発生及び関連農場を除く。
（注2）「未再開」は、再開予定がある又は再開するかが未定の農場を含む。

- 豚熱が発生した農場に対しては、原則として殺処分された家畜の評価額の全額を手当金として交付。
- これに加えて、**家畜防疫互助基金**や**飼料・営農資材の購入**等に要する資金の低利融資も用意。

経営再開支援メニュー

【家畜伝染病予防費】

- 発生農場の早期経営再開に向け、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分した豚、イノシシに対する手当金について、原則として評価額の全額を交付【全額国費】。

【家畜防疫互助基金支援事業】

- また、経営再開に向けた支援として、発生農場の空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援。

【家畜疾病経営維持資金・農林漁業セーフティネット資金】

- さらに、経営再開に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金（貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：年間経営費等の6か月分又は600万円）の活用が可能。

家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニュー）

まん延
防止

○ **重大疾病発生時のセーフティネット**として、対象疾病の発生に伴う家畜等の処分により経営停止などの深刻な影響を受けた畜産農家向けに、**迅速な資金融通**を行うことで、**疾病発生直後の資金繰りを支援**。

貸付条件

貸付対象	対象疾病発生農家
貸付限度額	手当金等交付見込額（上限：3億円） ⇒ 家畜1頭羽当たりの単価 × 処分頭羽数
償還期限	2年以内（一括償還） 手当金等の交付を受けたら 償還期限にかかわらず速やかに償還
貸付金利	無利子
その他の支援	保証料免除
融資機関	民間金融機関 農協、銀行、信用金庫、商工中金 等

◆家畜1頭当たりの単価（主なもの）

肉用牛	552,532円
乳用牛	296,822円
繁殖豚（雌）	71,936円
肥育豚	16,030円
採卵鶏	839円
肉用鶏	374円

※1 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が対象。

※2 発生農家であっても、都道府県に対する通報が大幅に遅延した疑いがある場合、異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、まん延につながる行動をとった疑いがある場合などは、対象にならない。

※3 疾病発生から資金融通までの期間は、債務保証の利用等、個々の利用条件により異なるが、最短で数週間から1か月を想定。

※4 手当金等交付見込額は、過去の手当金等交付時の評価実績額に0.8を乗じて得た畜種ごとの1頭羽当たりの単価に処分頭羽数を乗じて計算。

※5 農業保証保険制度による債務保証を利用する場合は、農家が負担する保証料を免除。

目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	28
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	38
2． 豚熱	60
3． アフリカ豚熱	70
4． 口蹄疫	78
5． BSE（牛海綿状脳症）	82
6． ランピースキン病	87
7． ヨーネ病	92
8． その他疾病	96
III． 畜産物の輸出入検疫	100
IV． 家畜衛生に関する国際連携	106

■ 原因（病原体）

- 国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルス



元気消失

■ 対象家さん

- 鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

■ 症状・特徴

- 元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色（紫色）、咳、鼻水、下痢。
- 急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：

海外では、家さん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

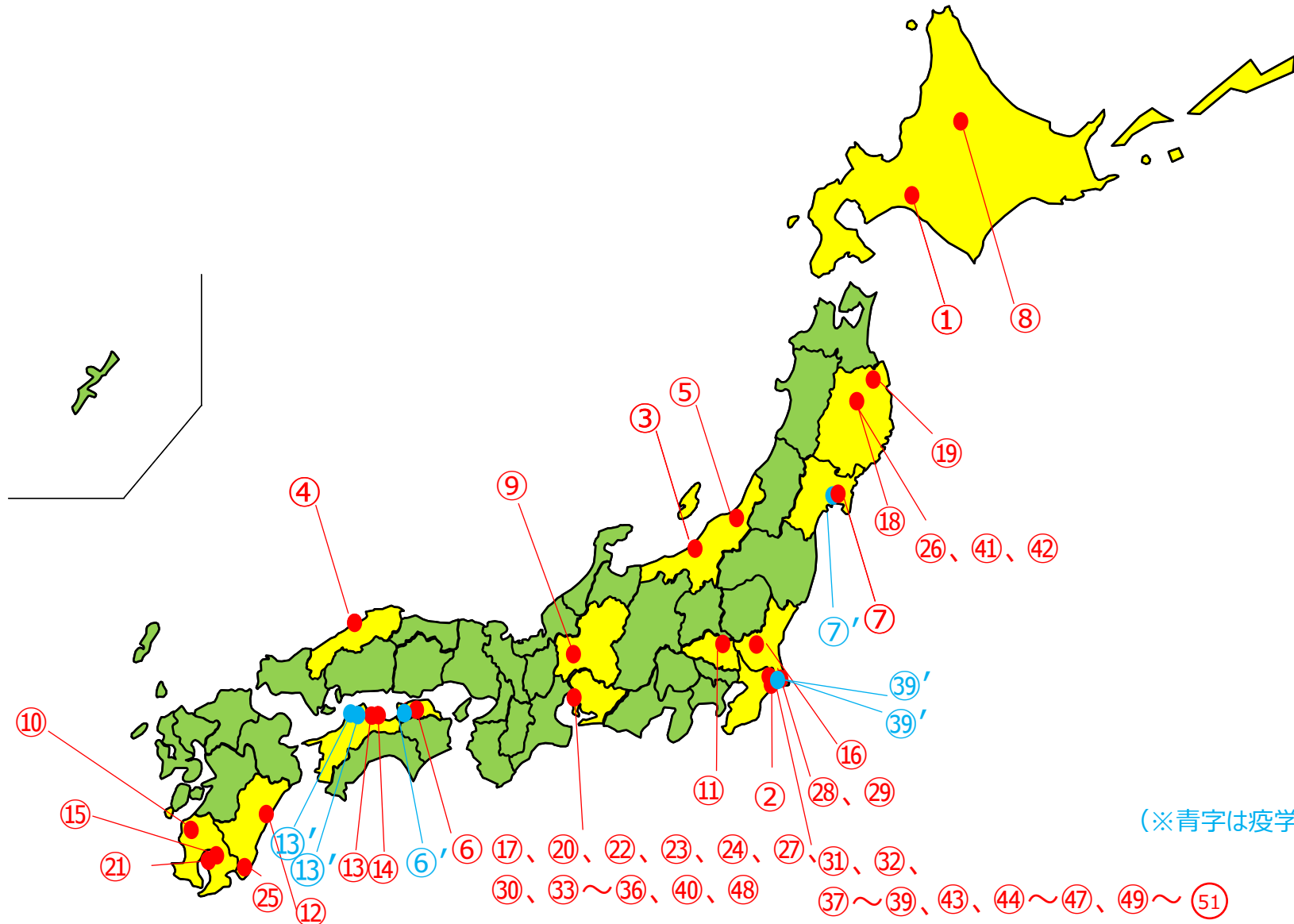
■ 発生状況

- 渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成 26、28、29、令和 2 ～ 6 年シーズンに発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

令和6年シーズンの発生事例・防疫措置の状況 ①

○ 令和6年シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、累計で14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分の対象となった。



令和6年シーズンの発生事例・防疫措置の状況 ②

○ 令和6年シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、累計で14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分の対象となった。

事例数：51事例（防疫措置対象：農場 57施設 約932万羽）					農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
発生場所			発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3		防疫措置（殺処分・消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
①	北海道 1	養鶏場 （北海道厚真町）	令和6年 10月17日	約2.0万羽 （肉用鶏・平飼い）	10月17日	10月17日 10時00分	10月20日 18時00分	11月1日 0時00分	11月11日 0時00分
②	千葉 1	養鶏場 （千葉県香取市）	令和6年 10月23日	約3.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	10月23日 （持ち回り）	10月23日 8時00分	10月24日 18時00分	11月5日 0時00分	11月15日 0時00分
③	新潟 1	養鶏場 （新潟県上越市）	令和6年 10月26日	188羽 （採卵鶏・平飼い）	10月26日 （持ち回り）	10月26日 10時00分	10月26日 15時00分	11月7日 0時00分	11月17日 0時00分
④	島根 1	養鶏場 （島根県大田市）	令和6年 10月31日	約40.2万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	10月31日 （持ち回り）	10月31日 4時30分	11月10日 9時15分	11月21日 0時00分	12月2日 0時00分
⑤	新潟 2	養鶏場 （新潟県胎内市）	令和6年 11月6日	約33.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月6日 （持ち回り）	11月6日 8時00分	11月12日 17時00分	11月24日 0時00分	12月4日 0時00分
⑥	香川 1	養鶏場 （香川県三豊市）	令和6年 11月7日	約4.3万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月7日 （持ち回り）	11月7日 22時00分	11月12日 15時00分	11月24日 0時00分	12月4日 0時00分
⑥′	香川 1	養鶏場 （香川県観音寺市）		約2.8万羽 （採卵鶏）				-	-
⑦	宮城 1	養鶏場 （宮城県石巻市）	令和6年 11月10日	約12.3万羽 （肉用鶏・平飼い）	11月10日 （持ち回り）	11月10日 11時00分	11月16日 17時00分	11月28日 0時00分	12月8日 0時00分
⑦′	宮城 1	養鶏場 （宮城県石巻市）		約4.8万羽 （肉用鶏）				-	-
⑧	北海道 2	養鶏場 （北海道旭川市）	令和6年 11月12日	約4.4万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月12日 （持ち回り）	11月12日 1時00分	11月16日 13時00分	11月28日 0時00分	12月8日 0時00分
⑨	岐阜 1	養鶏場 （岐阜県本巣市）	令和6年 11月19日	約1.5万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月19日 （持ち回り）	11月19日 8時30分	11月22日 10時20分	12月4日 0時00分	12月14日 0時00分
⑩	鹿児島 1	養鶏場 （鹿児島県出水市）	令和6年 11月20日	約11.3万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月20日 （持ち回り）	11月20日 7時00分	11月25日 12時00分	12月6日 12時00分	12月17日 0時00分
⑪	埼玉 1	家さん農場 （埼玉県行田市）	令和6年 11月25日	2,528羽 （あひる（肉用）・平飼い）	11月25日 （持ち回り）	11月25日 8時00分	11月26日 10時00分	12月8日 0時00分	12月18日 0時00分
⑫	宮崎 1	養鶏場 （宮崎県川南町）	令和6年 12月3日	約2.7万羽 （肉用鶏・平飼い）	12月3日 （持ち回り）	12月3日 7時00分	12月4日 14時00分	12月15日 14時00分	12月26日 0時00分

※1 疑似患畜と確認した日 ※2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。※3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。

令和6年シーズンの発生事例・防疫措置の状況 ③

○ 令和6年シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、累計で14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分の対象となった。

事例数：51事例（防疫措置対象：農場 57施設 約932万羽）					農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
発生場所			発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3		防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
⑬	愛媛1	養鶏場 （愛媛県西条市）	令和6年 12月10日	約14.2万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	12月10日 （持ち回り）	12月10日 8時00分	12月20日 20時00分	1月6日 6時00分	1月17日 0時00分
⑬′	愛媛1	養鶏場 （愛媛県西条市）		約8.9万羽 （採卵鶏）				-	-
⑬′	愛媛1	養鶏場 （愛媛県今治市）		7羽 （採卵鶏）				-	-
⑭	愛媛2	養鶏場 （愛媛県西条市）	令和6年 12月19日	約11.0万羽 （採卵鶏・ケージ、平飼い）	12月19日 （持ち回り）	12月19日 9時00分	12月26日 9時00分	1月6日 6時00分	1月17日 0時00分
⑮	鹿児島2	養鶏場 （鹿児島県霧島市）	令和6年 12月20日	約9.0万羽 （肉用鶏・平飼い）	12月20日 （持ち回り）	12月20日 10時00分	12月23日 18時00分	1月3日 12時00分	1月31日 0時00分
⑯	茨城1	養鶏場 （茨城県八千代町）	令和6年 12月29日	約107.9万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	12月29日 （持ち回り）	12月29日 12時00分	1月17日 10時00分	1月29日 0時00分	2月8日 0時00分
⑰	愛知1	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月2日	約14.4万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月2日 （持ち回り）	1月2日 8時00分	2月1日 12時00分	2月26日 14時00分	3月9日 0時00分
⑱	岩手1	養鶏場 （岩手県盛岡市）	令和7年 1月2日	約12.0万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月2日 （持ち回り）	1月2日 9時00分	1月6日 18時00分	2月11日 9時00分	2月22日 0時00分
⑲	岩手2	養鶏場 （岩手県軽米町）	令和7年 1月5日	約4.8万羽 （肉用鶏・平飼い）	1月5日 （持ち回り）	1月5日 9時00分	1月7日 21時00分	1月18日 9時00分	1月29日 0時00分
⑳	愛知2	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月6日	約12.3万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月6日 （持ち回り）	1月6日 8時00分	2月5日 12時00分	2月26日 14時00分	3月9日 0時00分
㉑	鹿児島3	養鶏場 （鹿児島県霧島市）	令和7年 1月7日	約12.0万羽 （肉用鶏・平飼い）	1月7日 （持ち回り）	1月7日 9時00分	1月9日 16時00分	1月20日 12時00分	1月31日 0時00分
㉒	愛知3	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月9日	約13.6万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月9日 （持ち回り）	1月9日 21時00分	2月4日 12時00分	2月26日 14時00分	3月9日 0時00分
㉓	愛知4	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月10日	約5.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月10日	1月10日 9時40分	1月30日 12時00分	2月26日 14時00分	3月9日 0時00分
㉔	愛知5	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月10日	約11.2万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月10日	1月10日 9時40分	1月30日 12時00分	2月26日 14時00分	3月9日 0時00分

※1 疑似患畜と確認した日 ※2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。 ※3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。

令和6年シーズンの発生事例・防疫措置の状況 ④

○ 令和6年シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、累計で14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分の対象となった。

事例数：51事例（防疫措置対象：農場 57施設 約932万羽）					農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
発生場所		発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3	防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除		
				開始				完了	
㉔	宮崎2	養鶏場 （宮崎県串間市）	令和7年 1月11日	約3.0万羽 （肉用鶏・平飼い）	1月11日 （持ち回り）	1月11日 7時00分	1月12日 13時50分	1月23日 14時00分	2月3日 0時00分
㉕	岩手3	養鶏場 （岩手県盛岡市）	令和7年 1月11日	約40.4万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月11日 （持ち回り）	1月11日 9時00分	1月16日 21時00分	2月11日 9時00分	2月22日 0時00分
㉖	愛知6	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月11日	約1.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月11日 （持ち回り）	1月11日 22時00分	1月30日 12時00分	2月26日 14時00分	3月9日 0時00分
㉗	千葉2	養鶏場 （千葉県銚子市）	令和7年 1月12日	約40.8万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月12日 （持ち回り）	1月12日 14時00分	2月6日 14時55分	3月5日 0時00分	3月15日 0時00分
㉘	千葉3	養鶏場 （千葉県銚子市）	令和7年 1月15日	約40.8万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月15日	1月15日 16時00分	2月13日 15時20分	3月5日 0時00分	3月15日 0時00分
㉙	愛知7	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月16日	約8.3万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月16日 （持ち回り）	1月16日 22時00分	1月31日 10時00分	2月26日 14時00分	3月9日 0時00分
㉚	千葉4	養鶏場 （千葉県旭市）	令和7年 1月16日	約3.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月16日 （持ち回り）	1月16日 23時00分	1月27日 14時10分	3月11日 0時00分	3月21日 0時00分
㉛	千葉5	養鶏場 （千葉県旭市）	令和7年 1月18日	約47.8万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月18日 （持ち回り）	1月18日 16時00分	1月31日 15時30分	3月11日 0時00分	3月21日 0時00分
㉜	愛知8	養鶏場 （愛知県半田市）	令和7年 1月19日	約12.6万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 10時00分	2月4日 12時00分	2月26日 14時00分	3月9日 0時00分
㉝	愛知9	養鶏場 （愛知県半田市）	令和7年 1月19日	約20.6万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 10時00分	2月1日 12時00分	2月13日 0時00分	2月23日 0時00分
㉞	愛知10	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月19日	約5.9万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 10時00分	1月30日 12時00分	2月26日 14時00分	3月9日 0時00分
㉟	愛知11	家さん農場 （愛知県阿久比町）	令和7年 1月19日	約25.4万羽 （うずら・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 10時00分	1月28日 15時00分	2月26日 14時00分	3月9日 0時00分
㊱	千葉6	養鶏場 （千葉県銚子市）	令和7年 1月19日	約26.8万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 16時00分	2月27日 10時30分	3月11日 0時00分	3月21日 0時00分
㊲	千葉7	養鶏場 （千葉県銚子市）	令和7年 1月19日	約36.3万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 16時00分	2月19日 15時00分	3月11日 0時00分	3月21日 0時00分

※1 疑似患畜と確認した日 ※2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。 ※3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。

令和6年シーズンの発生事例・防疫措置の状況 ⑤

○ 令和6年シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、累計で14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分の対象となった。

事例数：51事例（防疫措置対象：農場 57施設 約932万羽）					農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
発生場所			発生日 ※ 1	飼養羽数 ※ 2、3		防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
③⑨	千葉 8	養鶏場 （千葉県旭市）	令和 7 年 1 月 19 日	約1.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 19 日 （持ち回り）	1 月 19 日 16 時 00 分	2 月 12 日 10 時 15 分	3 月 11 日 0 時 00 分	3 月 21 日 0 時 00 分
③⑨'	千葉 8	養鶏場 （千葉県旭市）		約11.7万羽 （採卵鶏）				-	-
③⑨'	千葉 8	養鶏場 （千葉県旭市）		約1.7万羽 （採卵鶏）				-	-
④⑩	愛知12	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和 7 年 1 月 21 日	約12.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 21 日 （持ち回り）	1 月 21 日 8 時 00 分	2 月 9 日 12 時 00 分	2 月 26 日 14 時 00 分	3 月 9 日 0 時 00 分
④⑪	岩手 4	養鶏場 （岩手県盛岡市）	令和 7 年 1 月 22 日	約35.8万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 22 日 （持ち回り）	1 月 22 日 8 時 30 分	1 月 31 日 21 時 00 分	2 月 11 日 9 時 00 分	2 月 22 日 0 時 00 分
④⑫	岩手 5	養鶏場 （岩手県盛岡市）	令和 7 年 1 月 22 日	約30.4万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 22 日 （持ち回り）	1 月 22 日 8 時 30 分	1 月 30 日 12 時 00 分	2 月 11 日 9 時 00 分	2 月 22 日 0 時 00 分
④⑬	千葉 9	養鶏場 （千葉県銚子市）	令和 7 年 1 月 24 日	約38.5万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 24 日 （持ち回り）	1 月 24 日 16 時 00 分	2 月 27 日 10 時 30 分	3 月 11 日 0 時 00 分	3 月 21 日 0 時 00 分
④⑭	千葉10	養鶏場 （千葉県旭市）	令和 7 年 1 月 28 日	約7.9万羽 （肉用鶏・平飼い）	1 月 28 日 （持ち回り）	1 月 28 日 16 時 00 分	2 月 14 日 14 時 05 分	3 月 11 日 0 時 00 分	3 月 21 日 0 時 00 分
④⑮	千葉11	養鶏場 （千葉県銚子市）	令和 7 年 1 月 28 日	約24.2万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 28 日 （持ち回り）	1 月 28 日 16 時 00 分	2 月 19 日 13 時 00 分	3 月 3 日 0 時 00 分	3 月 13 日 0 時 00 分
④⑯	千葉12	養鶏場 （千葉県匝瑳市）	令和 7 年 1 月 28 日	約22.0万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 28 日 （持ち回り）	1 月 28 日 16 時 00 分	2 月 8 日 14 時 40 分	2 月 20 日 0 時 00 分	3 月 2 日 0 時 00 分
④⑰	千葉13	養鶏場 （千葉県旭市）	令和 7 年 1 月 29 日	約3.5万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 29 日 （持ち回り）	1 月 29 日 16 時 00 分	2 月 12 日 12 時 10 分	3 月 11 日 0 時 00 分	3 月 21 日 0 時 00 分
④⑱	愛知13	養鶏場 （愛知県半田市）	令和 7 年 1 月 31 日	約42.5万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 31 日 （持ち回り）	1 月 31 日 8 時 00 分	2 月 15 日 17 時 00 分	2 月 26 日 14 時 00 分	3 月 9 日 0 時 00 分
④⑲	千葉14	養鶏場 （千葉県旭市）	令和 7 年 1 月 31 日	約7.4万羽 （肉用鶏・平飼い）	1 月 31 日 （持ち回り）	1 月 31 日 16 時 00 分	2 月 26 日 11 時 20 分	3 月 11 日 0 時 00 分	3 月 21 日 0 時 00 分
⑤⑰	千葉15	養鶏場 （千葉県匝瑳市）	令和 7 年 1 月 31 日	約8.0万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1 月 31 日 （持ち回り）	1 月 31 日 16 時 00 分	2 月 12 日 16 時 00 分	2 月 24 日 0 時 00 分	3 月 6 日 0 時 00 分

※1 疑似患畜と確認した日 ※2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。 ※3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。

令和6年シーズンの発生事例・防疫措置の状況 ⑥

○ 令和6年シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、累計で14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分の対象となった。

事例数：51事例（防疫措置対象：農場 57施設 約932万羽）					農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
発生場所			発生日 ※ 1	飼養羽数 ※ 2、3		防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
⑤1	千葉16	養鶏場 （千葉県旭市）	令和 7 年 2 月 1 日	約9.1万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	2 月 1 日 （持ち回り）	2 月 1 日 16時00分	2 月21日 14時20分	3 月11日 0時00分	3 月21日 0 時00分

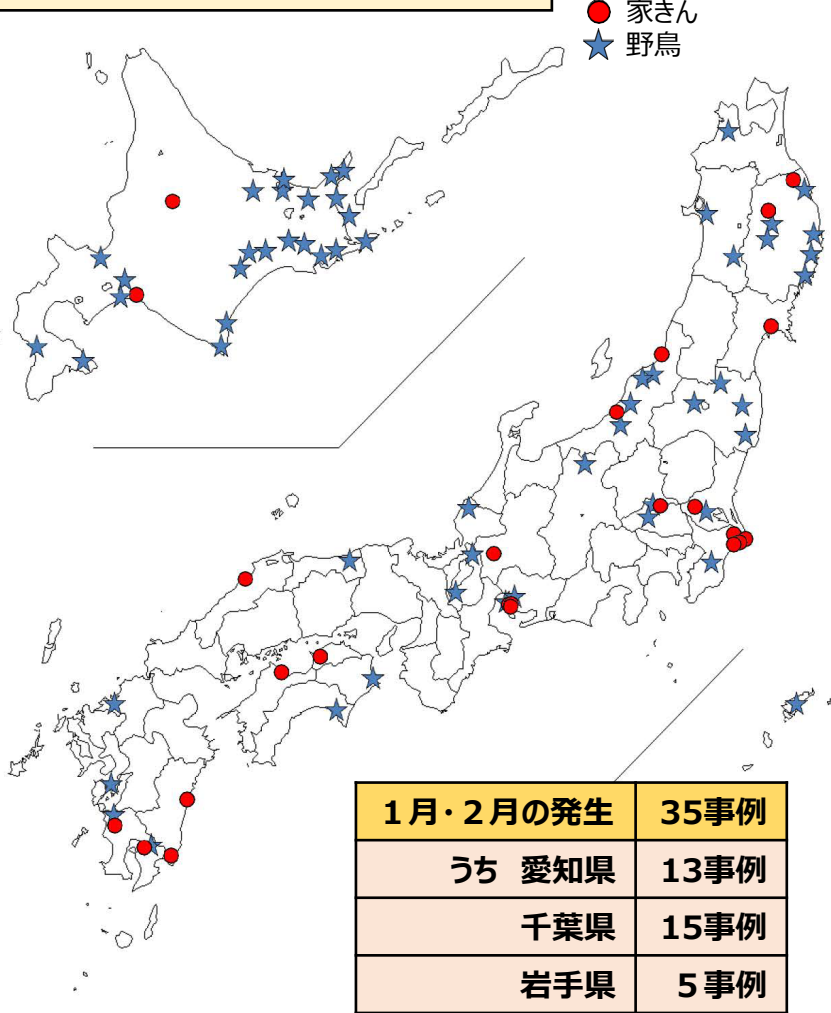
【高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言について】

- 令和6年10月17日から令和7年2月1日まで国内の家さん飼養農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、令和7年2月27日までに全ての発生農場の防疫措置が完了。
- その後、新たな発生が確認されなかったことから、WOAH（国際獣疫事務局）の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言を提出。
- 清浄化の開始日を令和7年3月28日（全ての発生事例の防疫措置完了から28日経過後）として、同年6月27日夜（日本時間）、我が国から提出した清浄化宣言がWOAHのウェブサイトに掲載。

令和 6 年シーズンにおける鳥インフルエンザの発生状況

- 令和 6 年シーズンの初動は、家きんでは過去最多の発生となった令和 4 年シーズンに匹敵するペースで発生。
- その後、令和 7 年 1 月に発生が急増。特に、愛知・千葉・岩手 3 県の養鶏の集中地域における連続発生が顕著。

令和 6 年シーズンの発生状況



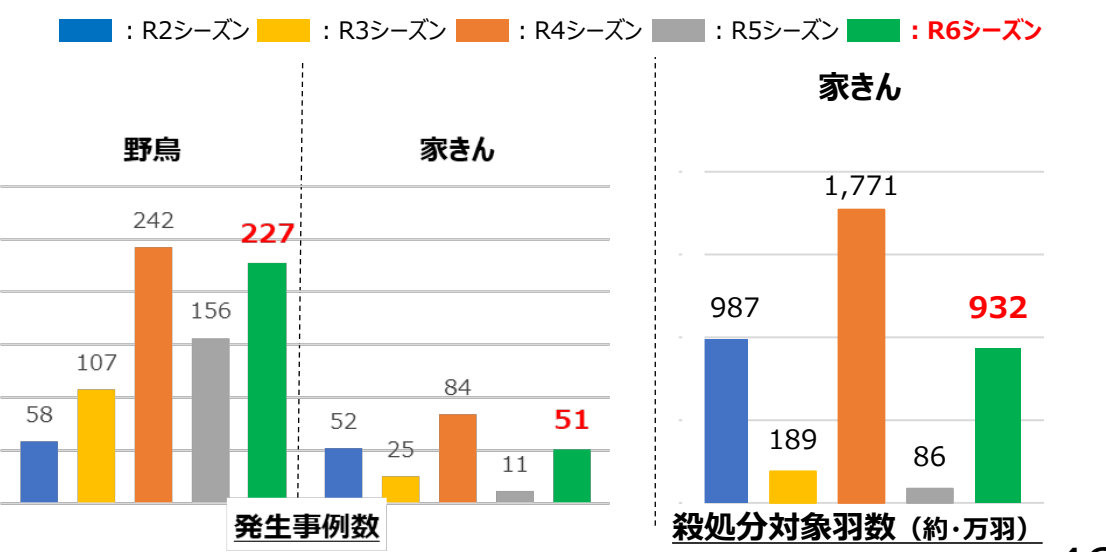
過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月 8日	9月25日	10月 4日	9月30日
	最終確認	3月 3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日
家きん	初発	11月 5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月 7日	4月29日	2月 1日

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数 (野鳥、家きん)、殺処分対象羽数

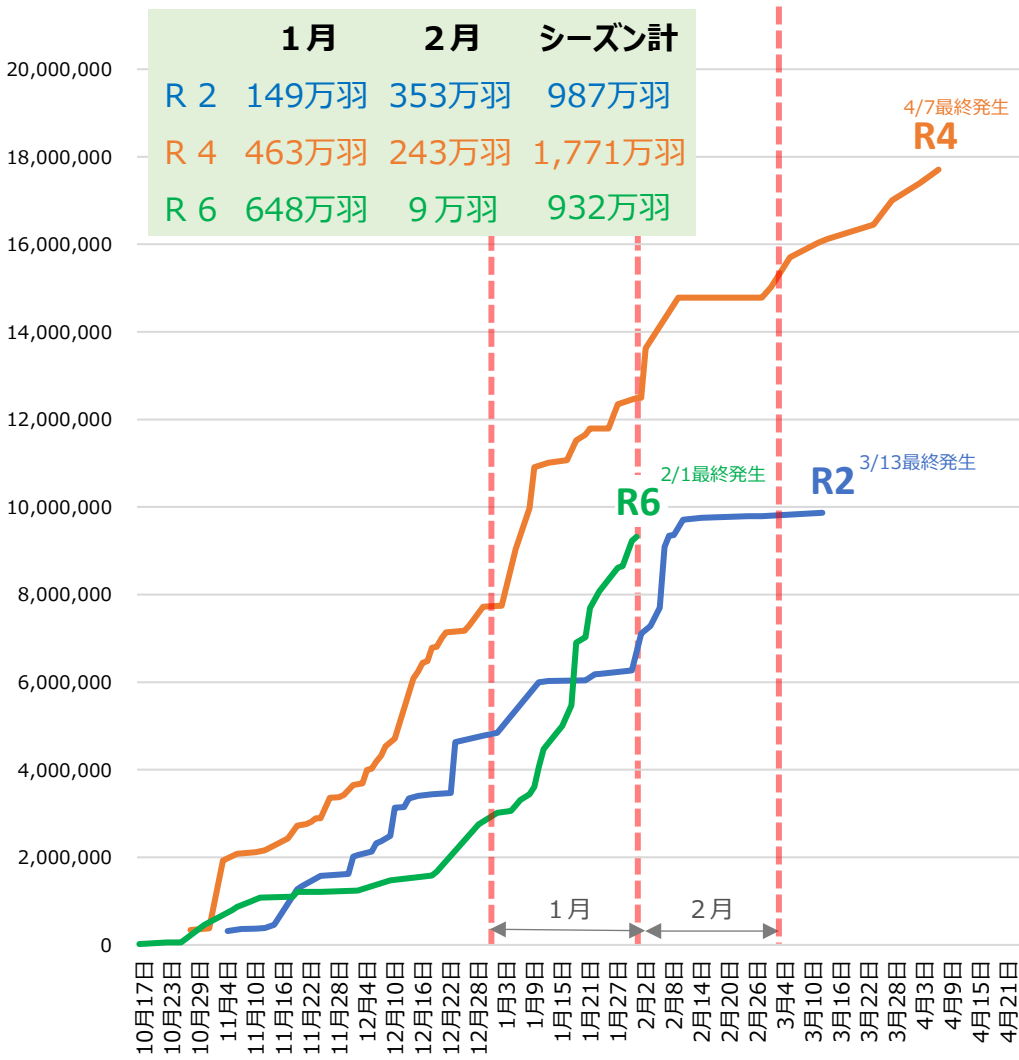


(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

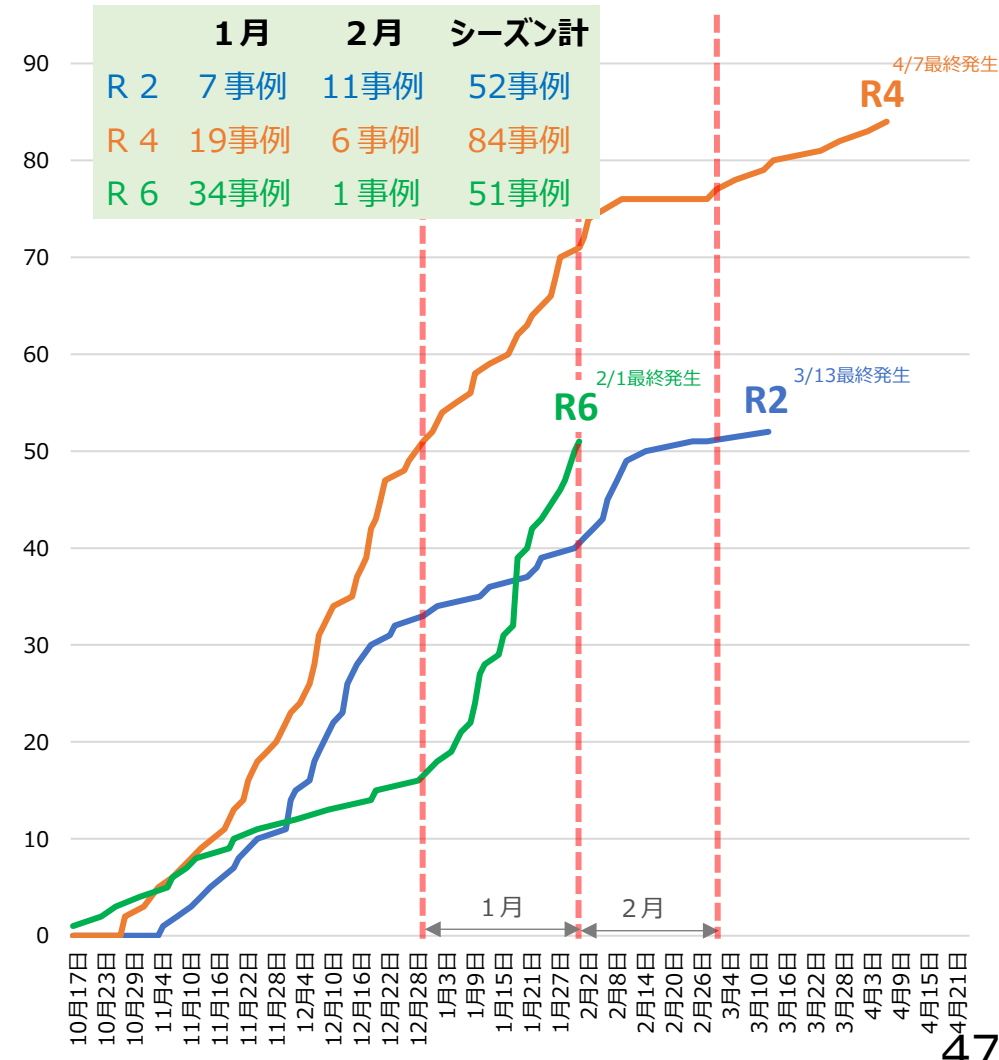
過去シーズンとの発生状況の比較

○ 例年、1月が**トップシーズン**である中、令和6年シーズンは月間34事例発生・648万羽殺処分と、1月としては過去最多を記録。他方、2月1日を最後に発生がなかった。

殺処分羽数の推移



発生件数の推移



＜総理指示＞（令和6年10月16日23時42分）

- ① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

＜対応＞

- ① 関係省庁（※）と連携し、都道府県が実施する防疫措置（当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等）について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。（また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。）
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等（鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等）を実施。

（※）関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

発生時における政府一体となった対応

- 高病原性鳥インフルエンザの発生時には、**政府一体となった迅速かつ的確な初動対応**を行うことにより、早期の収束を図ることが重要。
- このため、**総理指示**を踏まえ、**内閣官房**が中心となり関係省庁の初動対応等の確認を行い、早期の事案の収束や感染拡大防止を図る。

高病原性鳥インフルエンザの発生

総理指示

- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 家きん業者に対し、**厳重な警戒を要請**するとともに、**予防措置について適切な指導・支援**を行うこと。
- 国民に対して**正確な情報を迅速に伝える**こと。

内閣官房

関係省庁との総合調整
関係省庁の連携促進

内閣府 食品安全委員会

食品の安全性に係る
情報提供

警察庁

防疫作業の支援

金融庁

金融円滑化要請

消費者庁

消費者への情報提供

総務省

消防機関との連絡調整

出入国在留管理庁

水際検疫措置の協力

外務省

海外への情報提供

農林水産省

環境省

野生動物の監視

国土交通省

資機材の貸与

防衛省

自衛隊の災害派遣

経済産業省

中小企業への金融支援

厚生労働省

農場従事者等への
感染対策の周知・指導

財務省

事業者への金融支援

文部科学省

教育機関への情報提供

関係閣僚会議等の速やかな開催

✓ 官房長官による総理指示の認識共有 ✓ 関係省庁による初動対応等の確認

政府一体となった迅速かつ的確な初動対応の実施

※感染拡大が想定される場合には、
総理を本部長とし全閣僚が出席する「**対策本部**」を開催。

令和6年シーズンの発生に関する疫学検討（中間取りまとめ）

- 令和7年3月21日、**専門家による疫学検討会**を開催し、同日時点の51事例を踏まえた提言を取りまとめ・公表。
- 今後の発生予防・まん延防止に向け、**農場集中地域での対策**や**既発農場・大規模農場対策等が重要**との見解。

1. 養鶏密集地域における対策

①地域一体の対策

- 家畜保健衛生所や自衛防疫団体が中心となり、日頃から地域の農場間で飼養衛生管理状況等について情報交換するなど、地域一体の対策が重要。

②カラス等野鳥の誘引防止

- 特に堆肥舎はカラス等の野鳥を誘引しやすいため、防鳥ネットの設置はもとより、家さんの死体や破卵等を焼却等により適切に処理することが必要。

③異状の早期発見・早期通報

- 養鶏密集地域で発生確認が遅れることは、非常に大きい感染拡大のリスク。早期通報等の重要性を地域全体で認識共有することが必要。

④防疫措置の速やかな着手及び完了

- 養鶏密集地域における防疫作業の遅れは、続発リスクを著しく高める。都道府県における殺処分迅速化の技術的検討など体制整備が重要。

⑤塵埃（じんあい）を介したウイルスの侵入防止対策

- 少なくともシーズン中は、フィルター、細霧装置、不織布設置など、通常の飼養衛生管理基準より一段踏み込んだ塵埃の侵入防止対策が有効。

⑥野鳥・野生生物のすみか対策

- 野鳥等の生息状況等の把握を日頃から行うとともに、野鳥等のすみか・隠れ家となりうる農場周辺等の雑草・樹木等の除去や農場内の整理整頓が重要。

⑦共同利用施設での衛生管理措置の実施

- 堆肥舎や死亡家さん処理施設の共用に伴う交差汚染を防止するため、これら共用施設における適切な衛生管理措置の実施が重要。

⑧家さん農場密集地域での発生時の対応

- 続発防止のため発生の際速やかな初動対応を行えるよう、日頃から発生時の対応を地域でよく協議し、発生の際には消毒等を協力し実施することが重要。

⑨防疫作業時の拡散防止対策の徹底

- 小動物や作業者の移動を介した感染拡大を防ぐため、発生農場における排気対策、死体の消毒、作業者の迂回移動等の実施が重要。

2. 既発農場、大規模農場における対策

①既発農場における対策

- 過去発生農場及びその周辺は、発生・続発リスクが高いと考えられることから、飼養衛生管理の遵守徹底や発生に備えた消毒薬備蓄等の対策が重要。

②大規模農場における対策

- 特に20万羽以上の飼養農場においては、農場の分割管理に取り組み、発生時の殺処分対象家さんを削減することが有効。

○ 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

令和6年シーズン疫学調査報告書（取りまとめ）

- 令和7年7月2日、専門家による疫学検討会を開催し、令和6年シーズン疫学調査報告書を取りまとめ・公表。
- 3月の中間取りまとめでも指摘された農場集中地域での対策や既発農場・大規模農場対策に加え、重点対策期間の設定や基本的な衛生管理の実施、情報収集・調査研究に関する提言が示された。

①重点対策期間の設定

- 10月～翌年5月の対策に加え、11月～翌年1月を重点対策期間とした対策徹底や渡り鳥の飛来時期等を考慮した地域ごとの対応も必要。

②異状の早期発見・早期通報

- 愛知・千葉の続発1例目は発見・通報遅れ。特に流行シーズン中は少しでも異状があれば躊躇なく通報。誘導換羽の影響との誤認に注意。

③地域一体の対策

- 特に家さん農場集中地域での発生リスク低減のため、地域一体で、平素の意見交換や第三者の視点を入れた衛生管理向上等の対策が重要。

④農場における野鳥、野生動物の誘引防止

- 防鳥ネット設置や破卵等の適切な処理など堆肥舎の適切な管理、農場内環境の整理整頓、枝払いなど、野鳥、野生動物の誘引防止が重要。

⑤塵埃を介した家さん舎へのウイルス侵入リスクの低減対策

- 特にシーズン中は、入気口へのフィルターや不織布設置、細霧装置による消毒薬噴霧など塵埃を介したウイルス侵入リスク低減対策を推奨。

⑥農場及び家さん舎への人・物を介したウイルスの侵入防止

- 基本的な衛生管理に加え、作業着や長靴交換、手指消毒、施設の破損等の速やかな修理、共同利用施設における交差汚染対策等が必要。

⑦防疫措置の速やかな実施、作業時のウイルス拡散防止措置の徹底

- 事前の資材準備や動員計画策定、迅速・省力な殺処分の技術的検討、民間業者のリスト化と共有、防疫作業時の病原体拡散防止等が重要。

⑧既発農場及び周辺地域における対策

- 既発農場・地域は他と比較し発生リスクが高いと考えられることから、飼養衛生管理基準の遵守徹底に加え、地域一体での対策準備が重要。

⑨大規模農場における対策

- 大規模それ自体がリスク要因との研究結果もあり、発生時の影響も甚大。一層の発生予防策に加え、殺処分の影響軽減のため分割管理が重要。

⑩情報収集・調査研究（農林水産省、関係機関向け対策）

- リスク予察・低減のため、世界の発生状況等の情報収集やウイルス解析等の研究体制強化が重要。予防的ワクチン接種に向けた検討も重要。

⑪その他

- 米国での乳牛における本病感染の状況を注視する必要。牛飼養農場での基本的な衛生管理の徹底、異状時の相談や隔離等の態勢が重要。

鳥インフルエンザワクチンをめぐる状況

- 鳥インフルエンザワクチンの予防的な使用には様々な課題があり、現在実施していない。
- 他方、欧米諸国では、接種に向けた検討等の動き。
- 我が国においても、接種に対する具体的検討を進めるため、技術検討会を設置し、検討を開始。

現行ワクチンの課題

- ✓ 感染を完全に防御できず、感染した場合に症状が見えにくくなり発見が遅れるとともに、微量ながらもウイルスを排出するため、感染拡大やウイルス変異の原因となる。
- ✓ 注射ワクチンしか存在せず、大規模な接種が困難。
- ✓ 採卵鶏の飼養期間中、免疫効果が持続しない。

ワクチンをめぐる近年の国際的な動き

年 月	世界の動き
2023年 5 月	➤ WOAH（国際獣疫事務局） 総会で、家さんへのワクチン使用の検討を促す決議が採択。
2023年10月	➤ フランス が、商用あひるを対象としたワクチン使用を開始。
2024年 6 月	➤ EU が、孵卵場での接種（卵内接種、1 日齢雛への接種）が可能なワクチンを承認。
2025年 2 月	➤ 米国 が、ワクチン使用を検討することを表明。 ➤ WOAH 及び FAO（国連食糧農業機関） が、 WHO（世界保健機関） にも意見照会の上で、ワクチン接種による発生予防・管理にも言及した、鳥インフルエンザ対策の世界戦略（2024－2033）を公表。
2025年 3 月	➤ オランダ が、採卵鶏へのワクチン使用（パイロットテスト）を開始。

〔このほか、カナダや英国も、ワクチン接種に関する産学官タスクフォースを設置し、接種の課題等について、議論を開始。〕

鳥インフルエンザワクチン技術検討会について

- 予防的ワクチン接種の導入に関する具体的な検討を進めるため、まずは技術検討会を設置。
- 第1回の検討会を8月19日に開催。
- **技術的事項について、年度内に一定の結論を得た上で、今後、実務的課題についても検討を行う予定（接種の是非も含め検討）。**

検討会の目的

- 実効性のある接種に必要な技術的事項について議論し、提言として取りまとめる。

【議論する事項】

- ① 予防的ワクチンの**接種に関する基本的な考え方**の整理
- ② 個別具体の**論点・課題の抽出**
- ③ **技術的な論点・課題に対する対応案の検討**

検討会委員の構成

- 家きん疾病小委員会委員、専門家、関係団体等

第1回検討会の概要

- 農林水産省から、ワクチン接種に対するこれまでの考え方や検討を開始した背景等を説明の上、接種に当たっての論点や課題を提起。
- 委員からは、主に以下の意見があった。
 - ・ ワクチンの効果を示す**データを揃えて議論**すべき
 - ・ **どのような状況になったら接種を開始し、終了するのか**
 - ・ サーベイランスやモニタリングを**都道府県が実施するのは事務負担的に困難**ではないか
- 次回は、委員からの意見を踏まえ、改めて論点を整理した上で対応について議論。

(参考) 過去の発生事例

<平成15年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽 (山口県、大分県、京都府)
(※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

<平成18年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽 (宮崎県、岡山県)

<平成22年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽 (島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

<平成26年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽 (熊本県)
12～1月…4県5事例 約35万羽 (宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

<平成28年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽 (青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

<平成29年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽 (香川県)

<平成17年度の発生> H5N2亜型 (低病原性)

6～12月…2県41事例 約578万羽 (茨城県、埼玉県)

<平成20年度の発生> H7N6亜型 (低病原性)

2～3月…1県7事例 (うずら) 約160万羽 (愛知県)

※野鳥における発生 (高病原性)

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
(他3県における動物園等の
飼育鳥からウイルスを確認)

平成26～27年 全6県12例 (H5N8型)
平成28～29年 全22都道府県 218例 (H5N6型)
平成29～30年 全3都県45例 (H5N6型)
令和2～3年 全18道県58例 (H5N8型)
令和3～4年 全8道府県107例 (H5N1型/ H5N8型)
令和4～5年 全26道県184事例 (H5N1型/H5N2型/H5N8型)
(飼養鳥全5県8事例 (H5N1型))

<令和2年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽 (香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

<令和3年度の発生> H5N1亜型/H5N8亜型 (高病原性)

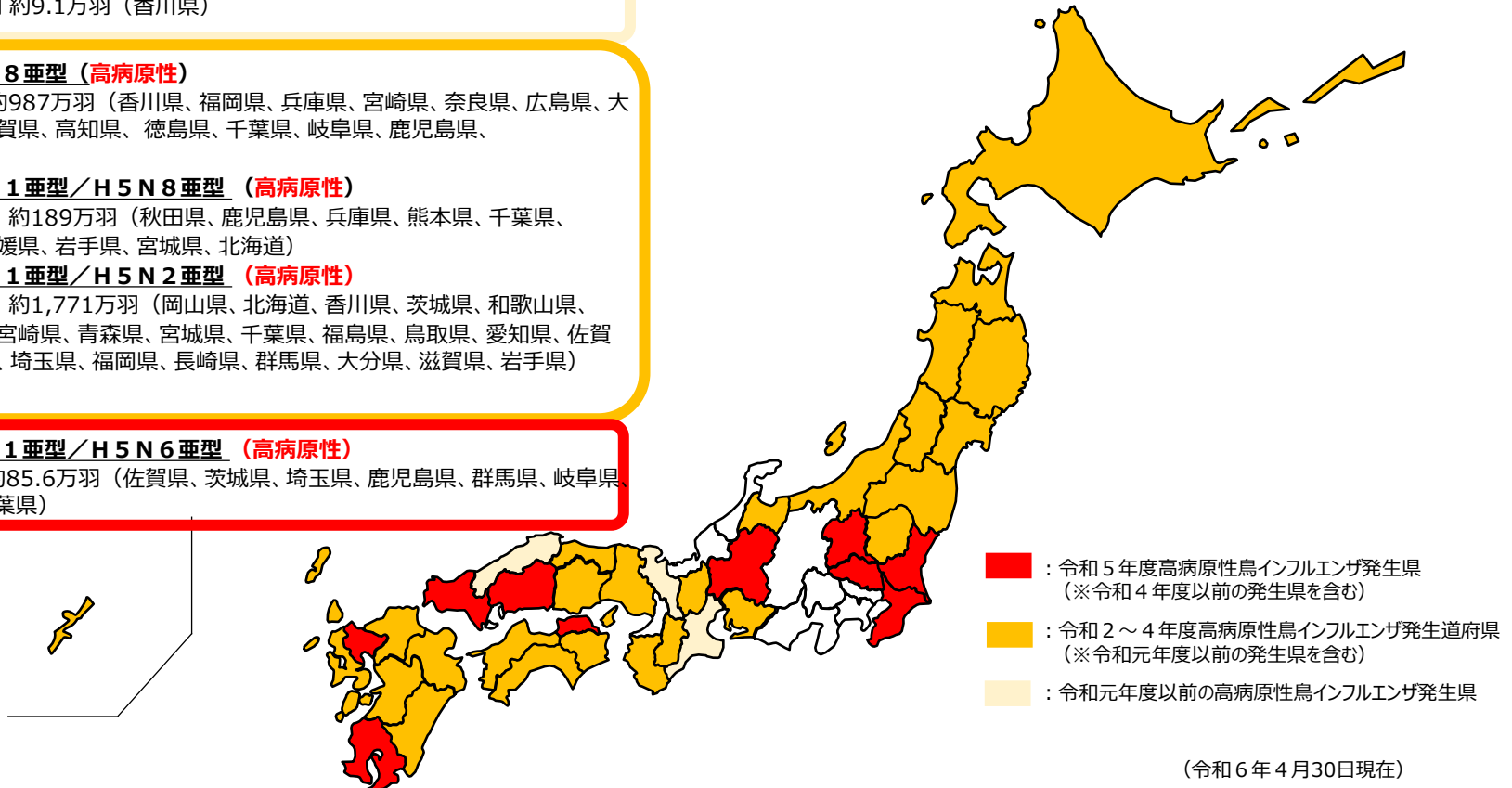
11～5月…12道県25事例 約189万羽 (秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道)

<令和4年度の発生> H5N1亜型/H5N2亜型 (高病原性)

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽 (岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県)

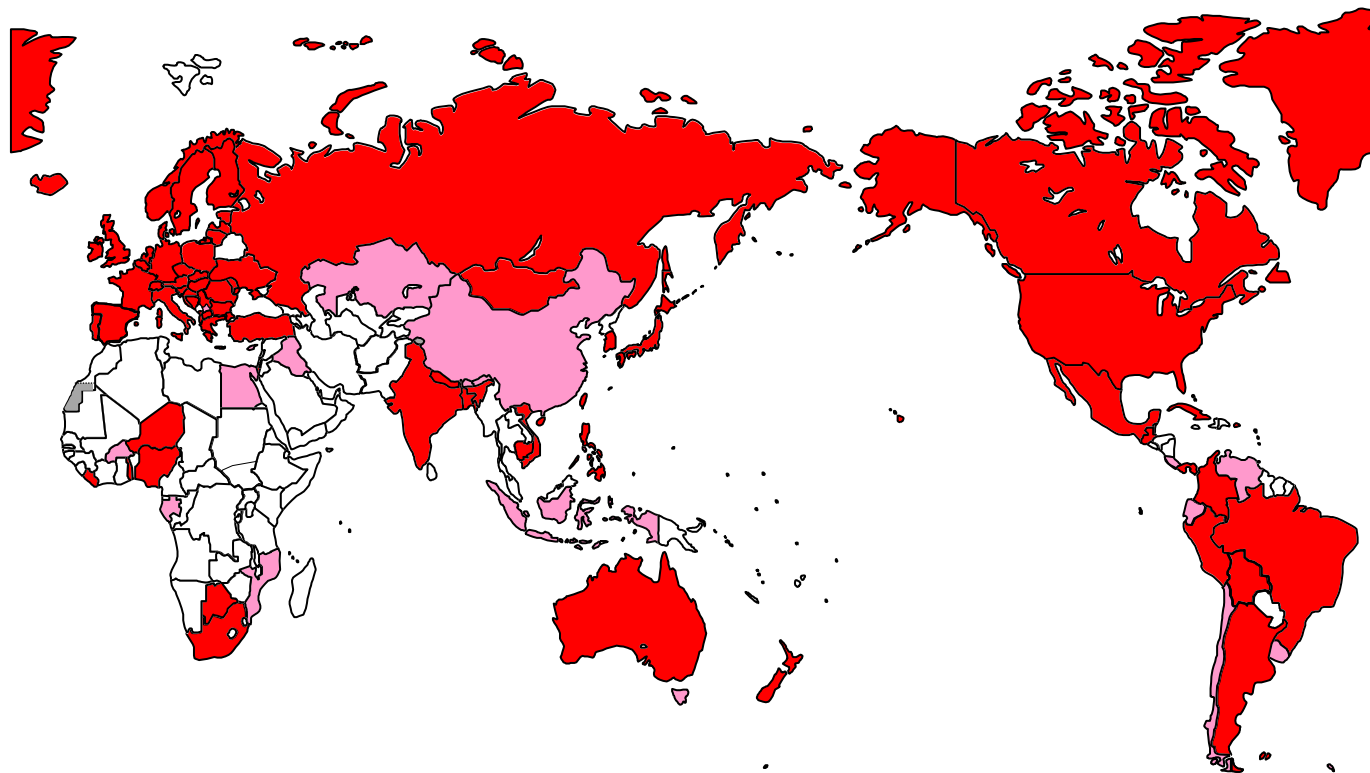
<令和5年度の発生> H5N1亜型/H5N6亜型 (高病原性)

11～4月…10県11事例 約85.6万羽 (佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県)



(参考) 世界における発生・感染報告状況 (2023年9月以降)

鳥インフル
エンザ



《アジア》			
日本	H5N1	2025.1.31	[2025.6.25]
	H5N6	2024.2.10	
	H5N5	2023.12.6	
韓国	H5N2	2024.4.30	[2025.4.19]
	H5N1	2025.9.12	
	H5N3	2025.3.24	
台湾	H5N3	2024.10.2	[2025.3.14]
	H5N6	2024.2.8	
	H5N1	2024.2.6	
香港	H5N1	2025.9.16	[2025.9.14]
	H5N1	2024.11.15	
	H5N1	2025.1.19	
イスラエル			[2025.2.5]
フィリピン	H5N8	2025.3.31	[2025.3.31]
	H5N1	2025.4.4	
	H5N2	2025.3.28	
ベトナム	H5N2	2024.11.19	[2025.4.15]
	H5N9	2025.4.15	
	H5N1	2025.4.3	
インド			[2024.9.8]
カンボジア	H5N1	2025.7.15	[2025.3.5]
ブータン	H5N1	2025.8.6	[2025.2.3]
中国	H5N1	2024.8.29	[2025.5.11]
	H5N1	2024.5.11	
	H5	2024.5.25	
イラク	H5N6	2024.6.13	[2025.5.11]
	H5N1	2024.5.11	
	H5N1	2023年下半年	
インドネシア	H5N1	2024.10.13	[2025.4.17]
	H5N1	2024.2.2	
	H5N1	2025.2.2	
モンゴル	H5	2025.3.11	[2025.4.17]
ネパール	H5N1	2025.3.11	[2025.4.17]
バングラデシュ	H5	2025.3.11	[2025.4.17]
ニュージーランド	H5N1	2024.11.23	[2025.4.17]

《ロシア・NIS諸国》			
ロシア	H5N1	2023.10.19	[2025.2.19]
	H5	2025.7.7	
	H5N1	2024.2.1	
[南樺太 モルドバ]	H5N1	2025.3.3	[2025.2.5]

《アフリカ》			
南アフリカ共和国	H5N1	2025.9.10	[2025.9.5]
	H7N6	2024.7.9	
	不明	2024.2.29	
ナイジェリア	H5N1	2025.4.21	[2024.4.20]
	H7	2023.9.29	
	H5N1	2024.3.26	
モザンビーク	H5N1	2024.5.3	[2025.2.5]
	H5N1	2023年下半年	
	H5N8	2023年下半年	
ブルキナファソ	H5	2023年下半年	[2025.2.5]
	H5N1	2025.2.5	
	H5N1	2025.3.19	
ガボン共和国	H5	2025.2.20	[2025.2.3]
	H5N1	2025.2.3	
	H5N1	2025.7.25	
エジプト			[2025.2.3]
ニジェール			[2025.2.3]
トーゴ	H5N1	2025.3.19	[2025.2.3]
	H5	2025.2.20	
	H5N1	2025.2.3	
リベリア	H5N1	2025.7.25	[2025.2.3]
ボツワナ			[2025.2.3]

《南北アメリカ》			
米国	H5N1	2025.9.10	[2025.3.18]
	H5	2025.4.10	
	H5N1	2025.5.29	
[プエルトリコ カナダ]	H7N9	2025.3.8	[2025.5.29]
	H5N1	2024.12.19	
	H5N1	2025.9.11	
メキシコ			[2025.7.1]
エクアドル	H5N2	2024.11.16	[2025.4.1]
	H5N5	2025.1.15	
コロンビア	H5	2025.4.1	[2025.4.1]
	H5N1	2025.9.18	
	H7N3	2025.5.7	
ベネズエラ	H5N2	2024.3.6	[2025.4.1]
	H5N1	2024.2.27	
ペルー			[2023.11.14]
コスタリカ	H5N1	2024.12.25	[2025.2.13]
	H5	2023.9.19	
	H5	2025.5.16	
ウルグアイ			[2025.2.13]
アルゼンチン	H5	2023.10.11	[2025.2.13]
	H5	2023.10.4	
	H5N1	2025.8.30	
チリ			[2025.12.24]
パナマ	H5	2025.7.14	[2025.7.14]
	不明	2025.8.17	
	H5N1	2025.7.24	
ボリビア			[2025.7.17]
グアテマラ	H5N1	2023.12.14	[2025.7.17]
	H5N1	2025.1.21	
	H5N1	2025.8.22	

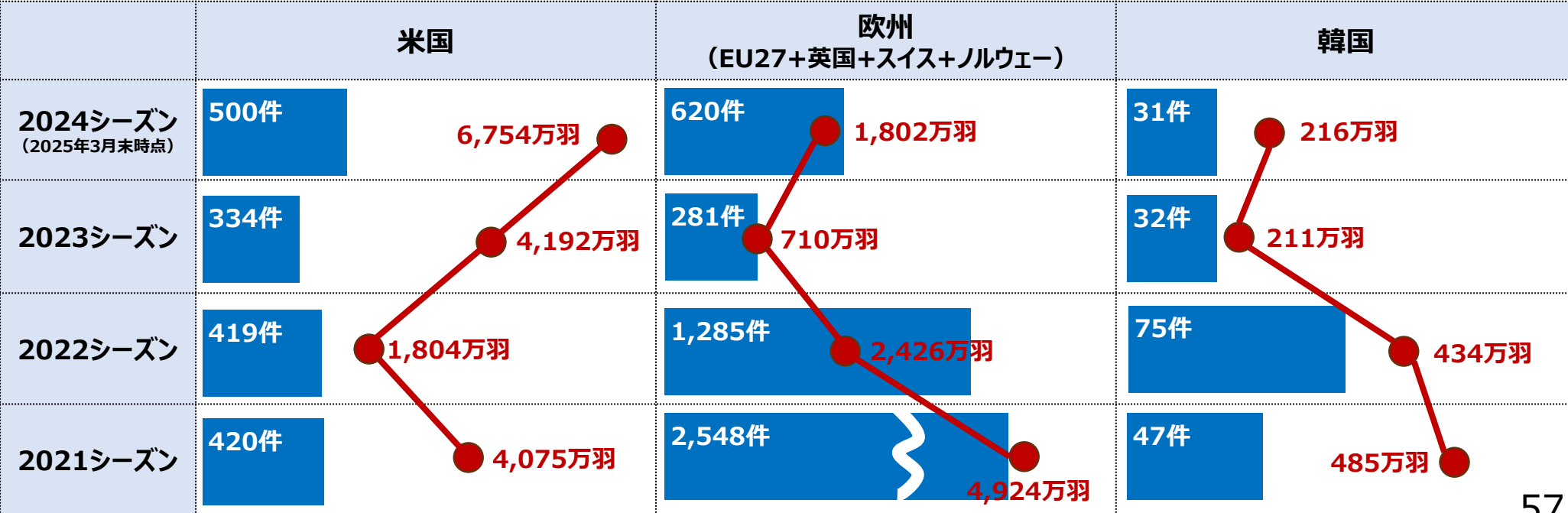
《ヨーロッパ》			
アイスランド	H5N5	2024.12.2	[2025.3.7]
	H5N1	2025.7.22	
	H5N1	2025.7.22	
アイルランド	H5N1	2025.9.29	[2025.9.26]
イタリア	H5N1	2025.2.21	[2025.2.21]
英国	H5N1	2025.9.25	[2025.9.25]
	H5N5	2024.11.1	
[サウスジョージア・ サウスサンドウィッチ諸島 フォークランド諸島 セントヘレナ オランダ]	H5N1	2025.3.17	[2025.3.17]

（参考）米国・欧州・韓国における近年の発生状況

- 2020年秋以降、高病原性鳥インフルエンザの世界的な流行が継続。
- **米国**では、**前シーズン（2024年9月以降）の発生が過去最大のペースで急増**。特に2024年12月～2025年3月は、同月比で過去最大の発生数。**今シーズンの殺処分数は既に約6,800万羽（うち採卵用家きん約5,400万羽）と過去最大。鶏卵需給がひっ迫し、鶏卵価格が高騰※**。トルコや韓国等からの鶏卵の緊急輸入を実施。
※全米消費者価格[ドル/12個]：2.99（2024年3月）→6.23（2025年3月）
- **欧州**では、今シーズンの発生は620件。うち約半数がハンガリー（258件）及びポーランド（115件）で発生。特に**ハンガリーでは、150件以上の農場間感染による発生**。
- **韓国**では、今シーズンの発生は過去2シーズンよりも少ないペースで推移してきたものの、**2025年1月以降発生が急増**。2025年1月及び3月は、同月比で過去2シーズンよりも多い発生。

各国の発生件数・殺処分羽数の推移（2025年3月末時点）

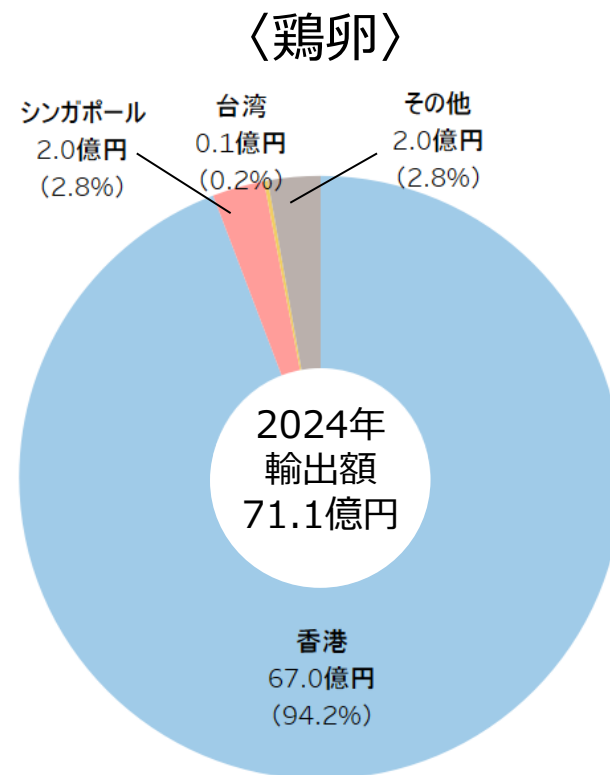
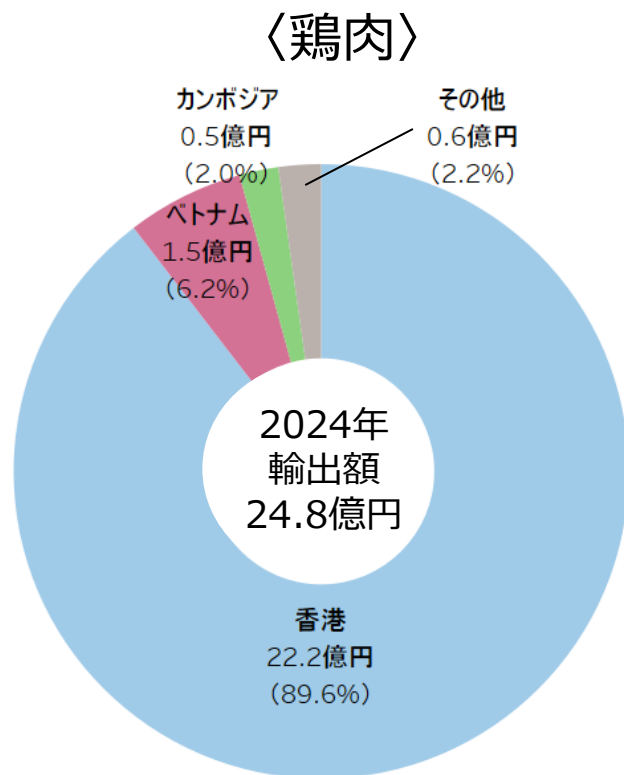
（出典）WOAH-WAHIS、米国農務省動植物検疫課HP、米国労働省労働統計局HP、韓国農林畜産食品部HP、EFSAレポート、報道情報



(参考) 輸出への影響

- 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された場合、同日から、香港、シンガポール、マカオ、米国、ベトナムに対しては、発生県の鶏肉・鶏卵の輸出を停止。
- その他の国に対しては、全国の鶏肉・鶏卵の輸出を一時停止。その後、輸出停止の解除に向け、輸出先国と交渉。

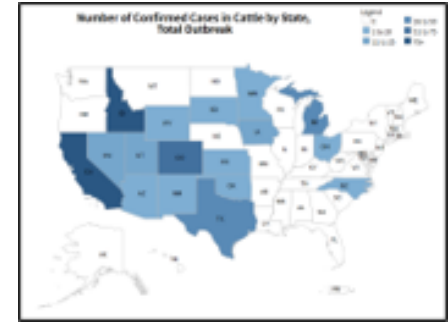
【鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2024年）について】



(参考) 米国における乳牛の鳥インフルエンザ感染について

乳牛における感染状況等

- 17州1,078農場（2024年3月25日初報告、2025年8月12日時点）
（テキサス州、カンザス州、ミシガン州、ニューメキシコ州、アイダホ州、オハイオ州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、コロラド州、ワイオミング州、アイオワ州、ミネソタ州、オクラホマ州、カリフォルニア州、ユタ州、ネバダ州、アリゾナ州）
- 牛の臨床所見は、**食欲低下、泌乳量減少**等。重症例では粘稠な乳の排出等。死亡率が高い鶏への感染と異なり、牛の症状は比較的軽く、**10日程度で回復**。
- ウイルスは野鳥や家さん等に感染するウイルスと同様のH5N1亜型。
野鳥から乳牛へ感染し、**搾乳作業を介して、乳牛から乳牛へ感染が広がった**と推定。
感染牛は**乳中に多くのウイルス**を排出。2025年2月、野鳥から乳牛への感染について、2例目がネバダ州で、3例目がアリゾナ州でそれぞれ確認された。
- 州境を超える感染拡大は牛の**個体移動**により起こり、酪農場間での感染拡大は、搾乳作業に加えて、作業員、牛の運搬車などによる可能性があると考えられる。
家さん農場への感染も疫学調査が進められている。
- 2024年4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛に対しては、HPAI検査を義務付け。



目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	28
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	38
2． 豚熱	60
3． アフリカ豚熱	70
4． 口蹄疫	78
5． BSE（牛海綿状脳症）	82
6． ランピースキン病	87
7． ヨーネ病	92
8． その他疾病	96
III． 畜産物の輸出入検疫	100
IV． 家畜衛生に関する国際連携	106

■ 原因（病原体）

- 豚熱ウイルス（classical swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、イノシシ ※人には感染しない

■ 分布

- 欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々で発生。
- 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。

飼養豚では24都県、野生イノシシでは41都府県で発生（令和7年8月末時点）。

■ 症状

- 急性、亜急性、慢性型など多様な病態を示す。白血球の減少が見られる。

※有効なワクチンが存在

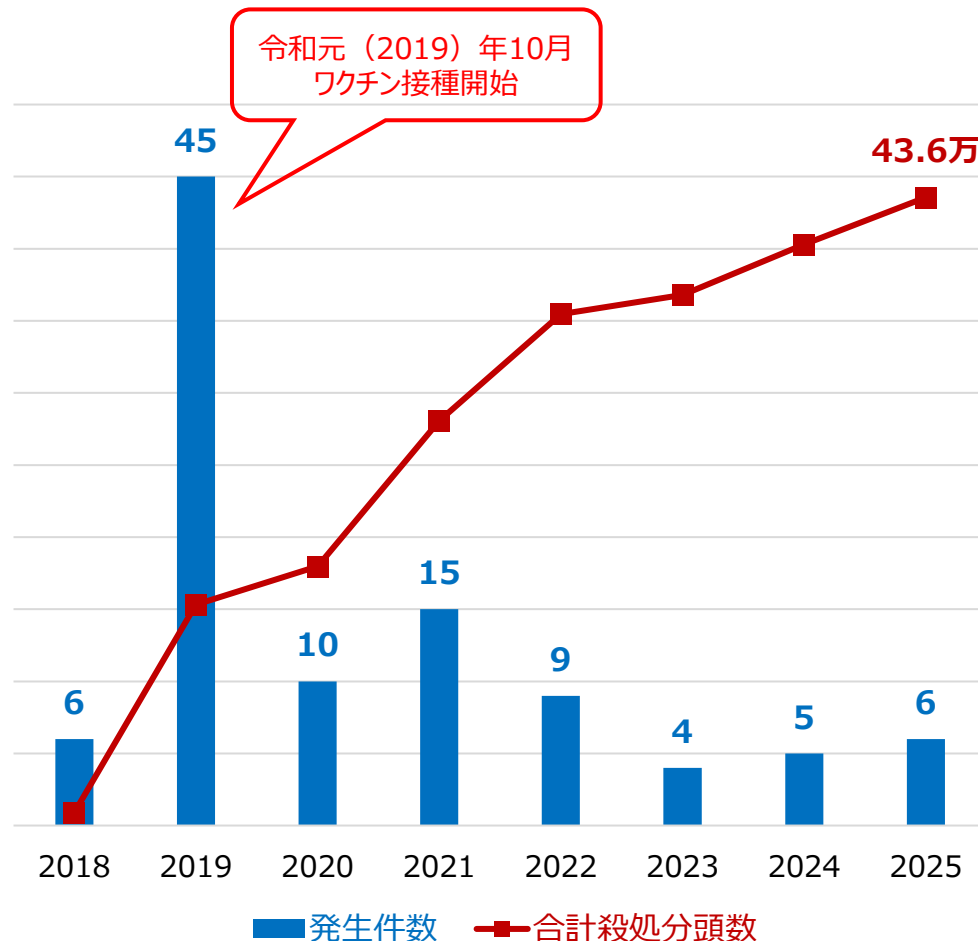


【皮膚紫斑（しはん）】

（出典：動物衛生研究部門）

- 平成30（2018）年9月に岐阜県で発生。以降、**24都県**で計**100事例**発生し、**約43.6万頭**を殺処分。
- **令和元（2019）年10月にワクチン接種開始**。以降、発生は散発的となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県にも拡大。
- **令和7（2025）年**は、**群馬県**で5例（95・96・98～100例目）、**千葉県**で1例（97例目）発生（10月10日時点）。

発生状況の推移



令和7年の発生状況

【群馬県】

- 1/23 国内95例目（県10例目）：約4,800頭殺処分
- 2/21 国内96例目（県11例目）：約8,700頭殺処分
- 4/5 国内98例目（県12例目）：約7,300頭殺処分
- 5/9 国内99例目（県13例目）：約460頭殺処分
- 10/2 国内100例目（県14例目）：約5,900頭殺処分

- ✓ 養豚の集中地域における発生
- ✓ 周辺地域において、発生のお1～3か月前に豚熱陽性の野生イノシシが捕獲されている

【千葉県】

- 3/31 国内97例目（県初発）：約5,480頭殺処分

- ✓ 県内の野生イノシシで未発生の中で、飼養豚で発生
- ✓ 千葉・茨城両県の関連農場の約370頭も殺処分
- ✓ 防疫措置に際しては、移動式レンダリング装置を活用



◆移動式レンダリング装置の活用状況

飼養豚・野生イノシシ発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

豚熱

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、防疫指針に基づき、以下を考慮し、牛豚等疾病小委員会で議論し設定。

- ① 野生イノシシにおける豚熱感染状況
- ② 農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）
- ③ 疫学的リスク低減のため、まだら打ちを避ける（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県：赤色（ただし、斜線は、令和4年度以降発生なし。）

【24都県】（飼養頭数 4,037,930頭（全国の45.9%））

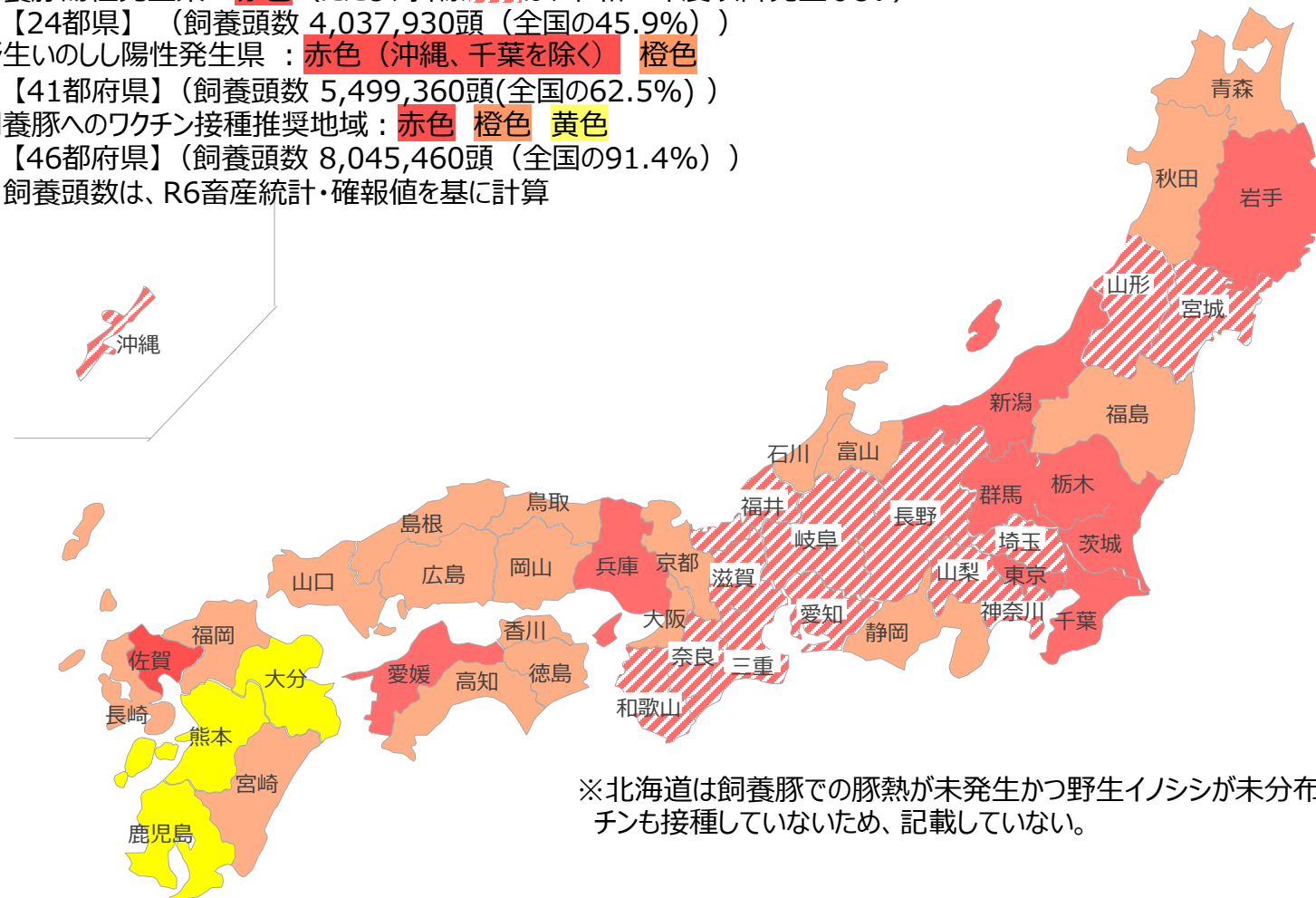
野生いのしし陽性発生県：赤色（沖縄、千葉を除く） 橙色

【41都府県】（飼養頭数 5,499,360頭（全国の62.5%））

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【46都府県】（飼養頭数 8,045,460頭（全国の91.4%））

※飼養頭数は、R6畜産統計・確報値を基に計算



※北海道は飼養豚での豚熱が未発生かつ野生イノシシが未分布であることから、予防的ワクチンも接種していないため、記載していない。

- 豚熱の発生を予防するためには、適時適切なワクチン接種に加え、**飼養衛生管理の徹底**が最も重要。
- 飼養豚が野生動物と接することがないように、**野生動物侵入対策**を講ずるとともに、農場内や車両の**消毒**や飼養衛生管理区域での**更衣・履替え**等の徹底が、農場へのウイルスの持込みを防止するために重要。

1 野生動物対策

- 農場を囲う柵や壁を設置するとともに、**破損等がないか定期的に点検**。
- 農場辺縁を含め敷地内の**草刈り**や**枝の剪定**を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。
- **死亡家畜**は野生動物を誘引しないよう**適切に保管**。



2 農場内や侵入車両の消毒

- 畜舎周囲・農場外縁部に定期的に**石灰を散布**。
- **車両の洗浄・消毒**も忘れない。車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかりと落とす。



3 更衣・履替えの徹底

- **洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴**を用意。
- **長靴は履替えを徹底**し、使用後は**洗浄してから消毒**。
- **消毒薬**は定期的、または汚れた都度**交換**。



- 野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、**サーベイランス・捕獲の強化**、**経口ワクチン散布**、山林に立ち入る者等への**対策の周知**など、野生イノシシ対策を実施。

(1) サーベイランスの強化 豚熱 アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、**全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始**。
- 令和2年8月31日に**全都道府県**に向けて**豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知**を发出。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。

(2) 捕獲の強化 豚熱 アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、北海道を除く**46都府県**について、農場周辺や野生イノシシの感染確認区域を「**捕獲重点エリア**」に設定。

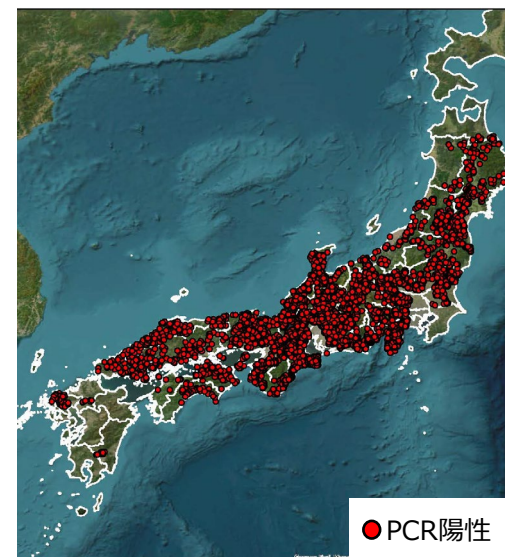
(3) 経口ワクチン散布 豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 現在、**44都府県で経口ワクチンを散布**。

(4) 感染防止のための周知等の推進 豚熱 アフリカ豚熱

- 一般の方に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布、ポスターコンテストの実施等により、感染防止対策を周知。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資材・漫画資材の配布。

【41都府県で豚熱陽性野生イノシシを確認】



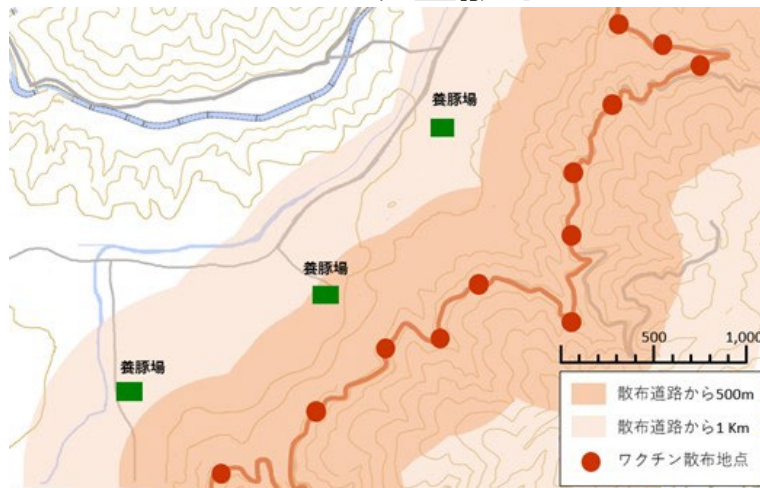
豚熱感染野生イノシシ発見地点
(発見・捕獲日ベース：令和7年10月1日時点)

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。現在までに44都府県で散布。
- 早期から散布を実施している中部地方の県では、**野生イノシシの豚熱陽性率がピーク時から低下**をしている中でも、**免疫獲得イノシシを継続的に確認**。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得イノシシの割合が高いことを確認。
- 散布により、**野生イノシシを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図る**ことで、以下を目指しているところ。
 - ① **農場への感染リスクの低減**
 - ② **まん延スピードを弱め、未確認地域への侵入を防止**
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、イノシシの生息や感染状況だけでなく、**農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定**。

(参考) 養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

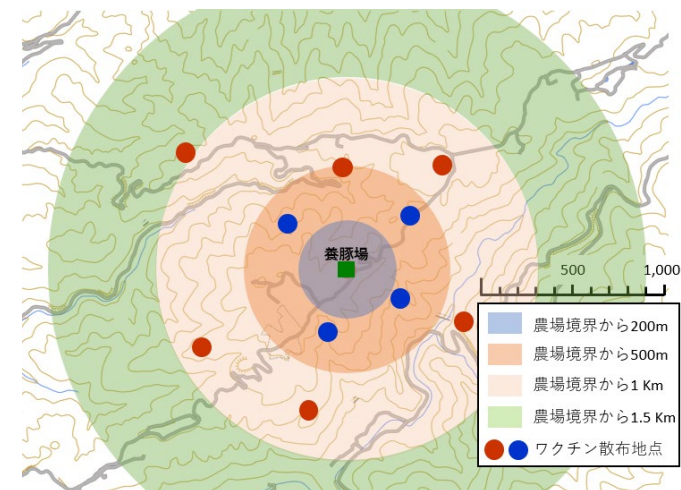
(豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。)

A:エリア型散布



- ・道路や河川等の障壁でイノシシの動線が見えやすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

B:集中型散布



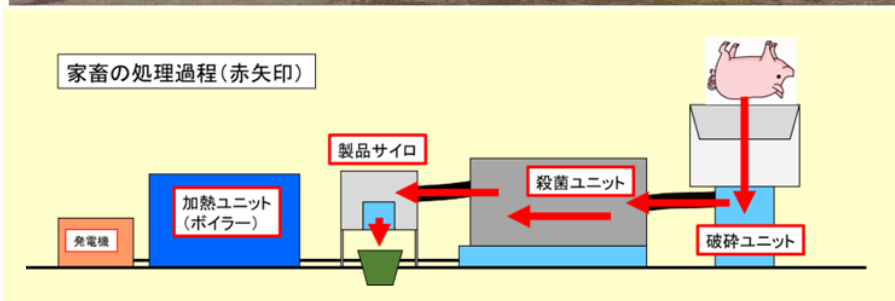
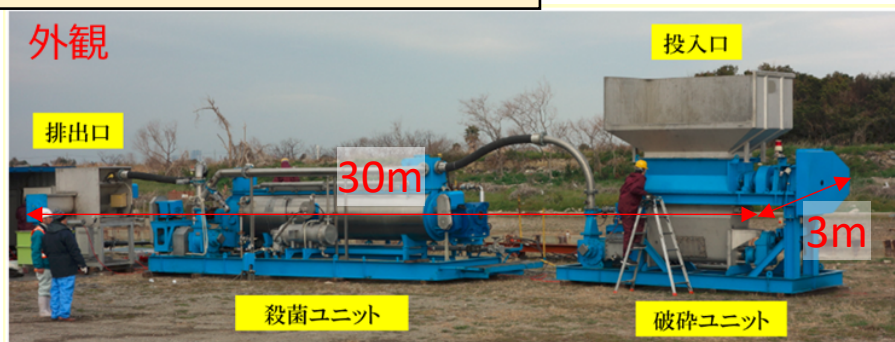
- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く（●）でも、散布が可能と考えられる。

移動式レンダリング装置の配備状況

豚熱

- 九州は国内豚肉生産の約3割を占める一大養豚地帯であり、今後仮に九州域内で豚熱が続発した場合、**短期間で殺処分数が増大し、死体等の処理の遅延によるまん延が懸念**される。
- このため、全国の動物検疫所に**移動式レンダリング装置を5台配備（九州地域では2台配備）**。
- 令和6年10月22日に、**鹿児島県下**で関係者を参集し、実際の装置を用いた**防疫演習**を実施。
- 令和7年3月31日に**千葉県下**で発生した豚熱事例において、**本装置を活用**。

移動式レンダリング装置の概要



移動式レンダリング装置の処理能力

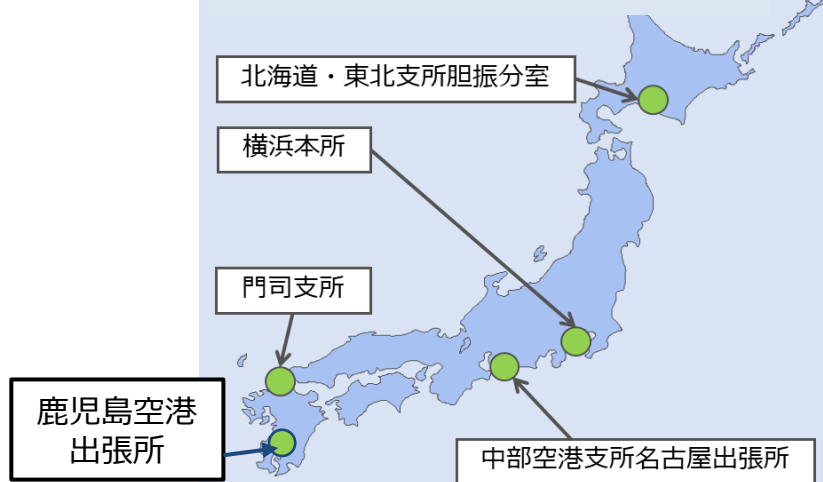
家畜種	処理頭数※	備考
牛	180頭	平均体重650kg/頭で換算
豚	2,000頭	平均体重60kg/頭で換算

※ カタログスペック5,000kg/時を備考の値で日換算

※ 中部空港名古屋出張所に配備された装置は処理過程等が異なる

配備状況

全国5か所の動物検疫所に配備



資材名	胆振	横浜	中部	新門司	鹿児島空港
移動式レンダリング装置	1台	1台	1台	1台	1台



千葉県下における移動式レンダリング装置の活用状況

豚熱清浄化ロードマップの策定

- 養豚農業の振興に関する基本方針（令和7年4月）において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」と示されたところ。
- これを踏まえ、以下の考え方に基づき、清浄化に向けたロードマップを策定し、令和7年6月30日に公表。

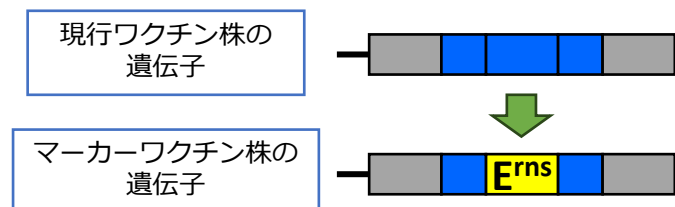
ロードマップ策定の考え方

ワクチン接種下の発生状況や技術の開発状況を踏まえ、以下の考え方でロードマップを策定。

- マーカーワクチン※を早期に実用化し、これに切り替え、飼養豚での感染がない状況を確保し、「豚熱清浄国ステータス」を回復。
- 殺処分について、これまでの知見を踏まえ、範囲の見直しが可能か、専門家も含め、検証。
- 一方、効果的な方策を検討しつつ、野生イノシシの感染の縮小が可能となれば、イノシシの感染リスクがない地域から、飼養豚のワクチン接種を中止。
最終的に、全国でのワクチン接種の中止（完全な清浄化）を目指す。

※豚熱マーカーワクチンについて

- 現行ワクチン株の遺伝子の一部を別のウイルス遺伝子と置換し、この部分に対する豚の免疫反応の違いを検出することにより、ワクチン接種動物と野外株感染動物の区別を可能とするワクチン。
- R2～R6年度にかけて、研究事業の実施により、マーカーワクチン候補株の作出に成功。
R7年度以降は、研究事業において候補株の有効性等の検証を行い、早期の実用化を目指す。



豚熱清浄化ロードマップの基本的な考え方

豚熱

- ロードマップの最終的な目標は「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」。
- その過程で、**当面の目標**として「飼養豚での清浄性について、**WOAHの豚熱清浄化ステータス取得**」を目指す。

目標：飼養豚へのワクチン接種中止

赤字：WOAH清浄国ステータス取得要件

清浄化

経口ワクチン散布
捕獲によるウイルス低減・拡散防止
サーベイランス

野生いのしし

【基本方針】

- ① 野生いのしし群の清浄化のための対策は引き続き推進するものの、その進捗に関わらず、飼養豚群での清浄化を進めていく（飼養豚での発生ゼロを目指す）
- ② 最終目標は、「全国の飼養豚へのワクチン接種中止」及び、その過程での、「飼養豚での清浄性についての清浄国ステータスの取得」
- ③ この目標の達成に向け、「地域ごと」、「フェーズごと」のアプローチを取る

○感染抗体陽性豚の優先的更新

○飼養豚で発生がない【12か月間】

○サーベイランスで感染抗体陽性豚が確認されない【12か月間】

○マーカーワクチンの適切な接種（**現行ワクチンの使用中止**）

○殺処分範囲の見直しの検討

○全頭殺処分

○飼養衛生管理の徹底（**飼養豚と野生いのしし群との適切な措置による隔離**等）

現行

〔現行ワクチン接種豚のみ存在〕

飼養豚

I 期

〔現行ワクチン接種豚とマーカーワクチン接種豚が混在〕

マーカーワクチン実用化

II 期

〔マーカーワクチン接種豚のみ存在〕

現行ワクチン接種母豚更新完了

III 期

〔マーカーワクチン接種豚のみ存在〕

感染抗体陽性豚の更新完了

清浄化

目標：飼養豚での清浄性について
清浄国ステータス再取得

目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	28
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	38
2． 豚熱	60
3． アフリカ豚熱	70
4． 口蹄疫	78
5． BSE（牛海綿状脳症）	82
6． ランピースキン病	87
7． ヨーネ病	92
8． その他疾病	96
III． 畜産物の輸出入検疫	100
IV． 家畜衛生に関する国際連携	106

■ 原因（病原体）

- アフリカ豚熱ウイルス（African swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、いのしし ※人には感染しない。

■ 分布

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本など一部を除く**アジア全域に感染拡大**。
※日本では未発生。

■ 症状

- 突然死や急性～慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。
豚熱に酷似するが、**病原性はより強い傾向**。※有効なワクチンや治療法はない。
- 発生すれば**養豚業に甚大な影響**。

（※中国では、本病発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。）



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain
Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain）

（参考）豚熱、アフリカ豚熱の病原性に関する比較

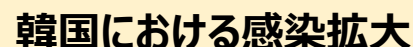
	伝播性	致死率
豚熱	++	+
アフリカ豚熱	+	++

伝播性：感染しやすさ（ウイルスに接触した豚のうち感染する個体の割合）
致死率：感染し、発症した豚のうち、死亡した個体の割合

出典：FLI（ドイツ連邦動物衛生研究所）作成資料

- ## 世界の発生状況

- ## 中国の豚飼養頭数の推移



● 発生/感染が確認された行政区画
● 郡義縣での発生地域
● 野生いのししでの感染確認地域

釜山

-
- 0 1 2 3 4 5 km
- (注) 乗場・乗降地点及びバス日付は
公式バス情報に基づく。
- 24例目
(2024年4月8日)
- 17例目
(2024年4月8日)
- 2例目
(2024年3月18日)
- 6, 7例目
(2024年4月16日)
- 1例目
(2023年12月11日)
- 3例目
(2024年3月25日)
- 22例目
(2024年4月1日)
- 25例目
(2024年4月1日)
- 13例目
(2024年2月18日)
- 4, 5, 10例目
(4月9日: 2024年3月31日)
(10例目: 2024年3月31日)
- 18例目
(2024年3月24日)
- 19例目
(2024年3月29日)
- 14~16例目
(2024年2月1日)
- 9例目
(2024年3月18日)
- 20例目
(2024年3月18日)
- 11, 12例目
(2024年2月2日)
- 8例目
(2024年1月29日)
- 23, 24例目
(2024年4月7日)
- 航路: 博多行き
- 航路: 大原行き
- 航路: 対馬行き
- 航路: 下関行き

- 韓国・釜山の感染拡大を受け、国内への侵入防止対策を強化。具体的には、①出国前旅行者や訪日外国人旅行者に対する重点的な情報発信・注意喚起、②韓国からの全ての船舶及び航空機に対する家畜防疫官による口頭質問等の検査実施、③空海港における車両、自転車、ゴルフシューズ等の消毒徹底など、水際対策を強化中。
- 加えて、万が一国内に侵入した際に備え、外国人旅行者の立ち寄り場所などリスクの高い場所を特定した効果的な野生イノシシ侵入防止対策や防疫演習の実施等の準備を実施。

水際対策

✓ 情報発信、注意喚起の強化



空港等での注意喚起



港湾における消毒啓発 ゴルフ場における消毒啓発



国内侵入に備えた準備

✓ 防疫演習、関係者に向けた研修会の実施

- 令和6年度では、
 - ・机上演習：32都県
 - ・実地演習：19県
 - ・研修会：30府県

実施済み

- 令和7年度には、ASF全国担当者連絡会議を開催



防疫演習



ASF全国担当者連絡会議

✓ 家畜防疫官による検査、車両・自転車等の消毒

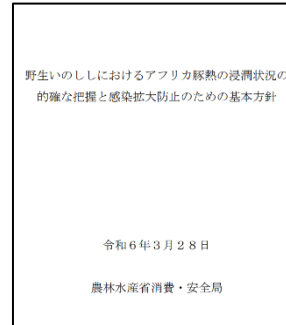


家畜防疫官による検査



港湾における自転車の消毒

✓ 野生イノシシ対策



アフリカ豚熱が野生イノシシで確認された際の初動対応について、令和6年3月に基本方針を策定

✓ 農場対策



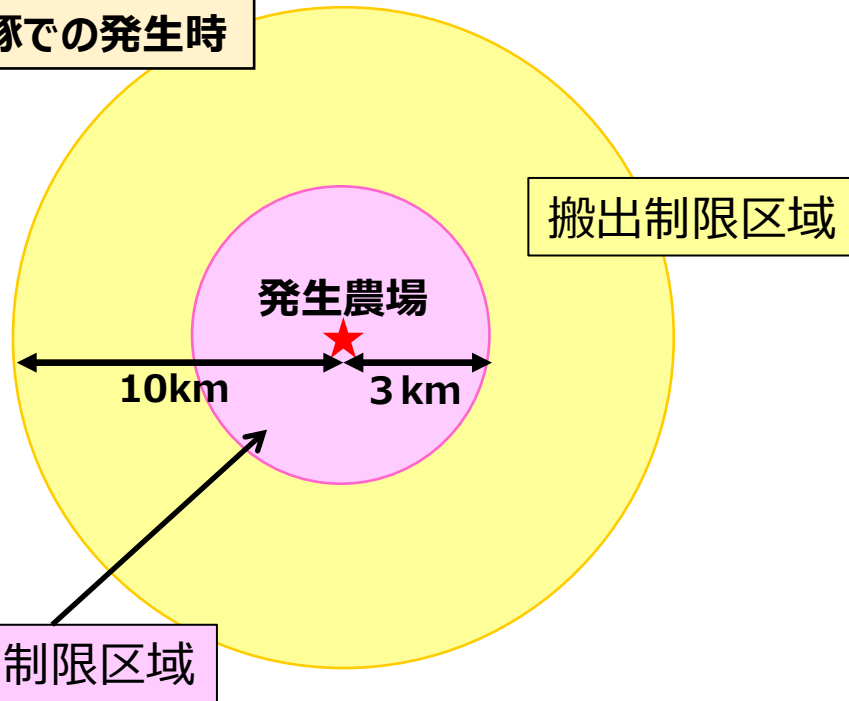
アフリカ豚熱啓発ポスター

感染確認時の防疫措置 ①（総論）

アフリカ
豚熱

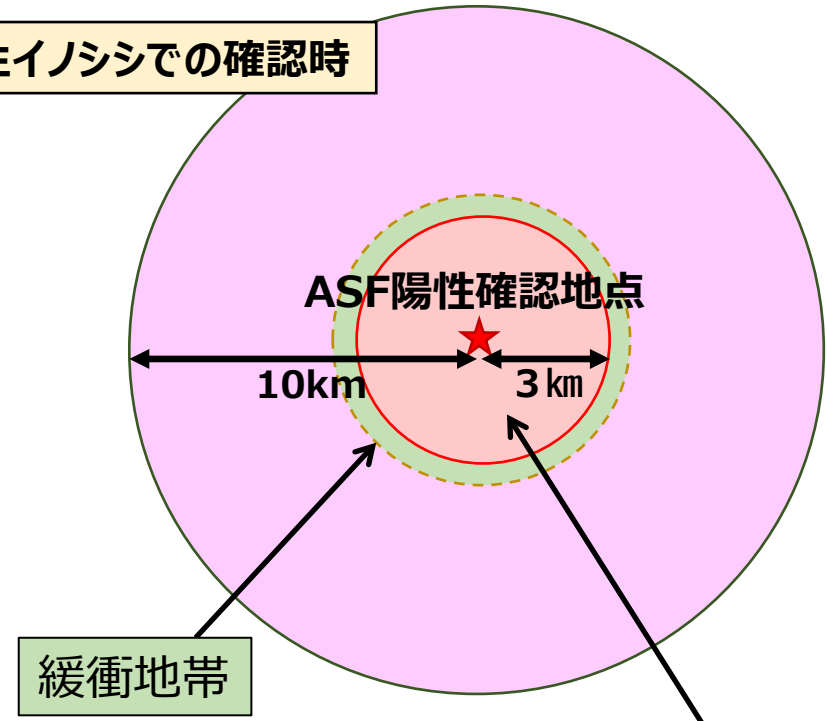
- **飼養豚**で発生した場合、発生農場については、**殺処分**等の防疫措置による封じ込め措置に加え、**移動・搬出制限**の設定、**周辺農場等におけるまん延防止対策**を講ずる。
- **野生イノシシ**で確認された場合、**感染源となる死体**について、**焼却・埋却**や**消毒処理**による封じ込め措置に加え、**移動制限**の設定、**周辺農場、野生動物へのまん延防止対策**を講ずる。

飼養豚での発生時



- ・移動制限区域内の**農場の臨床・遺伝子検査**等を実施
- ・制限区域内を中心に豚等を飼養する**農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導**
- ・死亡及び捕獲した**野生イノシシ**について、**遺伝子検査**等を実施
- ・ウイルスの拡散を防止するため、**車両・人等の通行の制限又は遮断及び消毒ポイントの設置**を実施

野生イノシシでの確認時



- ・アフリカ豚熱感染いのししの散逸及び非感染いのししの侵入防止のため、**電気柵、罠の設置、草刈り**等を実施するとともに **捕獲とサーベイランス**を強化
- ・野生いのししの死体の**積極的な搜索、検査、死体発見場所の消毒処理**等を実施

※感染拡大の防止が困難と考えられる場合、500m～3kmの間で範囲を指定し、予防的殺処分の実施を検討。

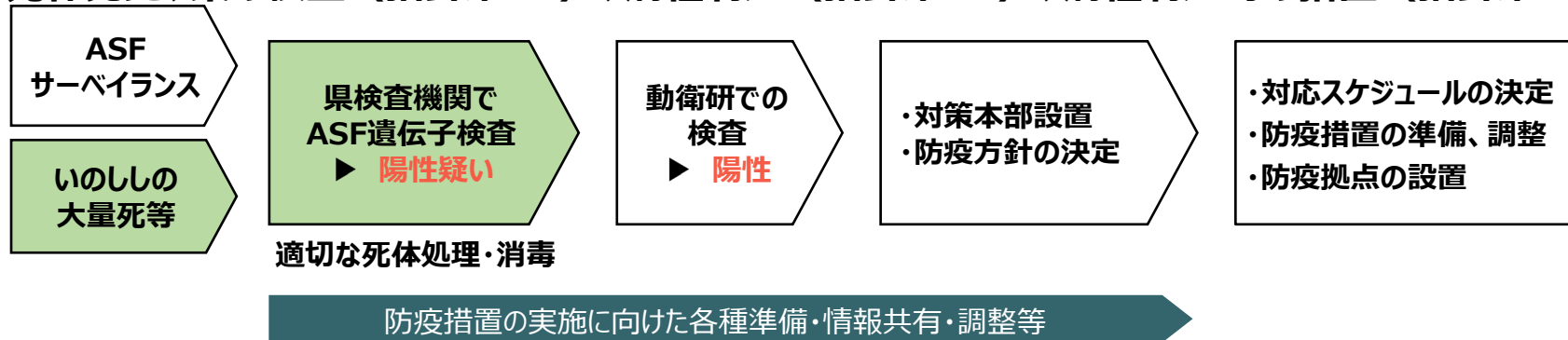
感染確認時の防疫措置 ②（初動対応）

アフリカ
豚熱

○ 感染確認時には、「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、各種初動対応を実施。

アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備

◆ 死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）



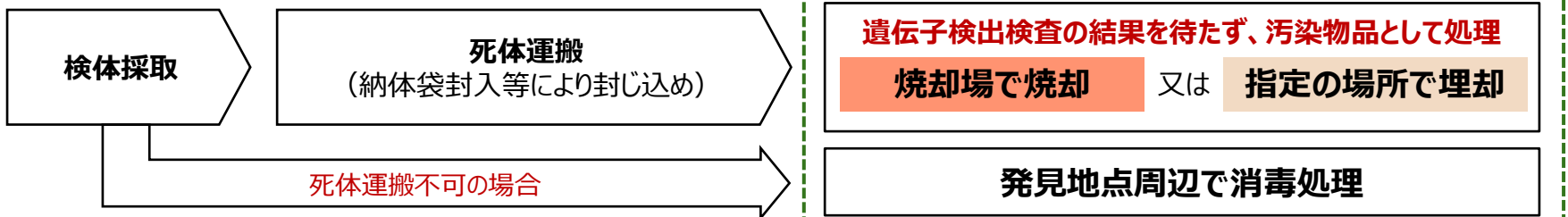
防疫措置の実施

◆ 通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）

◆ 積極的死体搜索（指針第24）



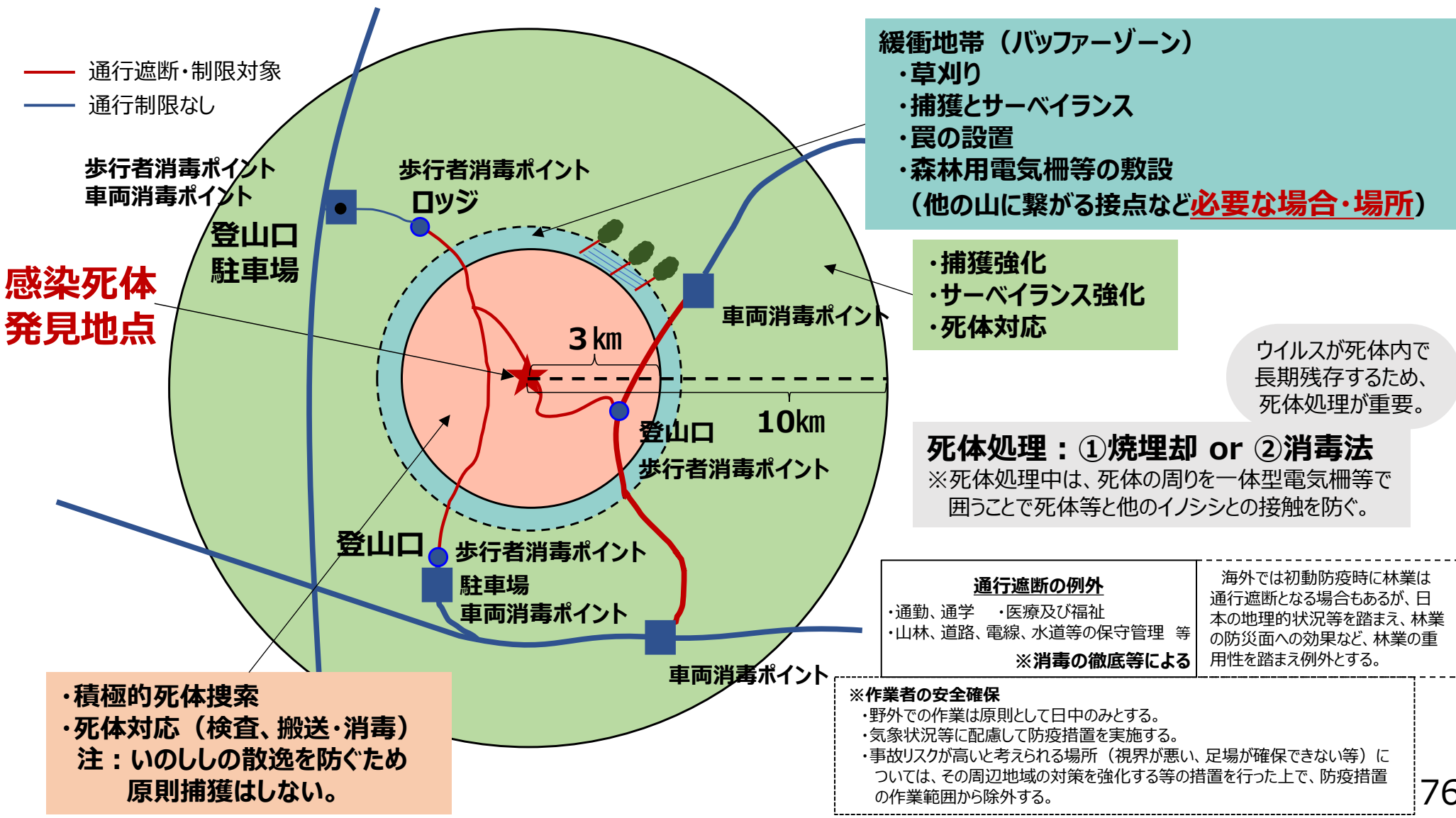
◆ 死体対応（指針第24）



感染確認時の防疫措置 ③（野生イノシシ対応）

アフリカ
豚熱

○「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（令和6年3月28日公表）」に基づき、**移動制限、積極的死体搜索、防護柵の設置等の防疫措置を実施。**



○ 感染確認時の対応を遺漏なく実施するため、**防疫演習等により、各県における防疫体制を整備。**

R2.7.1 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全改正（家伝法改正を受け野生いのししの防疫措置を指針本体で規定）

R3.11.24 「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」の開催 ▶ 野生いのししにおけるアフリカ豚熱対策の具体化へ

R3.12.28 筑波山にて、日本初の野生いのししのASFの实地演習

R4.3 「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の検討を開始

R5.9～ 動衛課・林野庁等合同（9/26）、栃木県（9/6・10/26）及び岐阜県（11/1）での机上实地演習

R5.11.20 資材備蓄検討会

R6.3 「防疫指針」の一部改正・「基本方針」の公表

R7.4～ 各県における演習による具体化・防疫計画の検討

電気柵の敷設

R5.9.26 電気柵設置に関するプレ演習（@筑波山麓）

- ・林野庁・つくば市・栃木県・埼玉県が参加
- ・電気柵の利用シーンや設計を検討

R5.10.25 栃木県 实地演習

- ・環境森林部、農業振興事務所、畜産振興課等、約40名が参加
- ・電気柵の設置や回収等を行う

死体の搬送・搜索

R3.12.28 筑波山での实地演習

- ・動物衛生課、農村振興局、林野庁、つくば市、茨城県、農研機構（畜産研・動衛研）、森林総研、茨城森林管理署、茨城県猟友会桜支部による合同演習（日本で初のASF野生いのしし实地演習）
- ・いのしし専用納体袋の規格、死体処理に関する制度的問題の検討

R5.11.1 岐阜県での实地演習

- ・死体搜索、搬送に関する实地演習により、具体化。

死体の処理

RS事業「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究」（令和5～7年度）

- ①野生いのししの適正な死体処理方法の開発（生分解性シート、塩素系消毒薬等の活用）
- ②ASF・CSFの採材手法および高感度検査方法の実証

R6.5.22-5.23 九州地区アフリカ豚熱対策实地研修及び地区会議（@佐賀県武雄市山林、佐賀市）

- ・農研機構、九州各県、電気柵メーカー、本省動物衛生課、九州農政局、森林管理局、地元猟友会等関係者、報道等、約60名が参加
- ・ASF対策に関する死体の適正処理等に関する研修・意見交換会



目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	28
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	38
2． 豚熱	60
3． アフリカ豚熱	70
4． 口蹄疫	78
5． BSE（牛海綿状脳症）	82
6． ランピースキン病	87
7． ヨーネ病	92
8． その他疾病	96
III． 畜産物の輸出入検疫	100
IV． 家畜衛生に関する国際連携	106

■ 原因（病原体）

- 口蹄疫ウイルス（Foot-and-mouth disease virus）
- **空気感染等**

■ 対象家畜

- **牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし**

■ 分布

- 中国等の**近隣アジア諸国で継続的に発生**。
- 日本では**平成22年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌平成23年には清浄国に復帰**。

■ 症状

- 口や蹄に水疱形成、発熱、流涎（よだれを垂らす）等の症状を示す。
- **極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す**。
- 成長した家畜の死亡率は低い**が、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる**。



【牛における症状（流涎）】

我が国における過去の発生事例

口蹄疫

- 平成22年4月、宮崎県において我が国で**10年ぶりに発生**（292戸で発生、**210,714頭を殺処分**）。
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、**宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大**したことから、我が国で初めての**緊急ワクチン接種を実施**（ワクチン接種殺処分：87,094頭）。
- **この結果、口蹄疫の発生は減少**し、同年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。

宮崎県における発生

H22.4.20

宮崎県で口蹄疫の発生を確認

H22.5.19

口蹄疫ワクチン接種の実施を決定

H22.6.4

口蹄疫対策特措法の施行

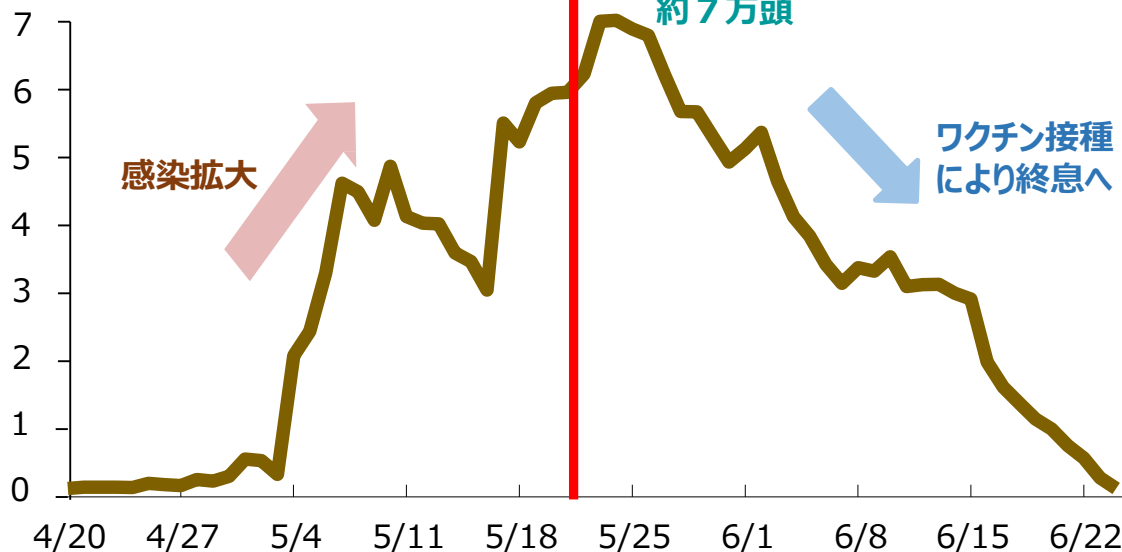
H22.7.27

全ての移動制限区域を解除

H23.2.5

WOAHによるワクチン非接種
清浄国への復帰の認定

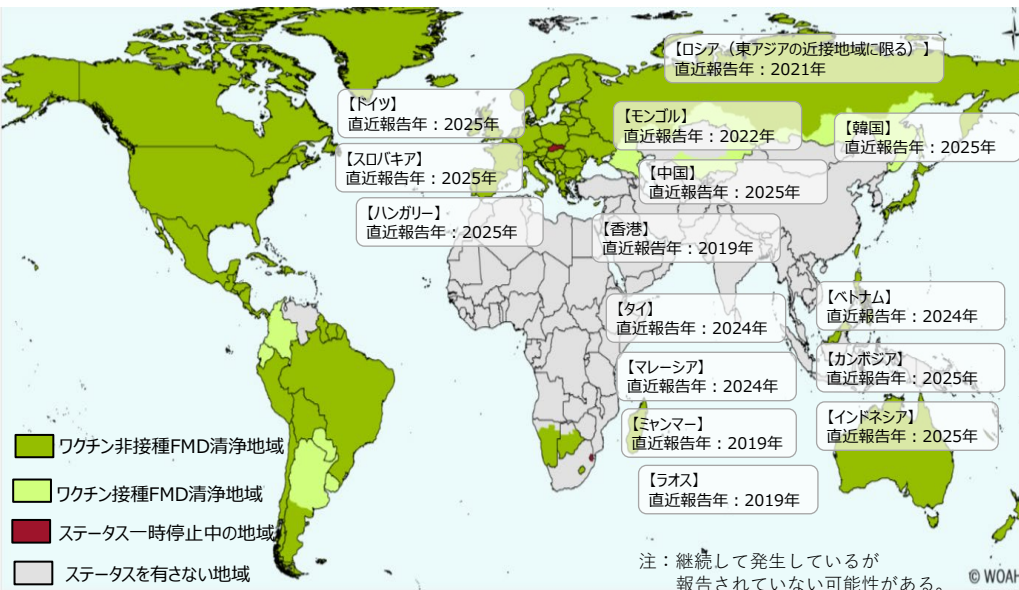
(万頭)



海外での発生状況

- **日本**では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌**2011年には清浄国に復帰**。
- 他方、海外では**継続的に発生**。本病はどの国でも発生し得る中、**我が国への侵入リスクは極めて高い状況**。
- 欧州**では、**2025年1月**には**ドイツ**で、同年**3月**には**ハンガリー**及び**スロバキア**で発生を確認。（同年4月付けでドイツ全土、同年9月付けでハンガリー全土がワクチン非接種清浄国へステータス回復。）
- 東アジア**では、**2025年3月**に**韓国**で1年10か月ぶりに発生を確認。

世界の発生報告状況



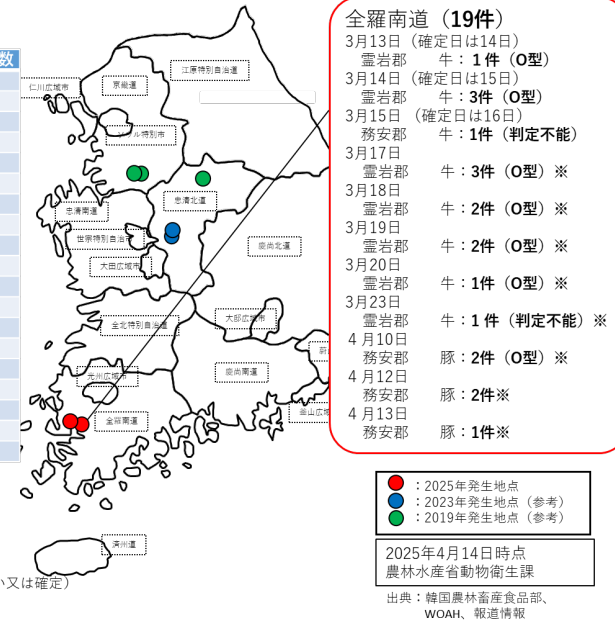
韓国の発生報告状況

※令和7年4月14日時点

	発生日	場所	動物種	飼養頭数
1	'25/3/13	全南 霊岩郡	牛	184
2	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	15
3*	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	471
4	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	31
5	'25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	365
7	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	25
8	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	100
9	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	49
10	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	25
11	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	125
12	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	835
13	'25/3/20	全南 霊岩郡	牛	43
14	'25/3/23	全南 霊岩郡	牛	31
15	'25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16	'25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19	'25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216

*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。

注：日付はWOAH報告の発生日
ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）とし、件数の後に※マークを記載
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数



目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	28
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	38
2． 豚熱	60
3． アフリカ豚熱	70
4． 口蹄疫	78
5． BSE（牛海綿状脳症）	82
6． ランピースキン病	87
7． ヨーネ病	92
8． その他疾病	96
III． 畜産物の輸出入検疫	100
IV． 家畜衛生に関する国際連携	106

■ 原因

- 異常プリオンたん白質（たん白質の一種）
- 汚染飼料の給餌等により感染

■ 感受性動物

- 牛、水牛のほか、**感染動物由来の飼料等の摂取**により、**他の動物種へ感染**する可能性。
※ヒトのプリオン病の一種である「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病」は、BSE感染牛由来の食品の摂食が原因とされる。

■ 症状

- **長い潜伏期間**（通常4年～6年）を経て、行動異常、運動失調などの**神経症状**を呈し、発病後2週間～6か月の経過で死に至る。**治療法はない**。

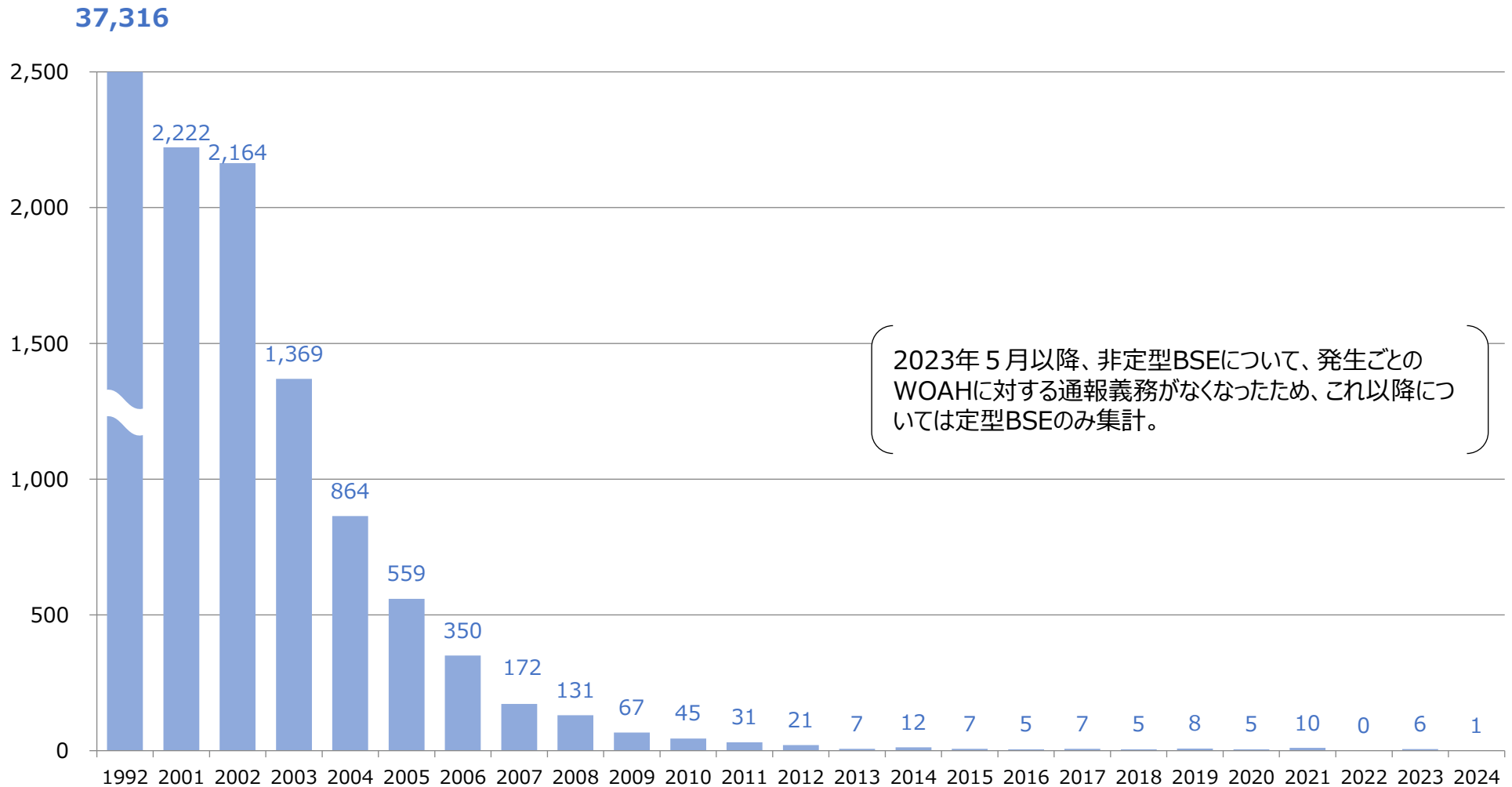
■ 非定型／定型BSE

- 非定型BSEは、英国を除く近年の発生のほとんどを占める。孤発性とされる。
- これに対して、従来英国から世界に拡大したとされるBSEを定型BSEという。

	定型BSE	非定型BSE
定義	BSEプリオンが主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し死亡すると考えられている疾病。英国で1986年に発生を確認。	ウェスタンブロット法の結果（電気泳動像）が定型BSEとは異なるパターンを示すBSE
原因	BSEプリオンで汚染された飼料の経口摂取	発生原因の詳細は不明（孤発性の発生であることが示唆）
潜伏期間・摘発時年齢	平均潜伏期間は5～5.5年（潜伏期間はBSEの暴露量による）	ほとんどは8歳齢超で確認（6.3歳～18歳）
世界での発生数	約19万頭	166頭（報告義務がなくなった2023年5月まで）

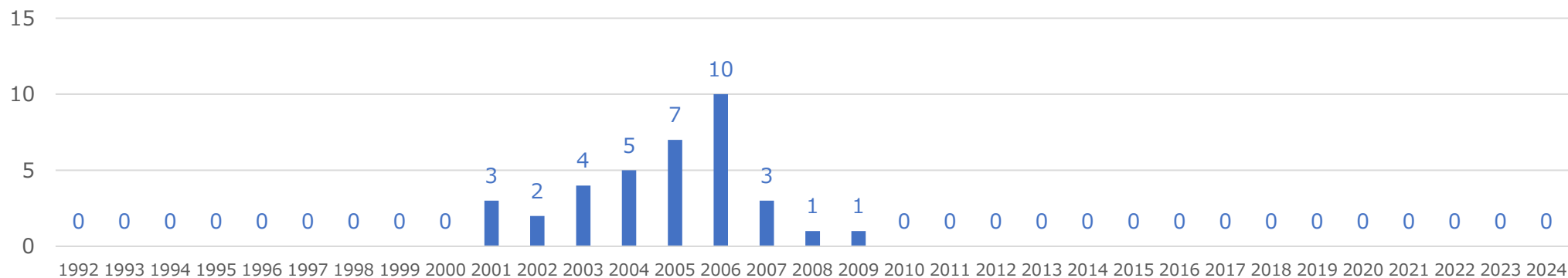
○ 世界での**発生**のピークは**1992年**。その後、**BSE対策の進展**により、**発生頭数は大きく減少**。

世界における年次別報告頭数

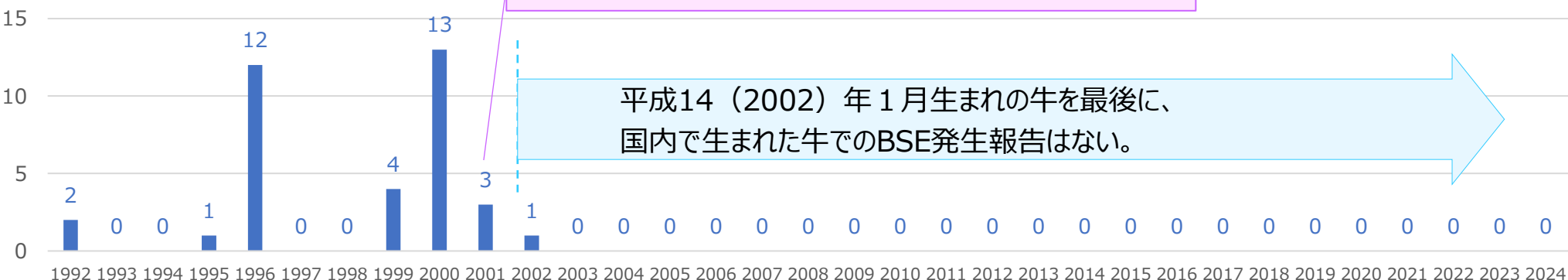


- **平成13（2001）年9月に国内初確認。**現在までにと畜検査で21頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- 飼料規制の実施直後の**平成14（2002）年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。**
- 平成25（2013）年5月にWOAHは我が国を「**無視できるBSEリスク**」の国に認定。
- 出生年別にみると、平成8（1996）年生まれが12頭、平成12（2000）年生まれが13頭と多い。

我が国における年次別報告頭数



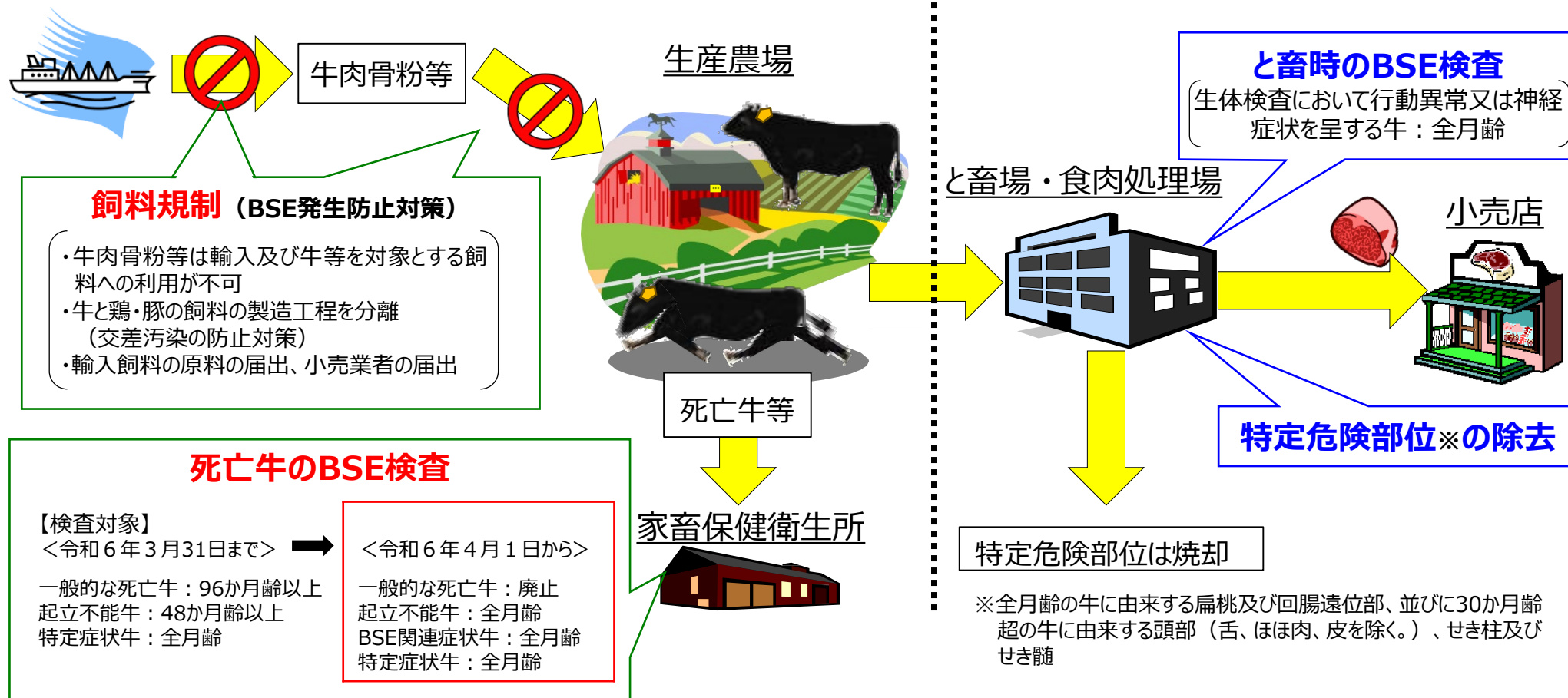
BSE感染牛の出生年次別頭数



- 国内におけるBSE対策は、農林水産省において、飼料規制（発生防止対策）や死亡牛等の検査（対策の有効性の確認）を、厚生労働省において、特定危険部位の除去やと畜時の検査を実施。

農林水産省所管

厚生労働省所管



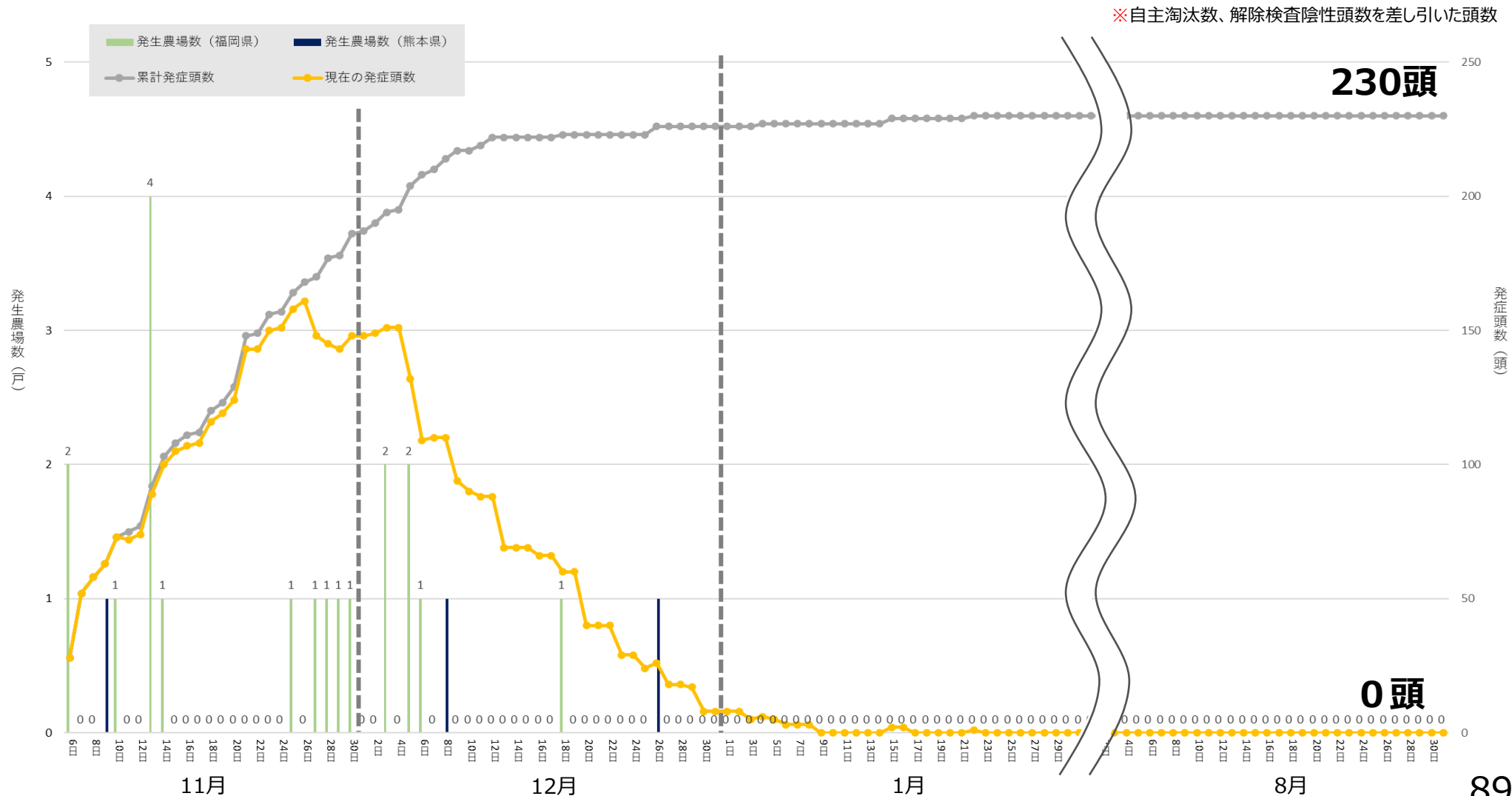
目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	28
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	38
2． 豚熱	60
3． アフリカ豚熱	70
4． 口蹄疫	78
5． BSE（牛海綿状脳症）	82
6． ランピースキン病	87
7． ヨーネ病	92
8． その他疾病	96
III． 畜産物の輸出入検疫	100
IV． 家畜衛生に関する国際連携	106

- 88

国内でのランピースキン病発生の経過

- 令和6年11月6日、福岡県の2農場で、国内初となるランピースキン病の発生。
- 令和7年1月末までに福岡県19戸、熊本県3戸の計22戸において、計230頭の発症を確認。令和7年8月31日現在の発症頭数は0頭。



- ランピースキン病について、**殺処分**の命令など「**家畜伝染病**」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう、家畜伝染病予防法に基づき、**新たに政令を制定し、本病を法第62条の疾病の種類として指定**。
- 政令の制定にあわせて、**防疫対策要領を改正（令和7年7月28日）**。

- 令和6年11月に福岡県にて、ランピースキン病が我が国で初めて発生が確認。これまでに福岡県及び熊本県において計22事例230頭の感染が確認。
- **届出伝染病であったことから、殺処分やワクチン接種等、強制的な防疫措置を講ずることができず、感染拡大**
- 現在、発生は終息したが、**依然として国内で発生・まん延するリスクは存在**。
- **法的強制力のある防疫対策を実施できるようにしておく必要**。



令和7年7月、「**家畜伝染病（法定伝染病）**」と同程度の強力な防疫措置を講ずることができるよう、家畜伝染病予防法に基づき、新たに**政令を制定（令和7年7月28日施行）**。これにあわせて、ランピースキン病防疫対策要領を改正。

○ 発症した牛の早期発見や家畜伝染病予防法に基づく隔離、移動の制限、殺処分、ワクチン接種等の対策が重要

発生予防

- ✓ 飼養衛生管理基準の遵守
 - 毎日の健康観察の徹底
 - 殺虫剤や昆虫成長制御剤（IGR剤）の散布等によるベクター対策
 - 器具等の洗浄・消毒
 - 注射針や直腸検査に用いる手袋、人工授精用器具の1頭ごとの交換又は消毒

発生農場におけるまん延防止措置

- 患畜等の速やかな隔離、殺処分
- 畜舎等の消毒・ベクター対策
- 汚染物品の処理（患畜等由来の生乳、発生農場由来の精液）
- 毎日の健康観察の徹底

移動制限等

- 発生農場及び発生農場を中心とした半径5 km以内の農場の牛に対し、他の農場、家畜市場等への移動の制限が可能（と畜場への出荷は可能）
- ワクチン接種後21日間経過した牛の移動は可能
- 周辺農場における異状の有無の確認、健康観察及びベクター対策の徹底

ワクチン

- 予防的なワクチン接種は原則として実施しない（種畜、希少な展示動物を除く）
- 発生が確認された場合、原則として発生農場及び発生農場を中心とした半径5 km以内の農場の牛に対して、緊急的に接種（まん延の可能性が低い場合は接種しないことも可能）
- 発生状況等に応じて20 kmまでワクチン接種の範囲を拡大することも可能

目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	28
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	38
2． 豚熱	60
3． アフリカ豚熱	70
4． 口蹄疫	78
5． BSE（牛海綿状脳症）	82
6． ランピースキン病	87
7． ヨーネ病	92
8． その他疾病	96
III． 畜産物の輸出入検疫	100
IV． 家畜衛生に関する国際連携	106

■ 原因（病原体）

- 細菌（ヨーネ菌）

■ 感受性動物

- 牛、水牛、めん羊、山羊、鹿（反すう動物）

■ 分布

- 欧米や豪州など広く世界で発生。
- 日本の汚染率（農場レベル）は、他の主要国に比べると低位。

■ 症状

- 数か月から数年間と**長い潜伏期間**の後に**慢性**の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等により**生産性を著しく低下**させる。

（潜伏期間中に繰り返し排菌し、特に発症牛は下痢便に大量の菌を排出し感染源となる。）

- **治療方法やワクチンはない。**

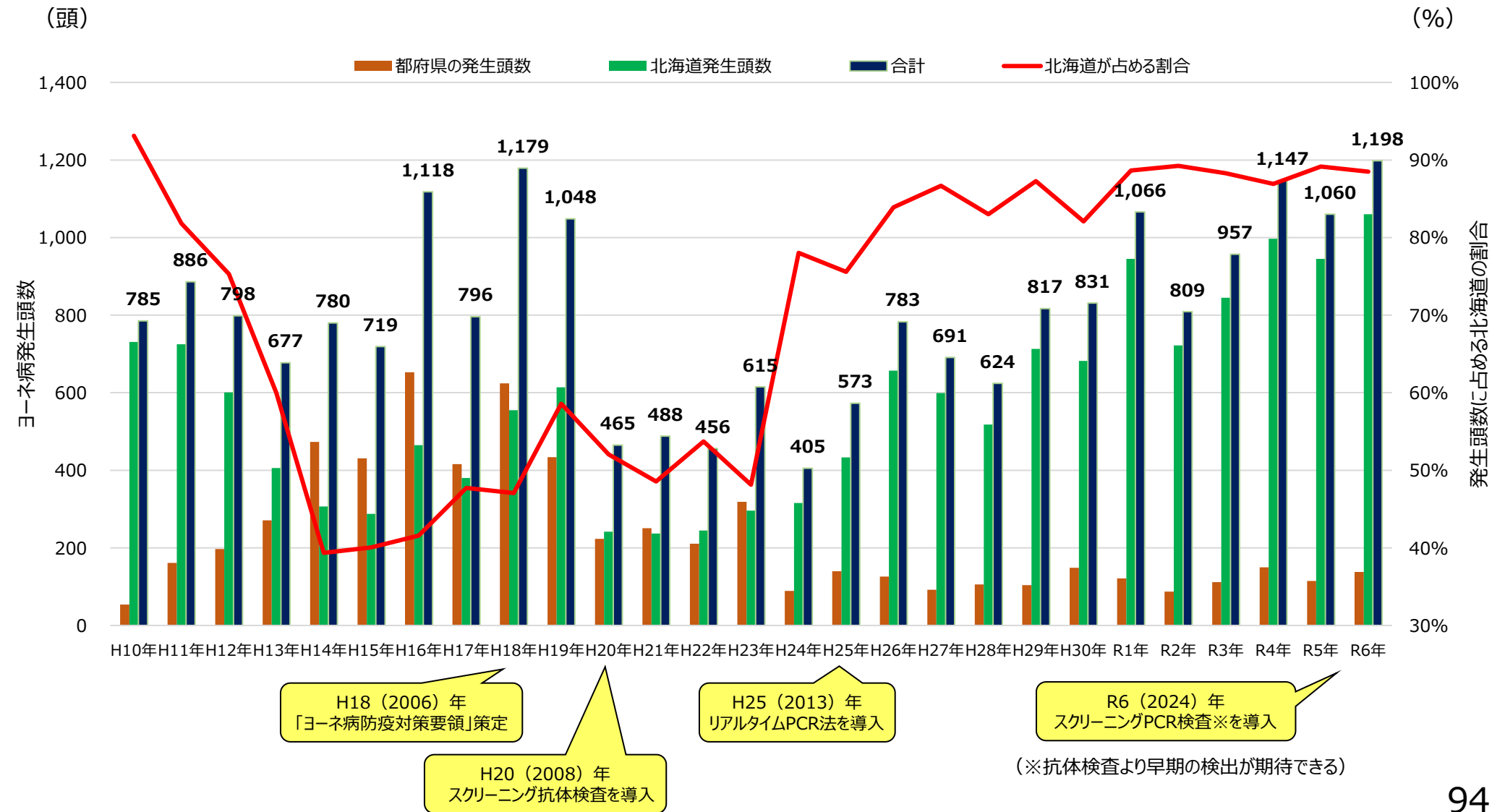


ヨーネ病発症牛（削瘦）

出典：（国）農研機構動物衛生研究部門

国内の発生状況

- 令和元（2019）年以降、**全国のヨーネ病発生頭数の9割弱（87%～89%）は北海道での発生。**
- 北海道では発生頭数が増加傾向も、都府県では年間100～150頭程度と横ばい。

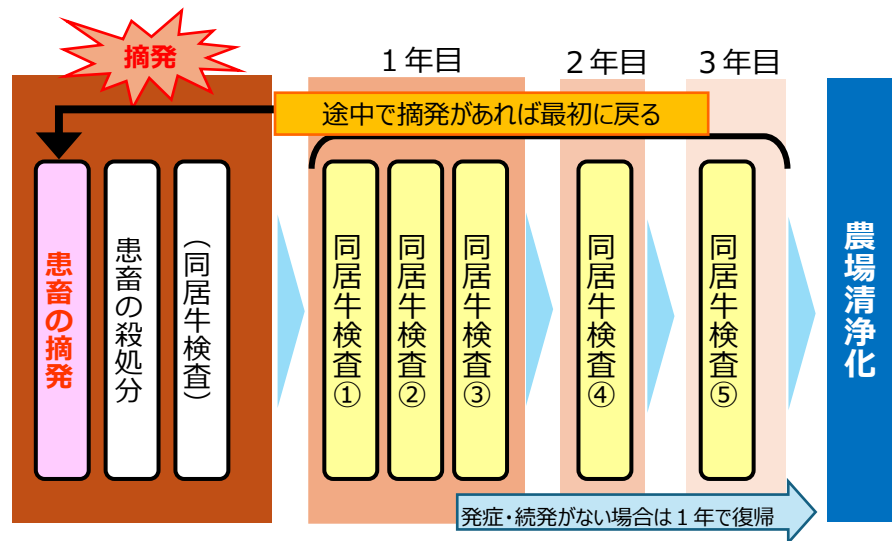


ヨーネ病対策の概要

- **定期検査と発生農場の集中的検査**により清浄化を推進する一方、**生産者や都道府県の検査負担等**が課題。
- ヨーネ病の**まん延を防止し、農家の経済的被害を抑制**しつつ、より**効率的で現場負担の軽減**につながる**検査スキームの確立**を目指し、都道府県や専門家と技術的に検討。

現状 発症までの期間が長いため、複数回の検査により清浄化を推進

- ✓ **定期検査**によるヨーネ病の監視（家畜伝染病予防法に基づく）
→ 繁殖牛は少なくとも5年に1度の検査
- ✓ **患畜の殺処分**
→ 手当金は評価額の4／5を交付
- ✓ 発生農場の**清浄化対策**
→ 1年目に3回、その後2年間は年1回の同居牛検査ですべて陰性が確認できれば清浄農場へ復帰
- ✓ 発生農場からの移動牛は**移動前検査**（2回）で陰性確認
- ✓ 農場における**衛生対策**（子牛への感染防止）



現行対策の効果と課題

【効果】

- 発症前の個体の摘発により、ヨーネ病による**甚大な被害を防止**
- 日本全体として**諸外国に比べ低い浸潤度を維持**
一方、**北海道では摘発が増加傾向**

【課題】

- 農場の大規模化を背景に、発生農場の清浄化対策に係る**生産者、地域、さらには都道府県の負担の増加**
- **対策の長期化**による農場や地域のモチベーション低下

今後の検討方向

- 地域の実情に則した**実効性の高い検査体制の確立**
- 新たな検査法も活用し現場負担を軽減できるような**検査の効率化**
- **移動牛による伝播リスクの低減**
- **農場における衛生対策の向上**

北海道や都道府県、乳用牛や肉用牛の生産者など、関係者の意見を踏まえ、効率的な検査スキームについて技術的に議論

目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	28
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	38
2． 豚熱	60
3． アフリカ豚熱	70
4． 口蹄疫	78
5． BSE（牛海綿状脳症）	82
6． ランピースキン病	87
7． ヨーネ病	92
8． その他疾病	96
III． 畜産物の輸出入検疫	100
IV． 家畜衛生に関する国際連携	106

牛伝染性リンパ腫（EBL）

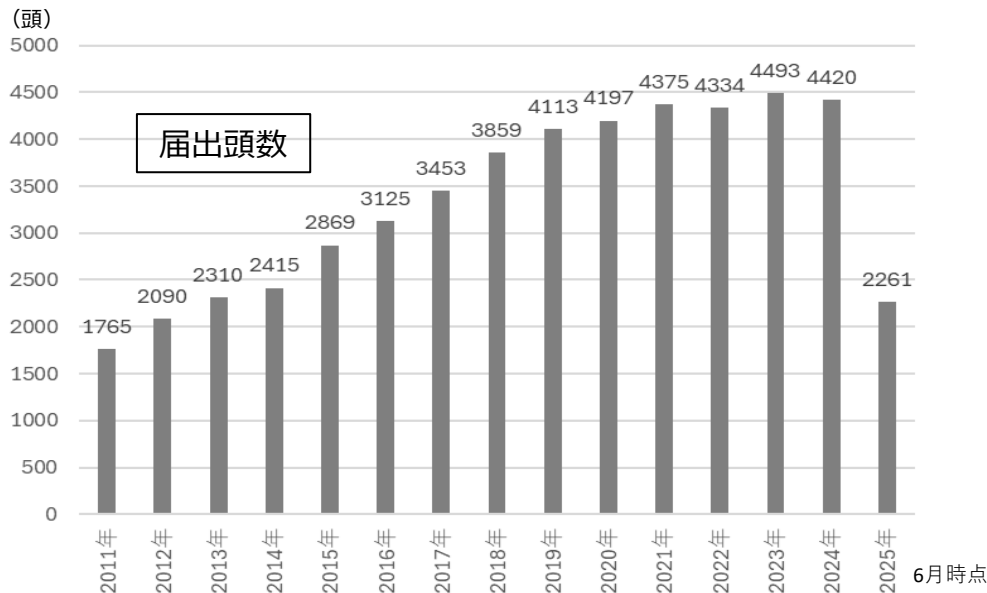
- **ウイルス（BLV）**を原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする**牛・水牛**の疾病（届出伝染病）。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。**感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全う**できる。
発症すると消瘦、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、**飼養農家の経営に大きな影響**を与える。
- **治療法やワクチンはない**。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や複数牛への同一注射針の使用等、**人為的伝播を引き起こす行為の排除**が重要。
また、**検査による農場内の感染牛の把握**や感染牛の**計画的な更新**など、中長期的な視点に立った対策が重要。

現状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%



※調査期間：平成21（2009）年12月～翌3月（乳用牛）、平成22（2010）年12月～翌4月（肉用牛）



対策の方向性

- **衛生対策ガイドライン**を策定（平成27（2015）年4月）
 - ✓ **人為的な伝播を引き起こす行為の排除**
注射針、直検手袋の確実な交換
 - ✓ **飼養者の自農場の浸潤状況の把握**
 - ✓ **経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施**
感染牛の計画的な更新
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
感染牛と非感染牛の分離飼養
 - ✓ **農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減**
検査による非感染牛の導入
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧

支援策

- **家畜生産農場衛生対策事業**
 - 移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰等の取組を支援
- **家畜共済**
 - 農場やと畜場で診断された牛について共済金を支払

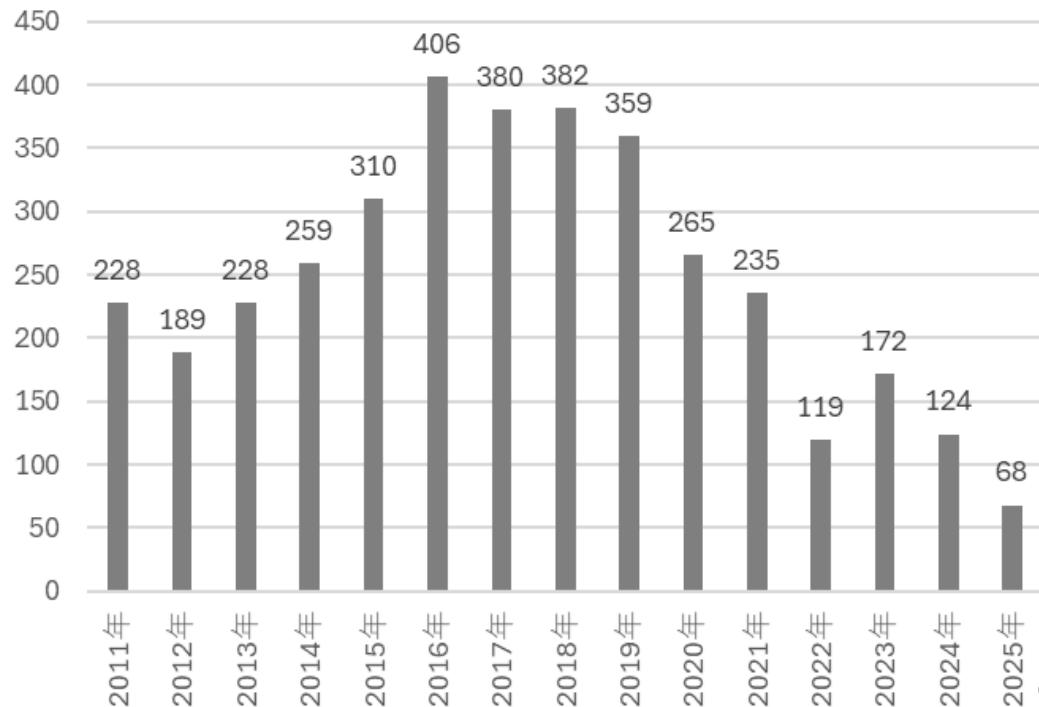
牛ウイルス性下痢（BVD）

- **ウイルス（BVDV）**を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す**牛**の疾病（届出伝染病）。
- **ウイルスを含む分泌物（唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等）**を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、**経営上悪影響**となる。
- **妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛（PI牛）**として生涯にわたりウイルスを排せつし続け、農場内において本病をまん延させる原因となるため、**PI牛の摘発・自主とう汰**が重要。

現状

（頭）

届出頭数



対策の方向性

- **防疫対策ガイドライン**（平成28（2016）年4月）
 - 感染源の**PI牛を特定**し、感染拡大防止を図ることが重要。
- ✓ **発生予防対策**
 - ・本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
 - ・陰性牛の導入、共同放牧場等における検査の徹底
 - ・予防接種の励行
- ✓ **まん延防止対策**
 - ・PI牛摘発のための定期的な検査の実施
 - ・摘発後の新生子牛に対する検査の実施
 - ・自主とう汰の推進

支援策

- **家畜生産農場衛生対策事業**
 - 検査による**PI牛の摘発・とう汰**、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援

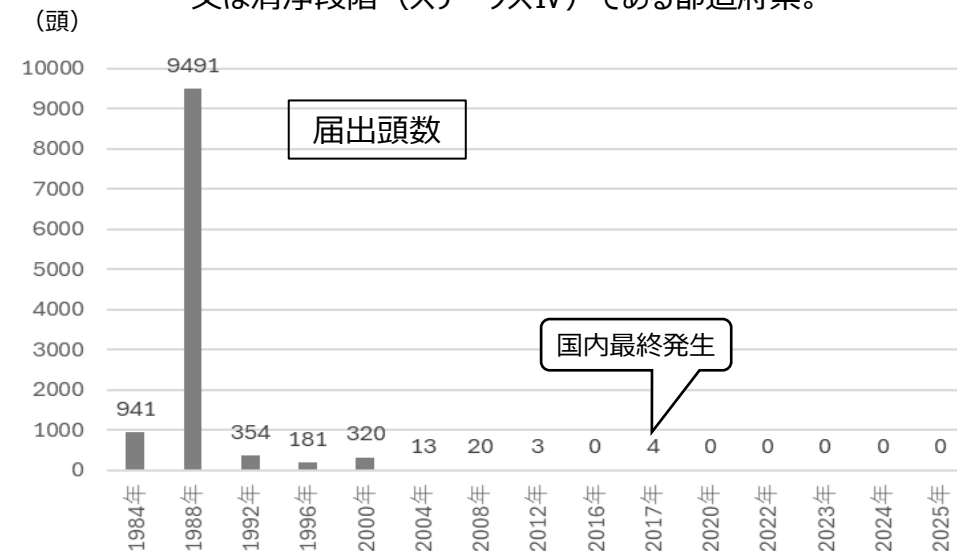
オーエスキー病

- **ウイルス**（豚ヘルペスウイルス1）を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする**豚**の疾病（届出伝染病）。
- 発症豚の分泌物（唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等）を介して感染。
- 感染豚では**潜伏感染**（ウイルスが不活性化状態で体内に維持）が起こり、妊娠・輸送等のストレスによって**ウイルスが再活性化すると新たな感染源**となる。

現状



- 昭和56（1981）年に初めて発生し、全国に拡大。
 - 本病の浸潤状況に応じて、地域ごとにワクチン接種や感染豚の早期更新等による清浄化対策を展開。
 - 令和5（2023）年1月、**全都道府県が清浄県※に移行**。
- ※清浄県：都道府県内の全ての地域が清浄化監視段階（ステータスⅢ）又は清浄段階（ステータスⅣ）である都道府県。



対策の方向性

- **オーエスキー病防疫対策要領**
（平成3（1991）年3月制定、平成29（2017）年3月最終改訂）
 - ・衛生的な飼養管理の徹底。
 - ・清浄豚の導入、浸潤地域ではワクチン接種（識別）の励行。
 - ・抗体検査による野外ウイルス感染豚の摘発と早期更新。
 - ・地域ごとに疾病ステータスに応じた対策を推進。

（地域ステータス）

ステータスⅠ 清浄化の体制構築
ステータスⅡ（前期）浸潤状況の把握
ステータスⅡ（後期）ワクチン接種の推進

浸潤県

野外ウイルスが存在しない

ステータスⅢ（前期）検査による清浄性確認
ステータスⅢ（後期）ワクチン接種中止
ステータスⅣ 清浄化達成

清浄県

- 全国が清浄県となったことを踏まえ、モニタリング検査や清浄度確認検査により、**継続的に清浄性を確認**。

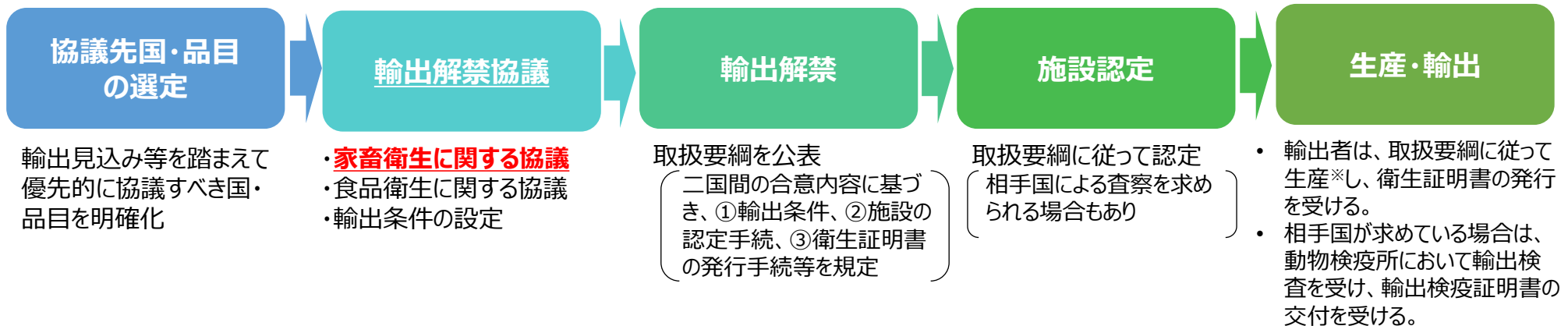
目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	28
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	38
2． 豚熱	60
3． アフリカ豚熱	70
4． 口蹄疫	78
5． BSE（牛海綿状脳症）	82
6． ランピースキン病	87
7． ヨーネ病	92
8． その他疾病	96
III． 畜産物の輸出入検疫	100
IV． 家畜衛生に関する国際連携	106

畜産物の輸出先の拡大に向けた協議

- 輸出解禁に向けた協議は、**輸出促進法**に基づき農林水産物・食品輸出本部が決定した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に従って、**農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目**から優先的に協議を実施。
- うち、**家畜衛生に関する協議**を動物衛生課で担当。輸出先国の制度に従いリスク評価を受け、日本の清浄性を認めてもらう必要。対象となる疾病は、国際獣疫事務局（WOAH）が通報対象と定める家畜の伝染性疾病（**口蹄疫、BSE、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ**）が中心。
- 解禁後も、上記の**伝染性疾病が発生すると相手国から輸入停止措置**を受けるため、清浄化後に輸出再開に向けた協議を実施。影響を軽減するため、輸出先国との間で**地域主義**の適用についても協議。

畜産物を輸出するために必要なこと



※ 要綱に定められている条件以外にも、相手国の定める規制を満たす必要
(HACCP、食品添加物、食品表示、放射性物質、残留物質モニタリング、ハラール等)

地域主義とは

- ✓ 疾病発生国であっても、**疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認める**という概念

我が国からの畜産物の輸出解禁状況

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
アジア	香港	◎	◎	◎	◎	○
	台湾	◎			◎	○
	中国	●		●	●	●
	韓国	●			◎	●※1
	タイ	◎	◎			○
	インドネシア	◎				●
	フィリピン	◎			●	○
	マカオ	◎	◎	◎	◎	○
	ベトナム	◎	◎	◎		○
	ミャンマー	◎				○
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	○
	マレーシア	◎				○
	ブルネイ	●				
北米	米国	◎			◎	○
	カナダ	◎				○

◎：解禁済み

○：協議を行うことなく輸出可能

●：協議中

※1：牛乳・ヨーグルト等について協議中。加工乳、バター、脱脂粉乳、チーズ等は協議を行うことなく輸出可能

我が国からの畜産物の輸出解禁状況

輸出入
検疫

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
太洋州	豪州	◎				○
	ニュージーランド	◎				○
中南米	メキシコ	◎				
	ブラジル	◎				
	アルゼンチン	◎				
	ウルグアイ	◎				
中東	アラブ首長国連邦	◎	◎		●	○
	カタール	◎				
	サウジアラビア	◎				○
	バーレーン	◎				
	クウェート	◎				
欧州	E U等※1	◎		◎	◎	◎
その他	ロシア等※2	◎		●	●	○
	ウクライナ	●				

◎：解禁済み

○：協議を行うことなく輸出可能

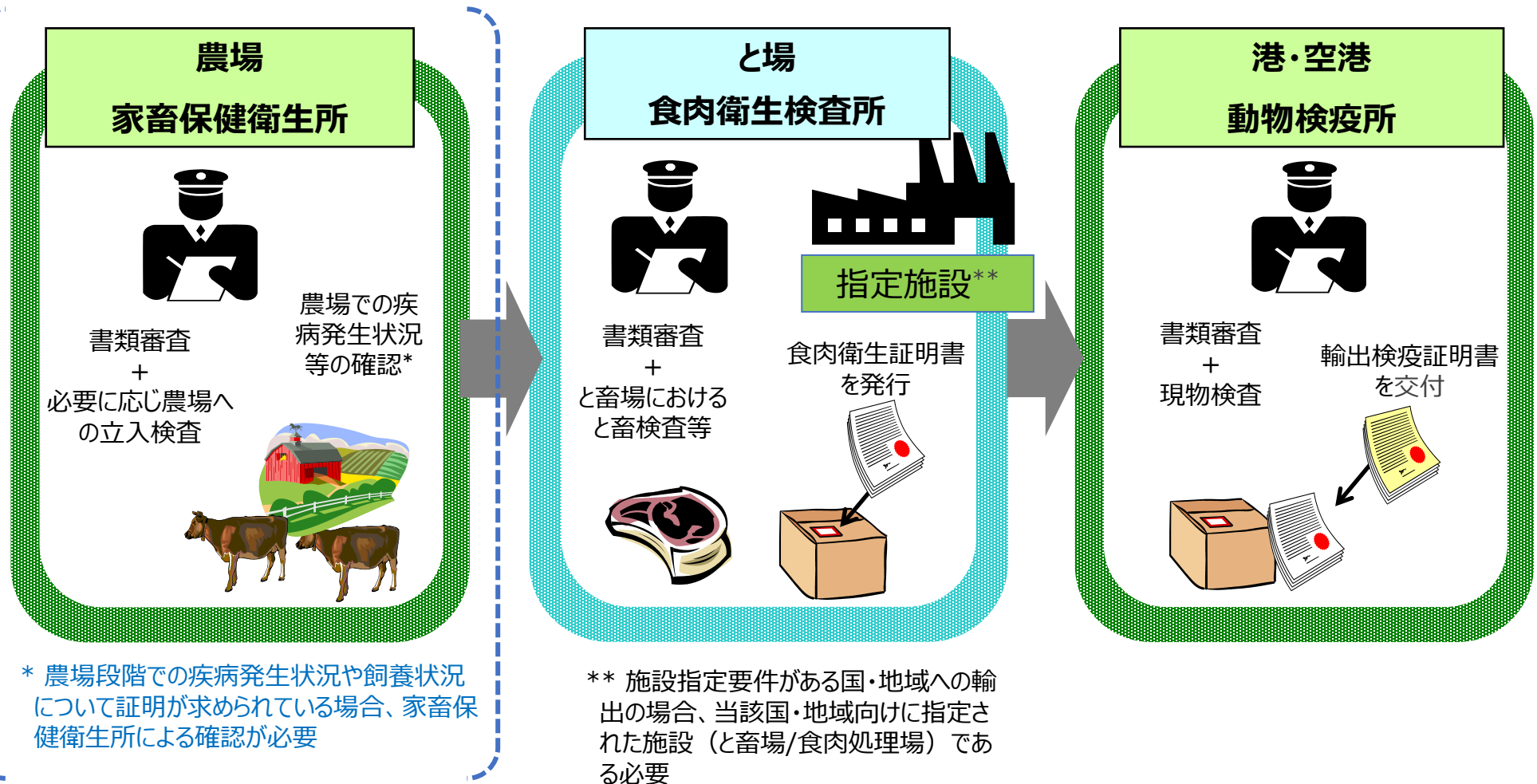
●：協議中

※1：英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む

※2：ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスを含む

畜産物の輸出検査の流れ

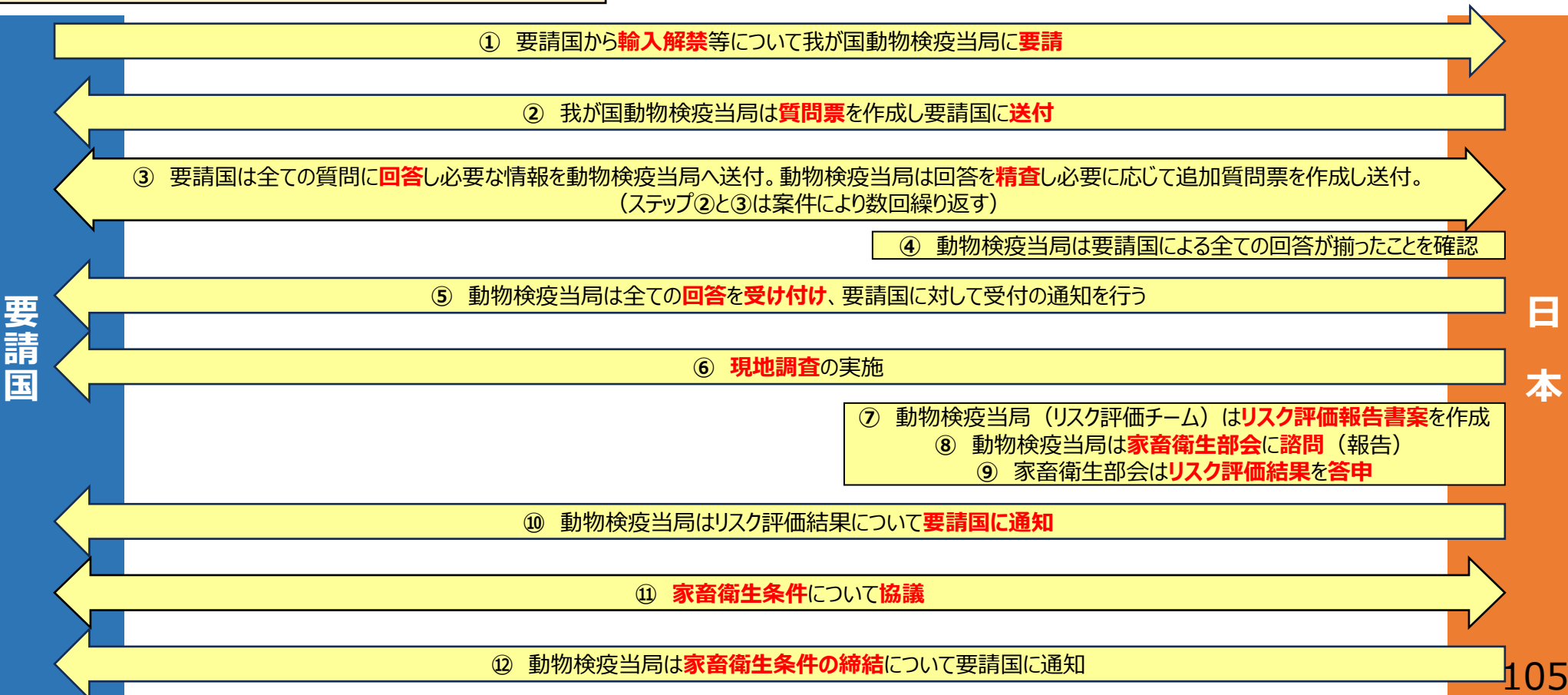
○ 一般的な食肉の輸出手続は以下のとおり。具体的な手続や証明書様式等は、農林水産省輸出・国際局が公表している「**取扱要綱**」により、**各国・品目ごとに定められている**。



畜産物の輸入協議に係る標準的手続

- 我が国に輸入される畜産物のうち、家畜伝染病予防法第37条等に基づく「**指定検疫物**」については、**輸入時に動物検疫の対象**となり、検疫の結果、輸出国政府が監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないことを確かめ発行した**検査証明書**を添付する必要。検査証明書による証明事項は、2 国間で設定する**家畜衛生条件**により、あらかじめ規定。
- 輸入解禁（**家畜衛生条件の締結**）の協議に際しては、「**標準的手続**」を定めることにより、**国際的な基準を考慮しつつ、手続の公正の確保と透明性の向上を図っている。**

「標準的手続」に基づくリスク評価のステップ



目 次

I． 家畜衛生対策	
1． 家畜伝染病予防法の概要	3
2． 水際対策	10
3． 発生予防対策	20
4． まん延防止対策	28
II． 主な家畜疾病	
1． 高病原性鳥インフルエンザ	38
2． 豚熱	60
3． アフリカ豚熱	70
4． 口蹄疫	78
5． BSE（牛海綿状脳症）	82
6． ランピースキン病	87
7． ヨーネ病	92
8． その他疾病	96
III． 畜産物の輸出入検疫	100
IV． 家畜衛生に関する国際連携	106

家畜衛生に関する国際連携

- 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の**越境性動物疾病（TADs）**や薬剤耐性（AMR）対策は、**国際的な協力が不可欠**であるという共通認識のもと、**国際機関、G7の枠組、獣医当局間及び研究所間で連携して活動。**
- また、高病原性鳥インフルエンザ等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、**アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。**

国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

○ 国際獣疫事務局（WOAH）

- GF-TADs（WOAHとFAOによるTADs防疫のための世界的枠組み）の下で行われるアフリカ豚熱（ASF）等のTADsの防疫対策
- アジア太平洋地域における薬剤耐性対策及び人獣共通感染症対策、獣医組織能力等の強化及び維持

○ 国際連合食糧農業機関（FAO）

- 危機管理センターへの専門家派遣及び活動支援
- 牛疫ウイルスの適正管理・牛疫ワクチンの供給体制整備

G7の枠組みにおける協力

○ G7CVO（首席獣医官）フォーラム

- 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

</

家畜衛生に関する主な出来事

- **国際的な動物の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。**
- **このような家畜衛生をめぐる情勢の変化に都度対応し、家畜伝染病予防法の改正など、家畜衛生体制を充実。**

年	できごと	
	国内	海外
1992 (H4)	WOAH東京事務所の開設。	英国での牛海綿状脳症（BSE）発生数がピーク。 英国で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）H5N1発生。
1996 (H8)	豚熱撲滅体制確立対策事業開始。	英国でBSEが人に感染源となることを示唆。
1997 (H9)	家伝法改正（伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等）。	ドイツで豚熱（CSF）発生。
2000 (H12)	口蹄疫（FMD）が宮崎県等で発生、家伝法改正（わら等の動物検疫開始）。	台湾で牛でのFMD再発。
2001 (H13)	BSEが発生、家伝法改正（特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等）。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドでFMD発生。 スペイン、ドイツで豚熱発生。 EUにおけるBSE対策強化。
2003 (H15)	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルベスが発生。	米国でBSE発生（後に非定型と確認）。
2004 (H16)	国内で79年ぶりにHPAIが発生。 家伝法改正（手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等）。	ヒトでのHPAI（H5N1）感染が多数報告。
2005 (H17)	動物検疫探知犬を導入（成田国際空港に2頭）。	
2007 (H19)	CSFの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	ジョージアでのアフリカ豚熱（ASF）発生確認（以降ユーラシア全域に拡大）。
2010 (H22)	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。	
2011 (H23)	家伝法改正（家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等）。 FMDについてWOAHによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根